

平成19年3月2日 開 会

平成19年3月20日 閉 会

# 平成19年第1回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

## 目 次

### 3月2日(金曜日)第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	5
欠席議員.....	5
説明のため出席した者の職氏名.....	5
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	6
開 会(午前10時00分).....	7
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	7
日程第2 会期の決定について.....	7
日程第3 選第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について.....	7
日程第4 発議第1号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用 及びポスターの作成の公営に関する条例を廃止する条例に ついて.....	9
16番 藤根圓六議員提案説明.....	9
日程第5 質 疑.....	10
13番 寺町知正議員質疑.....	10
16番 藤根圓六議員答弁.....	11
13番 寺町知正議員質疑.....	11
休 憩(午前10時20分).....	11
再 開(午前10時22分).....	11
13番 寺町知正議員質疑.....	11
16番 藤根圓六議員答弁.....	12
13番 寺町知正議員質疑.....	13
16番 藤根圓六議員答弁.....	13
休 憩(午前10時29分).....	14
再 開(午前10時30分).....	14
林総務部長答弁.....	14
15番 中田静枝議員質疑.....	14
休 憩(午前10時32分).....	15

再 開（午前10時35分）	15
16番 藤根圓六議員答弁	15
15番 中田静枝議員質疑	16
16番 藤根圓六議員答弁	17
日程第6 討 論	18
15番 中田静枝議員反対討論	19
13番 寺町知正議員賛成討論	20
日程第7 採 決	21
休 憩（午前11時00分）	22
再 開（午前11時20分）	22
日程第8 報第1号から日程第52 議第43号まで	22
平野市長提案説明	24
日程第53 発議第2号及び日程第54 発議3号	34
16番 藤根圓六議員提案説明	34
散 会（午後0時16分）	35

### 3月12日（月曜日）第2号

議事日程	37
本日の会議に付した事件	40
出席議員	43
欠席議員	44
説明のため出席した者の職氏名	44
職務のため出席した事務局職員の職氏名	44
開 議（午前10時00分）	45
日程第1 質 疑（報第1号から発議第3号まで）	45
13番 寺町知正議員質疑	45
林総務部長答弁	45
13番 寺町知正議員質疑	45
林総務部長答弁	46
13番 寺町知正議員質疑	46
林総務部長答弁	46
13番 寺町知正議員質疑	47

林総務部長答弁.....	47
13番 寺町知正議員質疑.....	47
林総務部長答弁.....	47
13番 寺町知正議員質疑.....	48
長野基盤整備部長答弁.....	48
13番 寺町知正議員質疑.....	48
長野基盤整備部長答弁.....	48
13番 寺町知正議員質疑.....	48
梅田水道部長答弁.....	49
13番 寺町知正議員質疑.....	49
梅田水道部長答弁.....	49
13番 寺町知正議員質疑.....	50
林総務部長答弁.....	50
13番 寺町知正議員質疑.....	50
林総務部長答弁.....	51
15番 中田静枝議員質疑.....	51
室戸保健福祉部長答弁.....	52
15番 中田静枝議員質疑.....	52
長屋市民環境部長答弁.....	52
15番 中田静枝議員質疑.....	53
長屋市民環境部長答弁.....	53
15番 中田静枝議員質疑.....	54
室戸保健福祉部長答弁.....	54
15番 中田静枝議員質疑.....	54
室戸保健福祉部長答弁.....	55
15番 中田静枝議員質疑.....	55
室戸保健福祉部長答弁.....	55
15番 中田静枝議員質疑.....	55
長屋市民環境部長答弁.....	55
15番 中田静枝議員質疑.....	56
長屋市民環境部長答弁.....	56
15番 中田静枝議員質疑.....	57

林総務部長答弁.....	57
15番 中田静枝議員質疑.....	57
林総務部長答弁.....	57
15番 中田静枝議員質疑.....	57
林総務部長答弁.....	58
15番 中田静枝議員質疑.....	58
土井教育次長答弁.....	58
15番 中田静枝議員質疑.....	58
土井教育次長答弁.....	58
15番 中田静枝議員質疑.....	59
長屋市民環境部長答弁.....	59
15番 中田静枝議員質疑.....	59
長屋市民環境部長答弁.....	59
15番 中田静枝議員質疑.....	60
長屋市民環境部長答弁.....	60
15番 中田静枝議員質疑.....	60
土井教育次長答弁.....	60
15番 中田静枝議員質疑.....	61
教育長答弁.....	61
休 憩（午前11時05分）.....	62
再 開（午前11時20分）.....	62
15番 中田静枝議員質疑.....	63
長屋市民環境部長答弁.....	63
15番 中田静枝議員質疑.....	63
室戸保健福祉部長答弁.....	63
13番 寺町知正議員質疑.....	64
藤根議会運営委員長 答弁.....	64
13番 寺町知正議員質疑.....	64
藤根議会運営委員長 答弁.....	64
13番 寺町知正議員質疑.....	64
藤根議会運営委員長 答弁.....	65
13番 寺町知正議員質疑.....	65

藤根議会運営委員長 答弁.....	65
13番 寺町知正議員質疑.....	66
藤根議会運営委員長 答弁.....	66
13番 寺町知正議員質疑.....	66
林総務部長答弁.....	67
13番 寺町知正議員質疑.....	67
林総務部長答弁.....	67
13番 寺町知正議員質疑.....	67
林総務部長答弁.....	67
13番 寺町知正議員質疑.....	67
林総務部長答弁.....	68
13番 寺町知正議員質疑.....	68
梅田水道部長答弁.....	68
13番 寺町知正議員質疑.....	68
梅田水道部長答弁.....	68
13番 寺町知正議員質疑.....	69
長屋市民環境部長答弁.....	69
13番 寺町知正議員質疑.....	70
長屋市民環境部長答弁.....	70
15番 中田静枝議員質疑.....	70
平野市長答弁.....	72
日程第2 委員会付託（議第1号から議第43号）.....	72
散 会（午前11時51分）.....	73

### 3月16日（金曜日）第3号

議事日程.....	75
本日の会議に付した事件.....	75
出席議員.....	75
欠席議員.....	75
説明のため出席した者の職氏名.....	75
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	76
開 議（午前10時00分）.....	77

日程第1	一般質問	77
1.4番	宮田軍作議員質問	77
(1)	新年度予算について	77
	林総務部長答弁	77
	宮田軍作議員質問	78
	林総務部長答弁	79
	宮田軍作議員質問	80
	平野市長答弁	81
2.2番	尾関律子議員質問	81
(1)	少子化対策としての子育て支援について	81
	室戸保健福祉部長答弁	83
(2)	裁判員制度について	84
	林総務部長答弁	85
	尾関律子議員発言	86
休	憩(午前10時40分)	86
再	開(午前11時00分)	86
3.15番	中田静枝議員質問	86
(1)	要介護認定者に障害者認定制度の周知徹底を	86
	室戸保健福祉部長答弁	87
	中田静枝議員質問	88
	室戸保健福祉部長答弁	89
	中田静枝議員質問	89
	室戸保健福祉部長答弁	89
(2)	国保証発行の改善を	90
	長屋市民環境部長答弁	91
	中田静枝議員質問	93
	小林教育長答弁	94
(3)	定率減税半減、廃止と保育料負担増に関して	95
	室戸保健福祉部長答弁	96
	中田静枝議員発言	97
休	憩(午前11時46分)	97
再	開(午後1時00分)	98

4 . 13番 寺町知正議員質問.....	98
( 1 ) トップである市長自身の法令遵守の姿勢や倫理観を問う.....	98
平野市長答弁.....	100
寺町知正議員質問.....	102
平野市長答弁.....	103
寺町知正議員質問.....	103
平野市長答弁.....	104
( 2 ) ダイオキシン、重金属、公金支出情報に関しての山県市役所の隠ぺい体 質や非公開体質について.....	104
平野市長答弁.....	106
寺町知正議員質問.....	108
平野市長答弁.....	109
寺町知正議員質問.....	110
平野市長答弁.....	110
寺町知正議員質問.....	111
平野市長答弁.....	111
( 3 ) 市を財政破綻直前に至らせた市長の責任について.....	111
平野市長答弁.....	112
5 . 1 番 吉田茂広議員質問.....	114
( 1 ) 消防団における機能別団員及び機能別分団導入について.....	114
高橋消防長答弁.....	115
( 2 ) 人権問題について.....	116
室戸保健福祉部長答弁.....	117
吉田茂広議員質問.....	118
室戸保健福祉部長答弁.....	119
散    会 ( 午後 2 時 14 分 ) .....	120

3月20日(火曜日)第4号

議事日程.....	121
本日の会議に付した事件.....	128
出席議員.....	135
欠席議員.....	136

説明のため出席した者の職氏名.....	136
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	136
開 議（午前10時00分）.....	137
日程第1 常任委員会委員長報告.....	137
日程第2 委員長報告に対する質疑.....	140
日程第3 討 論（議第1号から発議第3号まで）.....	140
13番 寺町知正議員反対討論.....	140
15番 中田静枝議員反対討論.....	142
日程第4 採 決（議第1号から発議第3号まで）.....	144
日程第5 発議第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書に ついて.....	154
9番 影山春男議員提案説明.....	154
日程第6 質 疑.....	155
日程第7 討 論.....	155
日程第8 採 決.....	155
日程第9 発議第5号 国民の安全・安心の願いに応える公共事業、木曽川上流 河川事務所の執行体制等の拡充を求める意見書について...	155
7番 武藤孝成議員提案説明.....	156
日程第10 質 疑.....	156
日程第11 討 論.....	156
日程第12 採 決.....	156
日程第13 発議第6号 日豪EPA / FTA交渉に関する意見書について.....	157
7番 武藤孝成議員提案説明.....	157
日程第14 質 疑.....	157
日程第15 討 論.....	158
日程第16 採 決.....	158
日程第17 議会運営委員会・特別委員会中間報告について.....	158
日程第18 質 疑.....	161
日程第19 閉会中の継続審査について.....	161
休 憩（午前11時09分）.....	162
再 開（午前11時09分）.....	162
閉 会（午前11時11分）.....	163

会議録署名者..... 163

平成19年 3月 2日

# 山県市議会定例会会議録

( 第 1 号 )

## 山県市議会定例会会議録

第1号 3月2日(金曜日)

- 
- 議事日程 第1号 平成19年3月2日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第4 発議第1号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例を廃止する条例について
- 日程第5 質疑
- 日程第6 討論
- 日程第7 採決
- 日程第8 報第1号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第9 報第2号 山県市公共下水道事業 枝線管渠第11工区工事請負契約の変更の専決処分について
- 日程第10 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 日程第12 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 日程第19 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 日程第21 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について

日程第23	議第14号	山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例 について
日程第24	議第15号	山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例 について
日程第25	議第16号	山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条 例について
日程第26	議第17号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第27	議第18号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第19号	山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第20号	岐阜県市町村会館組合格約の変更について
日程第30	議第21号	岐阜県市町村職員退職手当組合格約の変更について
日程第31	議第22号	岐北衛生施設利用組合格約の変更について
日程第32	議第23号	山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に 関する協定の変更について
日程第33	議第24号	平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第34	議第25号	平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第35	議第26号	平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第36	議第27号	平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第37	議第28号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第38	議第29号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
日程第39	議第30号	平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第40	議第31号	平成19年度山県市一般会計予算
日程第41	議第32号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第42	議第33号	平成19年度山県市老人保健特別会計予算
日程第43	議第34号	平成19年度山県市介護保険特別会計予算
日程第44	議第35号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第45	議第36号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第46	議第37号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第47	議第38号	平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第48	議第39号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
日程第49	議第40号	平成19年度山県市水道事業会計予算
日程第50	議第41号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について

- 日程第51 議第42号 市道路線の認定について  
日程第52 議第43号 市道路線の廃止について  
日程第53 発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
日程第54 発議第3号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 選第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について  
日程第4 発議第1号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例を廃止する条例について  
日程第5 質疑  
日程第6 討論  
日程第7 採決  
日程第8 報第1号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について  
日程第9 報第2号 山県市公共下水道事業 枝線管渠第11工区工事請負契約の変更の専決処分について  
日程第10 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第11 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について  
日程第12 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について  
日程第13 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について  
日程第14 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第15 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第16 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について  
日程第17 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第18 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について  
日程第19 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第20 議第11号 山県市出産祝金条例について  
日程第21 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第22	議第13号	山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第14号	山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第15号	山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25	議第16号	山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第17号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第27	議第18号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第19号	山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
日程第29	議第20号	岐阜県市町村会館組合規約の変更について
日程第30	議第21号	岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第31	議第22号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について
日程第32	議第23号	山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
日程第33	議第24号	平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
日程第34	議第25号	平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第35	議第26号	平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第36	議第27号	平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第37	議第28号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第38	議第29号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
日程第39	議第30号	平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第40	議第31号	平成19年度山県市一般会計予算
日程第41	議第32号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第42	議第33号	平成19年度山県市老人保健特別会計予算
日程第43	議第34号	平成19年度山県市介護保険特別会計予算
日程第44	議第35号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
日程第45	議第36号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
日程第46	議第37号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
日程第47	議第38号	平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第48	議第39号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
日程第49	議第40号	平成19年度山県市水道事業会計予算

- 日程第50 議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について  
 日程第51 議第42号 市道路線の認定について  
 日程第52 議第43号 市道路線の廃止について  
 日程第53 発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について  
 日程第54 発議第3号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囀之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 舩戸時夫 書記 高橋幸弘  
書記 堀達也

---

午前10時00分開会

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（久保田 均君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、9番 影山春男君、15番 中田静枝君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

議長（久保田 均君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から3月20日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、会期については、本日より3月20日までの19日間とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、会期については、本日より3月20日までの19日間と決定をいたしました。

---

日程第3 選第1号

議長（久保田 均君） 日程第3、選第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） この選挙は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により行うものであります。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、選挙は投票により行います。  
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は22名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 吉田茂広君、2番 尾関律子君  
を指名いたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、市長、助役、監査委員のうちから単記無記名で願  
いをいたします。

〔投票用紙配付〕

議長（久保田 均君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

議長（久保田 均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（久保田 均君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。投票は、1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

議長（久保田 均君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 投票漏れなしと認めます。

投票は以上で終了いたしました。

開票を行います。

吉田茂広君、尾関律子君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（久保田 均君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票21票、白票1票。

有効投票中、21票、平野 元君。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、平野 元山県市長が当選をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（久保田 均君） ただいま当選されました平野 元山県市長が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

平野 元山県市長、当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

市長（平野 元君） ただいまは、岐阜県後期高齢者広域連合議会議員の議員として御推挙を賜りました。この上は、職責を十分全うすべく努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

---

#### 日程第4 発議第1号

議長（久保田 均君） 日程第4、発議第1号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 提案者である藤根圓六君に趣旨説明を求めます。

16番（藤根圓六君） ただいま議長の許可をいただきましたので、提案理由を御説明申し上げます。

山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の廃止について。

選挙公営は、候補者の金銭的負担を減らし、金のかからない選挙にし、候補者間の選挙運動の機会が平等になるように考案された制度ですが、山県市は財政的にも非常に厳しい状況下であることから、議会として、昨年、議員定数を平成20年の一般選挙から、現行22人を6人削減し16人としたところです。また、選挙公営制度につきましても、公費負担の削減を図るため、山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の廃止を今回議員発案することとしました。

いま一度、山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の廃止に向けて御協議賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案説明といたします。

---

## 日程第5 質疑

議長（久保田 均君） 日程第5、質疑を行います。

発言をどうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、提案者に質問いたします。

何点かありますけど、まず、手続という観点から質問いたしますけれども、地方自治法の第74条というところで直接請求という制度が定められていて、本市においては、ことしの1月16日から市民の皆さんがその手続を市長に申請し、スタートしています。現在、粛々と手続が進行しているという状況ですね。県議選が4月8日にあるということで、署名期間は約20日ほどという非常に短期でしたけれども、一応法定数の約2倍の有権者の署名というものが集まり、現在、市の選挙管理委員会でその署名簿、署名者の審査中です。そういったことから、手続が進んでいけば、この3月の定例議会中に市長から議案として提案されるというのは確実な流れにあるわけですね。

まず、提案者の皆さん、あるいは賛成者の皆さんはそのことは承知しているのでしょうかということ。

それから、そういった手続が進行しているにもかかわらず、その手続の途中で、いわば横から入るような形で議員提案するということは、地方自治法が定めた市民の直接請求という権利を無視することではないかというふうに考えるんですが、その点はいかがでしょうか。

それから、制度という面ですけれども、さきの12月議会でこの議会でも議論があり、市長の答弁がありました。市長は、基本的には現在の制度が必要であり、維持していくということ、ただし、他の自治体の動向も見守ってはいくという趣旨だったというふうに受けとめています。今回の議案の提案者の皆さんは、市長の考えとは違って制度は不要だと考えたからなのかというふうに受けとめられますが、その点、制度は不要と考えたのかということですね。あるいは、それとも住民発議が進んできたから制度廃止ということを選択したのか、どのようでしょうか。

それと、3点目の観点ですけれども、提案の条例のところは4ページに出ていますけれども、ここの附則のところ、「この条例は公布の日から施行する」というふうになっていて、何月何日ということは明示がないわけですが、ことしの4月には山県市長の選挙もあり、この条例の制度があれば、4月の市長選挙はこの制度が生きてくるということから、この公布の日から施行するというのは何月何日を指すのかということこ

るを明らかにしていただきたい。

まず、以上です。

議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） それでは、お答えします。

まず、1の住民請求されているということを承知しているかということは、承知しております。

2番目、途中で議員提案するということは住民の権利を無視することではないかということに関しては、私は無視しているわけではなく、むしろ評価につながると感じております。

そして、制度の評価ですね。市長の考えと違って、制度は不要だと考えているからかということなんですけれども、また、住民の発議があったから制度廃止を選択したのかということですが、これは私ども署名議員自らが考えて、それに基づいたもので、発議があったからということではありません。

3点目の、一応このことは4月の市長選挙から採用してもらおうという考え方でおります。

以上です。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 再度お尋ねしますけれども、まず最後の、公布の日から施行するというのは、提案者側は具体的に日にちを書いていないわけで、仮にこの廃止条例が議決されたとしても、市長が、じゃ、7月からやりましょうと言ったらそうになってしまうのか、それとも、自動的にこの定例会が終わったら速やかに公布から施行状態になるのか、そこを明らかにしていただきたいんですが。もし何でしたら、ちょっと休憩をとっていいから、法令上の確認もね。多分、法律はそんな市長に無制限な期間制限は与えていないと思うので、例えば閉会后3日とか5日とか。

議長（久保田 均君） 寺町君、着席をしてください。寺町君に言われて休憩をしなければということはないと思うけど、暫時休憩をとります。

午前10時20分休憩

午前10時22分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君、再質問でどうぞ。

13番（寺町知正君） 先ほどの点に続いて、手続の観点ですけれども、この提案説明

では、行財政改革に伴い上記条例の廃止を行うものであると簡単に書いてありますし、先ほどの説明の中でもそのあたりが余りなかったので確認したいんですけど、行財政改革と言って、なぜ議員提案をしなければならないのかというところをきちっと理由を説明していただきたい。

それから、もう一つ手続ですけども、きょうは3月議会の開会初日ということ、しかも、まだ市長からの他の予算案とか重要な議案は何ら説明がないわけですけども、そこで提案し、直ちに今質疑です。この後、討論、採決というふうになるわけですけども、これは極めて異例であり、異常な状態だというふうを考えるわけです。なぜそこまでしなければならないのかというその必要性あるいは必然性、これは一体どのように説明されるんでしょうか。

もう一つだけ、観点、評価ということをお聞きしましたので続きですけども、今回は廃止という提案をされますが、12月議会でも議論があったように、基準額を引き下げるという方法論も考えられるわけですね。例えば、ポスター代なら3分の1にするとか、そういう自治体もあるわけですけど、そういう引き下げということをいわば飛び越して、せずにいくのは、ちょっと理解するには1つハードルがあるので、なぜ皆さんは引き下げを選択せずに廃止を選択したのかというところを明らかにしてください。

議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） まず、先ほどの公布日の期日なんですけれども、これはきょうの議決後、速やかに告示をするということです。

そして、今の再質問ですね。なぜこの時期に議案提案しなければならないかというその理由ですけども、先ほど提案理由の中にも申し上げましたように、財政改革、要するに経費節減、これはやはり議員が自ら率先垂範してやるべきものと、そういう解釈でございます。

その次の、開会初日に即決することは極めて異常である、そこまでしなければならない必要性と必然性をどのように説明するかということですけども、これは我々の、住民からの声も聞きながら、きょう、賛成議員の20名のそれぞれの皆さんの声が、もう既に廃止すべきという点をとらえまして、きょう、一応採決まで持っていくという、そういうことにいたしました。

その次の、基準額を引き下げるという方法も考えられないわけではない。引き下げを選択しない理由は何か。この公営制度は逆に金のかからない選挙と言われておりますけれども、公平にやるということですけども、現在、山県市は市になってこの公営制度を取り入れたわけですけども、その以降に岐阜県の中で市になったところでも、現在

この制度を、公営にしていないということ。同時に、岐阜県内においては山県市よりも大きな町がございます。そういったところは、当然町でありますから公営制度はありません。金のかからない選挙、要するに住民サイドからも、我々が立候補した場合に選挙費用のかからないように理解してもらうためには、むしろ我々も公費を使わない、使っていないという姿勢を見せるべき。同時に、3年前と違いまして、現在の状況は御存じのように国も地方も本当に財源不足。夕張市ではありませんけれども、山県市にとってもあすは我が身という気持ちを持たなければならないですし、同時に私どもは、住民に対して行政サービスが合併して落ちたということで今負担を求めています。住民の理解を得るためにも、我々が自らもやはりそういった公費に負担をかけるべきではないと、そういうことでございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 最後の再々質問ですけど、それなりに納得できる説得力のある答弁かなと思ってお聞きしていました。

確認です。2点ですけど、1つは最初にお答えになった、議決後、速やかに告示をするという趣旨でしたけれども、それは例えばきょうを指すのか、あるいは自治法はよく3日という言葉が出ますけど、その3日なのか。つまり、定例会はまだ続いているのに、議決があったから速やかに、この1日、2日、3日ぐらいに告示をするという定めなのか、これも市長にお預けで、いつでもいいんですという意味の速やかなのか。そこはどうなんですかということ。

それと、もう一点、行財政改革という観点のお答えでしたけれども、そうすると、市民から見ると非常に不思議な費用弁償というところもまさに見直す行財政改革、議員自らということ、お答えがありましたけれども、議員自ら費用弁償を見直すべきではないかとか、あるいは、政務調査費も非常に大きな問題になっている。山県市も、領収書すら出てこないわけですね。そういった制度、あるいはその額のあり方、そこも視点にある、答弁からはそうしかとれないんですが、それでいいですか。議員自ら行財政改革ということを率先するというお答えでしたけど。

議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） 今の議員自らということですので、今、政務調査費等に関しましては、今後我々議員間で検討してまいります。

それと、もう一点、告示のこと。

議長、ちょっと暫時休憩をお願いします。

議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁、林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 地方自治法の定めによりますと、第16条でございますが、普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定または改廃の議決があったときは、その日から3日以内にこれを市長に送付しなければならないとございます。この3日も、先ほど事務局と相談をいたしましたけれども、速やかにということで、きょうであればきょうでいただけるということを思っておりますし。次に、「地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から20日以内にこれを公布しなければならない。」とありますが、これも20日ではなく、もう速やかに公布したいということを考えております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） では、私から本案件につきまして、提出者の藤根さんに質疑をいたします。

まず、1つ目ですけれど、この案件というのは、山県市における参政権、被選挙権にかかわる重要な問題であります。議会の全員協議会での十分な協議や、また議会で特別委員会を設けるなどして研究、協議すべき課題だというふうに私は考えます。しかるに、本日提出をされ、そして即採決という、そういう日程の組み方が行われております。提出者の藤根さんは議会運営委員会の委員長でもあられるわけですけれども、こういうやり方というのは、議会運営上、本当に常軌を逸したやり方だというふうに私は言わざるを得ませんが、その点は一体どう考えておられるのでしょうか。

また、2つ目ですが、提出された理由につきまして、市の財政難ということで理由を述べられましたけれども、改めてその公営廃止の理由を述べていただきたいというふうに思います。

3点目は、私の調査によりますと、この選挙公営の財源というのは、山県市の場合に、普通交付税に毎年400万円算入されておりました、議員と市長の任期4年ごとの選挙が予定されるということで、4年で1,600万円が来ることになっておりますけれども、普通交付税に参入されているというこの意味をどのように提出者は考えておられるのか、質問

したいと思います。

4点目ですけれども、09年に財政破綻の予測というこの山県市にとって、むだ金を許す制度で間違いだと、直接請求の運動をしておられる議員さんのニュースには書いてあります。3年前の市議会議員選挙で公営費が使われましたけれども、このことについて議案の提出者は疑問を持っておられるのでしょうか。むだ金が使われたというふうを考えておられるのか。市民の代表を選出するための、これは必要な経費ではなかったかと考えるのですが、いかがでしょうか。

5点目ですけれども、山県市がこの条例を廃止するということは、財産の有無にかかわらずだれもが立候補できる環境を悪くするというところで、議会制民主主義における参政権、被選挙権の保障が、またその平等が損なわれるということになるのではないかと私は考えるわけですけれども、その点はいかがでしょうか。

以上、答弁をお願いしたいと思います。

議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。

午前10時32分休憩

午前10時35分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

藤根圓六議員から発言の申し出があります。発言をどうぞ。

16番（藤根圓六君） 先ほど、寺町議員の質問に対して、我々議員が20名賛成と言いましたけれども、19名ですので、それを訂正させていただきます。

それでは、引き続きまして、中田議員の質問に対してお答えいたします。

まず、本日の即採決というやり方は常軌を逸していると考えていないかということなんですけれども、きょうまでに至って、議会前から我々与党議員の中の19名が、このことに関しては廃止に賛成という言葉聞いておりますし、このやり方は常軌を逸しているというふうには考えておりません。

そして、公営廃止の理由は何かといいますと、何度も言いますように、財政再建、歳出削減、経費削減ということでございます。

そして、3番目に、国からの交付税の中に算入されているという考え方なんですけれども、何遍も申しますように、国も地方も今財政状況をどう見ているかということなんですけれども、日本国民皆さんが今の日本の財政状況、財政破綻を考えているとき、私は、日本国民ならば我々議会がやはりそのことを率先垂範すべきと。国から交付税に算入されているから、当然その権利に浴するべきじゃないかという、そういうことではな

いと私は思っております。

それで、4番目に、市議会議員の中で「新しい風」を出している方が、9年に財政破綻の予測をしているという、そして、3年前の市議選の公営費の使われ方には疑問があるのか、むだ金が使われたと考えているのかという問いでございますけども、むしろ、むだ金は使われていないというふうには思っておりますが、3年前と現在との情勢、市の財政状況はもちろん変わっておりますし、むだに使われたと考えてはおりませんが、3年前と現在は財政状況が変わっているので、私は、このことは、むだ金を許せず、間違いと言っている方にも聞いていただきたいと思えます。

その次、市がこの条例を廃止することは、財産の有無にかかわらずだれもが立候補できる環境を悪くするもので、議会制民主主義における参政権、被選挙権の保障が損なわれることにならないかという質問でございますが、このことは皆様御存じのように、合併して以来、なかなか行政に対する住民の声は厳しいものがあって、なおかつ、中田さんも言ってみえますように、今年度も公共料金、水道費などまた増額ということなんです。そういう状況の中であって、じゃ、我々議員はどうなんだという形になったときに、やはり我々自らが自分たちも汗を流すという姿勢を住民の前に示さない限り、今後ともまた住民に対していろんな意味の負担を求めていかなならない、そういったときの中で、やはり何遍も申しますように、我々自らが自分たちもこうやって姿勢を見せると、俗に言う、我々自分たちだけがお手盛りしているんじゃないかという気持ちをややはり住民に持ってもらうためには、金のかからない選挙というのは、逆にこのことが金のかからない選挙につながるんじゃないかなという、そういう気持ちであります。

以上です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 1つ目の、常軌を逸した議会の運営の仕方じゃないかという私の質問に対して、そうは考えないというふうに言われましたけれども、考えないこと理由については何ら語ることができていないんじゃないかと、答弁されていないというふうに思いますね。請願1つにしても、また陳情1つにしても、議会の中でやはりそれをしっかりと受けとめて、そして委員会付託するなり、または特別の委員会を設けるなりして十分審議をしていくのが我々議員の務めだというふうに思うわけですが、そういったことと比べましても、このようなやり方というのは、ただ提出されております提出者と賛成者だけの、与党派会派だけの相談だけで終わって、このような今日の運びになってきているわけでありまして、常軌を逸しているやり方であることには私は間違いはないというふうに思います。

それから、削減の理由としては、山根市の財政難の中で経費削減に自らの、自らというか現在の議員ということなんでしょうけれども、これから市民にもっともっと負担をしてもらわなくちゃいけないから、議員の方もこれを姿勢として示さなくちゃいけないというお話でしたけれども、しかし、この財政難という問題につきましては、それこそ議会で市民の声をしっかりと代弁して、どうしたらいいのかということ議論していくべきでありまして、その議員をどうやって選出するかという、そういう問題なんですね、今度の問題は。だから、今、提出者藤根さんは我々自らがと言われますけれども、我々と言ったって、たったこの4年間の任期を与えられた者だけ、ここにいる者だけの話でありまして、参政権の問題は全有権者にかかわる問題であります。そして、市の財政難の問題につきましても、市政のあり方をどう考えていくのかという、その問題でありまして、選挙というのはその大事な論戦の場でありますね。ですから、財政難を解決していくというその問題も、財政難を解決しながら市民の福祉も向上させていくという、そういう市政のこれからのあり方をどうやって考えていくかという大前提の問題であるわけなんですけれども、その辺は一体どのように考えていらっしゃるのでしょうか。私たちの、今ここの議場にいるこの者だけで考えるべき問題ではないというふうに思うわけです。

それから、やはり選挙に立候補するということにつきましては、ここでは最低限の項目、立候補して選挙運動が法律でできるという7日間に限って、そして、そのために必要なポスターの掲示場135カ所に張れるポスターと、そして、その間訴えて歩く車の運行にかかわる経費、そういうふうに本当に特定した限られたことについて、しかし、それが公費で保障されていれば、立候補は非常にしやすくなるわけなんですけれども、今、若い有権者、女性の有権者、また子育て世代の有権者、こういった人たちが何十万というお金を結局準備しなくちゃならない。供託金も必要です。そして、当選するかどうかもわからないし、そしてそれは没収されるかもわからないという、そういう非常に不安定なお金なわけですね、選挙の資金というものは。そういったことを考えますと、今でさえ立候補が難しいですよ。若い人たち、女性の立候補者、子育て世代、今でさえ難しいんです。これを一層難しくするというふうに、私は考えますけれども、そこら辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

16番（藤根圓六君） いろいろ申されましたけれども、要は、何遍も言いますように、私どもは住民の代弁者としてここの議会に送られてきてまして、このことに関しての住民の声は、10人中10人、やはり選挙に出る姿勢があるならば、そのぐらいの金は持ってや

るべきぐらいの覚悟がある人でないと僕はだめだと思うんです。同時に、もしそういう人だったなら住民みんなでカンパして、中田さんはどういう選挙の仕方をされるかわからんですけれども、やはりそれが僕は本来の選挙のあり方じゃないかなと。

だから、かつてと違って、財政状況に対してどういう危機感を持っているかということをお我々自らが示す、今回のことは住民に対して、パフォーマンスじゃなくて、一番アピールできることだと思いますし、住民もそのことについて、我々がそのことにも公費を使わないという姿勢なら、自分たちも公費を使わない勘考するという、情勢サービスに対してこの程度のことは自分たちでやろうじゃないか、地方分権というのは、自分たちのことは自分でやるということが地方分権の本質ですから。とにかく我々が今、子供たちに自立しなさい、自立しなさいと陰で言いながらも過保護に陥っている点が多分にあると思うんですよね。私はこのことは、今、日本が置かれている、日本の財政状況がこんなに逼迫してきたというのは、やはり国民自らも甘えている点があるんじゃないかなと。国とはまた違いますけれども、山県市民の皆さんが、我々もこうしておることをやはり理解してもらうためにも、今回のこの公営制度の廃止ということは、時間をかける、かけんじゃなくて、きょうまでに我々議員はいろいろ話し合った結果、会期中にそれだけの時間かけなくても即できることと判断しまして、今回提案しました。

以上です。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑は以上で終結をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

## 日程第6 討論

議長（久保田 均君） 日程第6、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

中田静枝君。

15番(中田静枝君) まず、この選挙の公営にかかわる条例を廃止する案件は、参政権にかかわる重要な案件であるにもかかわらず、提案の仕方が、また議会の日程の組み方が与党派会派の独断的で一方的なやり方で行われております。議会制民主主義の一端を担うべく議員集団として、これは本当に恥ずべき行為でありまして、私は強く抗議をいたします。

この制度というのは、被選挙権を保障し、かつその平等を保障するもので、国政選挙では一律の仕組みになっておりまして、また地方自治体では条例を設けてこのように実施をされております。知事選挙、県議会議員選挙、市長選挙、市議会議員選挙が選挙公営で行われております。ちなみに市議会議員選挙を見ますと、岐阜県では21の市のうち15の市、すなわち71.4%で実施がされており、愛知県では100%の市が実施をしております。三重県では現在未実施の1市も次の選挙からは実施を決めております。静岡県では、19市の市のうち16の市で、84.2%が実施しております。こうしたことは被選挙権をだれでも行使できるための選挙公営の制度の趣旨そのものが大事だというふうに位置づけられているからでありまして、当然普通交付税の財源としての根拠もあります。私は、このような選挙公営の現在の条例を廃止するべきではないというふうに考えております。

立候補するには選挙運動費のほかに供託金、市長の場合には100万円、また市議会議員選挙の場合には30万円も必要であります。そして、これも一定の得票がなければ公営分の請求権もなく、供託金も没収をされてしまいます。資金がなければ志はあっても立候補できず、被選挙権の行使というのは抑制をされるわけでありまして、資金力のある特定の人が立候補することになり、結局平等ではなくなって、被選挙権は保障されなくなるということにもつながりかねません。

現制度はこのように、ポスターと候補者の運動用自動車について、4項目について上限を決めて定めておりまして、またその実施につきましては、契約内容の提出なども義務づけられております。厳格な運用がなされております。もしこれに疑義が生じた場合には検証もできるというふうに私は考えております。若者、女性、子育て世代、やはり資金力のない者が参政権の場に遠ざけられるという、そういうことになるわけでありまして。

財政難を大きな理由にされましたけれども、参政権の問題というのは、その前提になる財政難をどう解決していくかという市の方向を決める、そういう選挙の公営費でありまして、市政を考える上での、財政難を考える、そういうことの大前提の問題でありま

して、混同すべきではありません。市の財政難を理由に廃止すべく、もちろんむだなお金でもありません。

私は、市民の皆さんの声が、いろんな階層から公平公正に議会に反映されるような、そういう民主的な選挙制度、これが今後一層拡充されていくべきであるということを主張いたしまして、以上、この条例の廃止案につきましては反対討論とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 賛成討論はありませんか。寺町知正君。

13番（寺町知正君） 非常に複雑な心境です。直接請求という一有権者という立場で請求の代表者を進めていた立場、しかし議場では議員ですから、条例が廃止されることは市民の願意でありますし、私自身もそう思っています。ですが、手続的に、せっかく市民が1人ずつ署名をして、その署名簿が今選管で審査中というような手続が動いている時期ですから、それを待っていいのではないかと。先ほど提案者の説明でも、多数の議員の意向が固まったから速やかに議決でいいんだということでしたら、逆にそのような意思が皆さんでほぼ合意できているなら、市民の手続を待って、この議会に送られてきたら、しかるべき議論をして結論として賛成すればいい、それが本当に民主主義を大切にする姿勢だというふうに思います。そういう意味で、手続的にきょうということは私は納得しがたい。しかし、廃止ということに反対する理由もないということで賛成討論をいたします。

先ほど、他の議員が反対討論をされましたけれども、その理由について私は反論するわけですが、例えば現在の制度で、選挙カーの経費、それから運転手のお金といったものが出ていますね。これらについて考えますと、公職選挙法というのは、そもそも選挙はボランティアでやりなさいと言っているんですね。選挙事務所の費用も、いろいろな運動員も、事務員さんも、労務者も認めています。だけど、条例で定めた、例えば1万円とか1万5,000円以内の報酬は、届け出れば自分たちで出してもいいですよという、基本はボランティアなんです。ボランティアだけれども、どうしても出したい人の枠を法律は一定のものを認めている、その仕事の範囲、額を。だから、公職選挙法は選挙は自分でやりなさいと言っているんですよ。だけど、昔、国会議員がポスター代を出してほしいとかということで法律をつくっちゃった。それをまねして市や県が選挙カーと運転手ぐらい出してよと、ポスターも出してよと、そこだけ公費で出してくれと言ったからこういう制度があるだけなんです。もともと選挙は自分でやりなさいというのが法律なんです。

そうなのに現状の制度が運転手と車とポスターを認めてくれるから、そこを廃止した

ら立候補の権利を侵害するとか、それは観点がおかしいですよ。公職選挙法は全部自分の意思で、自分の費用でやりなさいと言っているわけです。だから、原点に戻れば、公費負担がないというのが公職選挙法の考え方なんです。そこをとって、条例を廃止したら立候補の権利がとか、それはちょっと筋違いなんです。運動員のお金をボランティアで出す、どうしても出したいなら届け出なさいと言うんだから、選挙カーだって運転手だって、自分たちで出したければ出せばいいじゃないですかということだと思っ  
ですよ。

もう一つ、ポスター。確かに行政が掲示板をつくるというのが今主流です。掲示板がないところなら自主的にやればいいんですけど。掲示板があるからポスターを張らなきゃいけない。だから、ポスター代が要するという考え方もありましょう。だけど、ポスターだって今、山口市で言えば1枚2,700円が上限なんです。そんなにかかることはあり得ません、今回そういう請求の人もありますけれども。私は以前の選挙で600円で作りました。それから、旧高富のときはカラーコピー機を使って1枚100円で作りましたよ。工夫すれば幾らでもできる。手書きでやる人だっているわけですよ。そうなのに、2,700円の条例を残せ、あるいは、申請した1,000円ぐらい、大体1,000円の人が多いですけども、1,000円をちょうだいと。それも理由がないと思うんですよ。掲示板があるなら手づくりする、安くする。今、カラーコピー機があります。カラーのプリンターもみんな安く持っていますからね。カラープリンターで出せば、本当に100円かそこらでできますよ。そうなのに、こんな高い条例を残せと言うのはやっぱりおかしい。ポスター代、本当に1枚100円ぐらいするというなら説得力があるかもしれませんけど。

ですが、やっぱり原点に戻れば、自分の知恵と意思と工夫でやる、それが公職選挙法の原点ですから、そこに立ち返ってほしい。そういった意味でも、今回、山口市議会が、本当に2年後には財政が破綻するという見込みがある中で条例廃止を決められる。先ほどの提案者の説明も私は十分納得して聞いています。そういった意味で、この議案には最終的には賛成ということで討論させていただきます。

議長（久保田 均君） ほかに反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

日程第7 採決

議長（久保田 均君） 日程第7、採決。

発議第1号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例を廃止する条例について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に一言、議長から先ほどの質問者に申し上げますが、藤根委員長さんからは議案は確かにいただきました。本日の議事日程を決めたのは議長であります。当初にどうしてこういう質疑をして採決をするかという問いには、本当は私が答えるべきでしたが、質問がなかったので答えません。しかし、1時間かけてこれだけ質疑をしたんですから、最終日であろうと、きょうのトップであろうと、この議案の審議は正当で、しかも慎重に御審議いただけたものと思っております。

暫時休憩をいたします。11時20分に再開。

午前11時00分休憩

午前11時20分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第8 報第1号から日程第52 議第43号まで

議長（久保田 均君） 日程第8、報第1号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第9、報第2号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更の専決処分について、日程第10、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第11、議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について、日程第12、議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について、日程第13、議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程

第18、議第9号 山口市公共料金支払基金条例について、日程第19、議第10号 山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第11号 山口市出産祝金条例について、日程第21、議第12号 山口市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第13号 山口市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第14号 山口市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第15号 山口市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、日程第25、議第16号 山口市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第17号 山口市小口融資条例の一部を改正する条例について、日程第27、議第18号 山口市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第19号 山口市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、日程第29、議第20号 岐阜県市町村会館組合規約の変更について、日程第30、議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第31、議第22号 岐北衛生施設利用組合規約の変更について、日程第32、議第23号 山口市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について、日程第33、議第24号 平成18年度山口市一般会計補正予算（第5号）、日程第34、議第25号 平成18年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第35、議第26号 平成18年度山口市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第36、議第27号 平成18年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第37、議第28号 平成18年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第38、議第29号 平成18年度山口市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）、日程第39、議第30号 平成18年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第40、議第31号 平成19年度山口市一般会計予算、日程第41、議第32号 平成19年度山口市国民健康保険特別会計予算、日程第42、議第33号 平成19年度山口市老人保健特別会計予算、日程第43、議第34号 平成19年度山口市介護保険特別会計予算、日程第44、議第35号 平成19年度山口市簡易水道事業特別会計予算、日程第45、議第36号 平成19年度山口市農業集落排水事業特別会計予算、日程第46、議第37号 平成19年度山口市公共下水道事業特別会計予算、日程第47、議第38号 平成19年度山口市高富財産区特別会計予算、日程第48、議第39号 平成19年度山口市地域情報化事業特別会計予算、日程第49、議第40号 平成19年度山口市水道事業会計予算、日程第50、議第41号 山口市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第51、議第42号 市道路線の認定について、日程第52、議第43号 市道路線の廃止について、以上45議案を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

平野市長。

市長(平野 元君) 本日は、平成19年山県市議会第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、大変御多用の中、早朝より御参集賜りましてまことにありがとうございます。

さて、寒さも和らぎ、花のつぼみもほころぶ季節となつてまいりました。昨冬は大変な豪雪に見舞われ、市内でも多くの被害が発生いたしました。この冬は暖冬で雪害もなく、今はすっかり春めいてまいったところでございます。

さて、さきに内閣が決定しました平成19年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、基本方針2006に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより、歳出総額の計画的な抑制を図る一方、活力ある地方をつくるための施策等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなる大幅な財源不足について、補てん措置を講ずることとされておるところでございます。

現在の地方財政は、公共事業の大幅な拡大、減税実施など、国の施策に呼応した結果、204兆円まで債務の累積が見込まれ、極めて憂慮すべき水準にあります。本市においても、平成19年度末の地方債の残高は一般会計で約204億円、特別会計及び水道事業会計を加えますと約340億円となる見込みでございます。今後、これらの債務の返済も考慮する中で、継続中のクリーンセンター整備を初め美山中学校の改築、公共下水道整備事業等、主要事業の推進を図る必要もでございます。これからは極めて厳しい財政運営が続くものと思われま。

このため、平成19年度当初の予算編成に当たっては、将来の財政状況を考慮し、健全で財政運営を図っていくための初年度と位置づけまして、職員一人一人がコスト意識を持ち、事務事業の見直しにより徹底した経費の削減に取り組んでまいったところでございます。経常的経費を最大限に削減することは申すまでもありませんが、中でも、これまで委託しておりました環境パトロールや公共施設等敷地内の草刈りなどについては、職員自らが汗を流し、実践していくことが職員の意識改革にもつながるものではないかと期待しているところでございます。

このような厳しい財政状況の中ではございますが、市民の皆さんには安心して暮らしていただけますよう、住みよいまちづくりに向け、全身全霊努めてまいりたいと考えております。

それでは、今議会に提出いたしました案件について御説明申し上げます。

今議会に提出いたしました案件は、報告案件2件、人事案件1件、条例案件18件、予

算案件17件、その他の案件7件の計45案件でございます。

まず最初に、平成19年度における一般会計並びに特別会計の当初予算につきまして御説明申し上げます。資料は若干相前後いたしますが、資料ナンバー10からでございます。

平成19年度当初予算は、一般会計115億円、特別会計101億9,942万8,000円、企業会計4億9,721万9,000円、予算総額では221億9,664万7,000円で対前年度比約16.5%の減少でございます。

一般会計につきましては、前年度に対しまして19億3,000万円の減額で、対前年度比約14.4%と大幅な減少となっております。緊縮型の予算といたしております。特別会計におきましては、公共下水道事業特別会計が、平成15年度から開始した公共下水道事業第1期工事の最終年度で、浄化センターの建設及び管渠工事が減少するため、約14億4,000万円の減額、対前年度比約48.7%の減の予算となっており、特別会計全体では約13億9,000万円の減額で、対前年度比約12%の減少となっております。

また、水道事業会計におきましては、美山統合簡易水道事業の完了に伴い、約10億5,000万円、対前年度比約68%の減となっております。

次に、平成19年度における予算財源の特徴について御説明いたします。

まず、市税につきましては、市民税で三位一体改革による税源移譲及び定率減税廃止による増額を見込み、市税総額で約3億3,300万円増の30億6,300万円を見込んでおります。地方譲与税につきましては、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、2億2,900万円減の2億1,160万円を計上しております。

地方交付税につきましては、合併特例債等の公債費交付税措置を加味して、1億3,100万円増の39億3,100万円を見込んでおります。また、市債につきましては、クリーンセンター建設事業などの財源として、合併特例債等総額で9億9,250万円を予算化しております。

不足する財源に対応するための基金繰入金につきましては、財政調整基金については前年度とほぼ同額の6億4,809万4,000円、減債基金につきましては2億3,000万円少ない2億円、魅力あるまちづくり基金につきましては1億5,000万円少ない2億5,000万円を予算化いたしております。

以下、市総合計画の基本構想にある6つの柱に基づきまして、平成19年度の主な施策を述べさせていただきます。

最初に、「健やかで安らかなまちづくり」についてでございます。

1つ目は保健福祉でございます。平成17年度策定しました市健康増進計画「健康山県21」をより推進するため、職員が各地域へ出かけて様子を伺う元気もり森訪問事業や

元気もり森会議など、市民の皆さんと一緒に健康づくりを進めてまいります。また、健康フェアや健康づくり市民講座を引き続き開催いたしまして、健康維持増進の啓発に努めてまいります。

福祉事業では、子育て短期支援事業や障害者自立支援事業等各種福祉事業を引き続き実施いたします。新たに少子化対策の一環として、次代の山県市を担う子の出産を奨励するため、第3子以降の出産に対し、出産お祝い金を支給する事業を新たに始めます。また、市単独で昨年度開始しました小学校3年生までの入院医療費助成につきましては、いわゆる小学校6年生までに拡大をいたし、引き続き事業を実施してまいります。放課後児童クラブ及び児童みちくさクラブの終了時間、午後6時を1時間延長いたしまして、午後7時までといたしました。お年寄りの活動促進のためのいきいき推進券配布事業につきましては、1人当たり3,000円に見直し、対象年齢を77歳以上に引き上げ、継続実施してまいります。

2つ目は、防災対策でございます。建築物の地震対策が課題とされている中、揺れやすさや地域の危険度をあらわした地震防災マップを作成しまして、市民の皆さんに周知、啓発を図ってまいります。また、災害時用非常食等を順次更新するほか、木造家屋に対する耐震診断補助、耐震補強補助も継続して実施してまいります。自主防災組織の活動を支援するための補助を引き続き実施しますとともに、消防本部に指令センターが新しく整備されたことにより、GPS機能つき携帯電話等からの119番通報に対して、位置情報が地図上で確認でき、現場への緊急出動に備えることができるようになりました。

次に、「便利で快適なまちづくり」についてでございます。

1つ目は総合交通体系の整備でございます。本市の玄関口となる東海環状自動車のインターチェンジの早期完成については、引き続き国や県へ強力に働きかけていくとともに、インターチェンジ周辺の基盤整備も図ってまいりたいと考えております。また、国道256号、国道418号及び主要地方道岐阜・美山線、関・本巣線を初めとする県道の整備については、国、県へ強く働きかけてまいります。一方、平成16年度から着手しました鳥羽川サイクリングロードの整備事業や弱者に優しい道づくりとしての高富小学校区域内における特定交通安全施設の整備なども実施してまいります。自主運行バスにつきましても、市民の大切な交通手段となっておりますので、引き続き実施してまいります。

2つ目は、水道水の安定供給についてでございますが、伊自良地域は平成17年度、美山地域は平成18年度に統合簡易水道事業は完了いたしました。今後とも水道水の安定的な供給に努めてまいります。高富地域は、高富北部水源地配水ポンプ増設工事及び高富地域の配水管の老朽施設を順次更新してまいりたいと考えております。

3つ目は、地域情報化でございます。一昨年10月から市内全域に、テレビの再送信、自主放送のほか、インターネット事業も開始いたしておりますが、年々加入者も増加しており、サービスの充実を一層図っていくとともに、IP専用電話の助成も引き続き実施してまいります。

次に、「豊かで美しい自然を守るまちづくり」についてでございます。

本市の8割以上の面積を森林が占めておりますが、これは大きな財産でもございます。これを活用し、次世代に引き継いでいかなければなりません。このため、林業関係者が構成員となる山県市森林づくり会議で森林の健全化について検討を進めてまいりたいと考えております。また、引き続き間伐材搬出利用促進事業や育林推進事業に補助するとともに、森林環境整備のための枝打ち事業や花粉症対策等としても、8歳級以上のスギ、ヒノキの間伐を実施してまいります。

環境対策につきましては、引き続き、ごみの分別、リサイクルを促進していくほか、市役所においては地球温暖化対策事業実施計画に基づき、CO<sub>2</sub>排出量の改善を図っていくほか、市内の環境パトロールも実施してまいります。クリーンセンターの整備につきましては、これまで建設に向けた準備を進めておりましたが、平成22年4月稼働に向けて本年度より建設工事に着手してまいりたいと考えております。

公共下水道事業については、第1期工事の最終年度であり、平成20年度一部供用開始に向け、引き続き浄化センターの整備と管渠工事を行ってまいります。

次に、「活力あふれる産業のまちづくり」についてでございます。

農業の生産性を高めるため、新たに基盤整備促進事業として用・排水施設等の土地改良施設の整備を行ってまいります。また、地域ぐるみの農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地・水・環境保全向上対策事業が実施されることになり、各地域での取り組みを推進してまいりたいと思っております。畜産振興につきましては、ハエ対策薬剤購入や悪臭改善機器設置に対して引き続き助成措置を講じてまいりたいと思っております。

森林保全と木材産業の振興を図るため、林道の整備をしてまいります。高田・斧田線林道につきましては本年度完成を目指すとともに、日永線林道開設事業も継続実施してまいります。

商工会等を核とした地場産業の育成に努め、引き続き小口融資等により商工業者に支援をしてまいります。また、谷合地区の活性化を目指し、商工会が核となって計画している事業を今年度も継続支援してまいりたいと思っております。

また、全市域での活性化を図るため、ふるさと栗まつりなどのイベントを引き続き開

催いたします。一方、企業誘致につきましては、引き続き積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、「豊かな心と文化を育むまちづくり」についてでございます。多様化する教育環境の中において、個性や創造性を伸ばす教育の充実に努めます。また、各種相談員や講師を引き続き配置し、特に増加傾向にあります軽度発達障害児への対応のため、小学校における特別支援教育アシスタントの配置も進めてまいります。また、美山中学校につきましては、造成工事を行い、建設に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、学校の各種案件を検討するために、学校適正規模等検討委員会を引き続き開催し、適正規模等の方向性を決定していきたいと考えております。

地域コミュニティが薄れつつある今日、3つの中央公民館のほか、12のすべての地区の公民館を拠点として、生涯学習講座や学習発表会、公共施設の提供など、地域づくり、人づくりの場としての活用を図ってまいります。

文化振興においては、古田紹欽記念館、花咲きホールを拠点として、自主事業や公共ホール音楽活性化支援事業等の助成事業を継続して実施いたします。また、これらの施設と図書館等を結ぶ連絡橋の完成によって、文化に触れ合う機会がより身近なものとなり、これまで以上に利用が期待できるものと確信いたしております。

最後に、「新しい未来を創るまちづくり」についてでございます。

男女の本質的な差異はお互いに尊重しつつ、責任を分かち合って、社会的に権利を保障されて、一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して、懇話会の開催や男女共同参画プランダイジェスト版を作成し全戸配布するなど、男女共同参画の推進を図ってまいります。また、人権施策推進指針に基づき、人権教育研修会や講座の開催など、人権尊重に向けた啓発の推進を図ってまいります。

よりよいまちづくりを推進するためには、市民の皆さんと行政とがともに役割を担いながら進める協働型のまちづくりを進めることが重要であります。このため、個人や団体等が公園や道路などの公共施設の清掃や美化活動を実施するアダプトプログラムの取り組みも積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、国際交流事業では、昨年8月に友好関係都市の協定を締結いたしましたアメリカ・フローレンス市との交流も引き続き実施してまいります。

現下の厳しい地方財政状況のもと、行政運営の充実に図るため、部、課の編成を見直すとともに、行政改革を推進するため行財政改革推進室を新設し、健全な財政運営が維持できる体制を進めてまいります。平成18年度は、勸奨退職者6名を含む18名が退職い

たしますが、職員採用につきましては、消防士あるいは保育士等専門職を除いて不補充といたしまして、適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。また、経費削減のため、すべての事務事業について総点検を行うとともに、各種補助金の見直しを行ったところでございます。

国や県の諸改革の波は大きなうねりとなって、私ども自治体の財政基盤を揺るがすことは必至でございます。このうねりを乗り越えていくためには、現行の各種サービスを見直し、受益者負担の適正化を図っていかなければなりません。このため、市民の皆さんに御負担をお願いする結果となってまいります。こうした点につきましても、どうか議員各位並びに市民の皆様様の御理解と御協力を切にお願いするものでございます。

以上、平成19年度当初予算の概要について御説明を申し上げます。

それでは、当初予算以外の案件につきまして、資料ナンバー 1 から順に御説明を申し上げます。

まず、報第 1 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分及び報第 2 号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更の専決処分につきましては、地方自治法第180条第 1 項に基づき専決処分をいたし、同条第 2 項の規定により報告をするものでございます。

議第 1 号 人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。任期は 3 年でございます。

尾関千代子氏は平成10年 4 月 1 日から、桐山五十鈴氏は平成13年 6 月 1 日から、西村純子氏は平成16年 7 月 1 日から、それぞれ人権擁護委員として活動をいただいております。今回留任の推薦をするものでございます。また、桐山綾子氏は35年間教職に勤められ、この間、人権意識の高揚にも御尽力をいただきました。人格温厚で適任者でございますので、新しく御就任をお願いするものでございます。

議第 2 号 山県市表彰条例の全部を改正する条例につきましては、現在規定されている表彰対象者は、議会や行政関係者が中心に列記されております。そこで、本条例の本旨にのっとり、幅広い分野で功績のあった方々を対象とするとともに、具体的な基準年数は規則で定めるべく、条例の全部を改正しようとするものでございます。

議第 3 号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例につきましては、現下の厳しい財政状況に対応するとともに、第 1 次山県市総合計画を着実に推進するため、市民サービスの向上、さまざまな行政課題に対応できるよう組織改革を行おうとするものでございまして、水道部を基盤整備部へ統合し、企画財政課や子ども家庭課の創設等に伴い、各種審議会の庶務担当課名を変更する等の改正でございます。

議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴い設置する会計管理者を、市の各種部局の一般職の職員定数の外に置く職員として追加するための改正でございます。

議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、事業完了による統合水道事業整備協議会の廃止に伴う同委員の報酬規定、地域福祉計画策定委員の報酬規定を削りまして、平成19年度から設置する地域福祉推進協議会の報酬として学識経験者とその他の委員との区分を設け規定し、山県市児童福祉審議会委員の報酬につきましても、学識経験者とその他の委員の区分を設けて規定をする改正でございます。

議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成18年8月の人事院勧告に基づき、平成19年4月から施行されます国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の内容に準じた措置等をしようとする改正でございます。具体的な内容につきましては、現行の管理職手当を定率性から定額制に移行するに当たり、その上限を定めます。また、3人目以降の子供等の扶養手当に対する支給月額を2人までの子供等に対する支給月額と同額とするほか、職員が支払うべき保険料等の全額を給与から控除し、職員にかわって払い込むことができる規定を新たに追加する改正でございます。

議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、事務の集中を避けるため、現行、4月1日から同月末日までとなっている軽自動車税の納期を、5月17日から同月末日までに変更しようとする改正でございます。

議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行例の一部改正により、基礎課税額の限度額が53万円から56万円に引き上げられたことに伴う改正でございます。

議第9号 山県市公共料金支払基金条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴い口座振替払いが可能となりましたので、公共料金の支払い事務の合理化を図るため、当該事務のための3,000万円の基金を設置する条例でございます。

議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、次世代を担う子供たちの健全育成をより手厚く支援するため、入院に係る費用の助成をいわゆる小学校6年生までに拡大するための改正でございます。

議第11号 山県市出産祝金条例につきましては、少子化対策の一環として、一定の条件を満たす市民の第3子以降の出産に対し、出産祝い金10万円を支給するとともに、次代を担う子の出産を奨励し、山県市の活性化と児童の健全な発育及び福祉の増進に資す

るための制度とするものでございます。

議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、当該センターの利用が主に入浴サービスとなっており、日曜日には入浴サービスを実施していないことなどから、利用者数が非常に少ないため、休館日のうち第3日曜日を毎週の日曜日に変更する改正でございます。

議第13号 山県市長寿者褒賞条例につきましては、高齢者に対する社会保障やサービス制度の充実等に伴いまして、長寿社会の変化に対応すべく、満100歳になられた方への褒賞金の額を50万円から10万円へ変更しようとする改正でございます。

議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例及び議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県市伊自良図書館、山県市伊自良美術館がそれぞれ文化の里における施設として中核的な役割を担っていることから、今後さらに広く市民になれ親しんでいただくよう、施設の名称をそれぞれ山県市図書館、山県市美術館と規定する改正でございます。

議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県市伊自良歴史民俗資料館が文化の里における施設として中核的な役割を担っていることから、今後さらに広く市民になれ親しんでいただくよう、山県市歴史民俗資料館として位置づけ、山県市葛原郷土研修室、山県市みやまジョイフル倶楽部と山県市谷合郷土研修室は、それぞれ分室として規定しようとする改正でございます。

議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例につきましては、企業倒産等によって、その企業の経営に関与していない第三者保証人が財政的負担を強いられるのは好ましくないという観点から、特殊な事情を除き、第三者保証人等が必要と定めているものを見直すなどの改正でございます。

議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、自転車等の駐車に必要な器具の設置に係る道路の占用が認められたことになったことを受けまして、これに伴う占用料を追加するなどの改正でございます。

議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、美山統合簡易水道が19年3月に完成し、上水道として取り扱うことになりましたので、谷合簡易水道、富永簡易水道、北武芸簡易水道、乾簡易水道の4つの簡易水道を削除する改正でございます。

議第20号 岐阜県市町村会館組合規約の変更、議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約、議第22号 岐北衛生施設利用組合規約の一部を改正す

る規約につきましては、いずれも地方自治法の一部改正に伴い、収入役の規定を廃止して会計管理者の規定を追加するなどの改正をしようとするものでございます。

議第23号 山口市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更につきましては、新単価への見直しと入札差金の発生などによって、11億2,000万円を8億2,200万円に変更しようとするものでございます。

次に、補正予算の説明に移らせていただきます。資料ナンバー3、議第24号 平成18年度山口市一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から8億2,569万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を127億510万5,000円とするものでございます。内容につきましては、経費節減と入札による請負差金等を減額するとともに、財源更正が主なものとなっております。

まず、繰越明許費につきましては、後期高齢者医療制度創設準備事業の国庫補助金が本年度交付されることに伴い、対象となるシステム開発経費全額を初め、継続事業の公共林道開設事業（旧日永林道）の谷を横断する箇所におきまして、工法再検討による事業遅延分、美山中学校建築事業の用地及び補償費の後払い分を翌年度に繰越明許するものでございます。

次に、債務負担行為の追加につきましては、経費節減を図るため、県議会議員選挙のポスター掲示場の設置にあわせて、市長選挙のポスター掲示場も本年度に用意すべく、翌年度にまたがる契約を締結するために、それぞれ債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次に、地方債補正の変更につきましては、事業費の増減及び国庫補助金等財源の変更に伴い補正を行うものでございます。

歳入につきましては、大半が事業の確定等に伴う補正でございますが、基金繰入金につきましては、各事業の経費節減、補助制度の活用等により、財政調整基金を初め減債基金、魅力あるまちづくり基金、基金の取り崩しを最小限にとどめることができました。それ以外の増額の主なものについては、サイクリングロードの財源となるまちづくり交付金4,652万5,000円、伊自良農産物直売所建設に係る県の市町村振興補助金3,850万円、岐阜北農協への土地売却収入714万5,000円等を計上いたしております。

歳出における増額補正の主なものにつきましては、人件費の抑制を図るために進めている勧奨退職者の退職金に係る退職手当組合への負担金等2,480万4,000円、県との人事交流に係る給与差額負担金106万3,000円、各種基金の運用益の積立金43万6,000円、後期高齢者医療制度に係る電算委託料441万円、介護保険特別会計繰出金127万4,000円、福祉医療の実績に伴う母子等医療費の扶助費568万1,000円、建築基準法で3年ごとに報告が

義務づけられております、高富中央公民館等公共の建築物定期報告調査に伴う委託料66万7,000円となっております。減額補正では、土地開発基金から直接土地開発公社へ貸し付けを行うことによる貸付金3億円の減額が大きなものとなっております。

資料ナンバー4、議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2億1,492万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を30億2,470万円とするものでございます。繰越明許費につきましては、一般会計と同じく後期高齢者医療制度創設準備事業の国保保険者システム改修経費を計上して全額を繰り越すものでございます。

歳出の増額につきましては、国保保険者システム改修経費241万5,000円のほか、国庫支出金等返還金3,013万3,000円を計上いたしており、減額の主なものは、見込みにより、老人保健拠出金2億1,076万7,000円、共同事業拠出金3,438万円、保健事業費176万7,000円となっており、これにあわせて、国庫支出金等歳入の補正を行っております。

次に資料ナンバー5、議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に219万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を17億1,989万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療制度創設準備事業による介護保険システム改修委託料217万7,000円及び財政調整交付金過年度返還金2万円で、それぞれ増額計上いたしております。歳入につきましては、介護保険事業国庫補助金90万3,000円、一般会計繰入金127万4,000円、前年度繰越金2万円を増額計上いたしております。介護保険システム改修経費につきましては、全額繰越明許を行うものでございます。

次に、資料ナンバー6、議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に12万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を1億2,568万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、条例に基づき、簡易水道基金の運用利子12万7,000円を同基金への積み立てとするための補正を行うものでございます。

資料ナンバー7、議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から5億7,585万2,000円を減額いたし、歳入歳出の予算の総額を23億6,877万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、事業費の確定に伴う工事請負費等の減額補正にあわせ、歳入の補正を行うもので、この事業費減に伴い、債務負担行為の限度額変更及び地方債の限度額変更も行ってまいります。

次に、資料ナンバー8、議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予

算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1,460万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を2億3,167万6,000円とするものでございます。

歳出につきましては、インターネット事業委託料90万円の増額のほかは、事業費等確定に伴い減額補正をするもので、これにあわせて歳入の補正を行うものでございます。

次に、資料ナンバー9、議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を事業費の確定等に伴い補正をするものでございます。

次に、資料ナンバー11、議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、議決をいただいております計画の内容を変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

主な内容といたしましては、市道馬坂線の舗装等の追加、組織機構の見直しに伴う変更等でございます。

資料ナンバー12、議第42号 市道路線の認定、資料ナンバー13、議第43号 市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により市道の全路線を廃止し、道路法第8条第2項により市道の全路線を認定し直そうとするものでございます。

路線認定につきましては、町村合併時以来、便宜上付した路線番号により管理してまいりましたが、平成16年度から実施してまいりました道路台帳デジタル化事業と市道路線の全体の見直し及び一元化を行ってまいりました作業がすべてこのほど完了いたしましたことにより、認定、廃止するもので、あわせて美山地域の農道を新たに市道として認定しようとするものでございます。

以上をもちまして提出案件の説明を終わりますが、よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。ありがとうございました。

議長(久保田 均君) 市長の提案説明が終わりました。平野市長には大変ご苦労さまでございました。

---

日程第53 発議第2号及び日程第54 発議第3号

議長(久保田 均君) 続きまして、日程第53、発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第54、発議第3号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、以上2議案を一括議題とし、提案者であります藤根圓六君に趣旨説明を求めます。

16番(藤根圓六君) ただいま議長から許可をいただきましたので、発議第2号 山

県市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。

本案は、市の機構改革に伴って水道部が廃部になることから、産業建設常任委員会の所管事項から水道部の削除と、地方自治法の一部改正に伴い、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員について、閉会中でも議長が指名することによって選任できるようにするほか、会議記録に電磁的記録を取り入れる改正を行うものです。

続きまして発議第3号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について提案説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、委員会からの議案提出ができるようにするほか、電磁的記録を用いた場合における会議録の配付、会議録署名について所要の改正を行うものです。

以上、地方自治法第112条及び山県市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。議長（久保田 均君） 御苦労様でした。

---

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

あす3日より11日までは、議案精読のため休会といたします。

なお、12日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午後0時16分散会

平成19年 3月12日

# 山県市議会定例会会議録

( 第 2 号 )

山県市議会定例会会議録

第2号 3月12日(月曜日)

議事日程 第2号 平成19年3月12日

日程第1 質 疑

- 報第1号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 報第2号 山県市公共下水道事業 枝線管渠第11工区工事請負契約の変更の専決処分について
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について

- 議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
  - 議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
  - 議第20号 岐阜県市町村会館組合格約の変更について
  - 議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の変更について
  - 議第22号 岐北衛生施設利用組合格約の変更について
  - 議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
  - 議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
  - 議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
  - 議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
  - 議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
  - 議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
  - 議第31号 平成19年度山県市一般会計予算
  - 議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
  - 議第33号 平成19年度山県市老人保健特別会計予算
  - 議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算
  - 議第35号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
  - 議第36号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
  - 議第37号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
  - 議第38号 平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
  - 議第39号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
  - 議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算
  - 議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
  - 議第42号 市道路線の認定について
  - 議第43号 市道路線の廃止について
  - 発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
  - 発議第3号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第2 委員会付託
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
  - 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について

- 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合格約の変更について
- 議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 議第22号 岐北衛生施設利用組合格約の変更について
- 議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第28号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第29号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
議第30号	平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第31号	平成19年度山県市一般会計予算
議第32号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第33号	平成19年度山県市老人保健特別会計予算
議第34号	平成19年度山県市介護保険特別会計予算
議第35号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第36号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第37号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第38号	平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
議第39号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
議第40号	平成19年度山県市水道事業会計予算
議第41号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第42号	市道路線の認定について
議第43号	市道路線の廃止について

---

## 本日の会議に付した事件

### 日程第1 質 疑

報第1号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について
報第2号	山県市公共下水道事業 枝線管渠第11工区工事請負契約の変更の専決処分について
議第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第2号	山県市表彰条例の全部を改正する条例について
議第3号	山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
議第4号	山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
議第5号	山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第7号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第8号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第9号	山県市公共料金支払基金条例について

- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合理約の変更について
- 議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議第22号 岐北衛生施設利用組合理約の変更について
- 議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成19年度山県市一般会計予算
- 議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第33号 平成19年度山県市老人保健特別会計予算
- 議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第35号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算

- 議第36号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第37号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第39号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算
- 議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第42号 市道路線の認定について
- 議第43号 市道路線の廃止について
- 発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第2 委員会付託

- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条

例について

- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について  
議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について  
議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について  
議第20号 岐阜県市町村会館組合格約の変更について  
議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合格約の変更について  
議第22号 岐北衛生施設利用組合格約の変更について  
議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について  
議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）  
議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）  
議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）  
議第31号 平成19年度山県市一般会計予算  
議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算  
議第33号 平成19年度山県市老人保健特別会計予算  
議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算  
議第35号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算  
議第36号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算  
議第37号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算  
議第38号 平成19年度山県市高富財産区特別会計予算  
議第39号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算  
議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算  
議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について  
議第42号 市道路線の認定について  
議第43号 市道路線の廃止について

---

出席議員（22名）

1番 吉田茂広君

2番 尾関律子君

3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囀之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

---

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 質疑

議長（久保田 均君） 日程第1、質疑。

質疑は、2日に議題となりました報第1号 損害賠償の額を定めることについての専決処分についてから発議第3号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則についてまでの47議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、通告の順に行きますけれども、まず、議第5号ですね。議案書の9ページ、10ページですけれども、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例ということで、新たに設けたり、額の設定があると思いますけれども、今までも時々思ったし、今回改めて見て思うんですけれども、基本的には、学識経験者、それから他の識見がある委員という2つの大分類でやっていると思うんですけれども、その額自体がどうも何かばらつきがあるように思うんですね。そのあたりについて、どうして統一したものが無いのかなというところを思うんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えいたします。

学識経験のある委員としては、日額2万円ということでございますが、その他の委員につきましては6,000円と5,500円がございます。全体を見ますと、6,000円が10委員で、5,500円が29委員でございますけれども、今回はこの5,500円に倣ったわけでございますが、御質問の設定の根拠でございますが、これは、従来からの委員のそれぞれの報酬を市になりましても踏襲しているような形になっていると思います。特段その500円の差というのはございません。そういうことから、今後、機会があれば統一するような方向にしてはどうかということを考えております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） そうですね。5,500円と6,000円があるということで、一体どういう根拠かというね。委員さん、当事者からすれば、なぜ私はと。多分、一般的に高い

方の方はそういう疑問は起こさないけれども、低い方の方は、同じ仕事をしてという気持ちがあると思うんですね。そういった意味で、明確に職務の違いがある場合はともかく、一般的な職務の状況の場合は統一した方がいいというふうに思います。

それで、お聞きするんですけど、一応今後は検討したいという抽象的な、よく言う役所言葉の答えだったと受けとめます。そうではなくて、今回はともかく、今後速やかにそこをきちっと検討して、どちらにするのか、あるいは新たに設定するのか、そのあたりを明確にどうするのか、いつどうするのかというところを答えていただきたい。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） いつとまでは申せませんが、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 年度内ぐらいにぜひお願いしたいですね。

次に、議第9号ですけど、15ページですね。山県市の公共料金支払基金条例というところが出てきました。正直言って、イメージがつかないんですけども、こういったものをつくる理由とそのメリットやデメリット、あるいは他の自治体で一体どういうふうな傾向あるいは状況にあるのかというところをお尋ねします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 公共料金の支払基金条例につきましては、16年度の自治法の改正によりまして、こうした口座振替ができるということになりました。それで、会計担当の方でいろいろ検討しておりまして、まず最初にメリットでございますけれども、メリットにつきましては、従来、この支払いにつきましては、想定していますのは、電気と電話、それから上下水道の4項目ということを現在考えておりますけれども、例えば電気で申しますと、毎月100件以上の支払い件数がございまして、それをそれぞれの課が支出命令を起こしまして支払うわけでございます。これが口座落としになりますと、口座で自動的に落とされます。その確認につきましては、請求書が同じように参りますので、その確認を1つの会計課で行います。そういったことによりまして、電気料金で申しますと100枚以上の支出命令、それぞれ起こしてくるのが1枚の支出命令でいいと。命令といいますか、確認の支払いでいいということになりまして、事務的には、単純に申しますと百何十分の1になるというようなことから、この基金条例を設定するわけでございます。

また、他の自治体におきましては、県内ではまだ、この基金条例をつくりまして、こういった方法を考えておる自治体はございませんが、これは東京都は従来から行ってお

りまして、東京都の品川区をモデルにこの基金条例を設置するものでございます。

以上でございます。

デメリットとしましては、特段考えられません。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） これはすべて山県市の公共の役所の関係だけだと、市民には関係ないという理解でいいかどうかということがまず1つですね。

それから、今の説明で、100件以上のものが1つになるということはメリットだと、私も思いますが、デメリットになり得るのは、じゃ、その明細が出てこない、何月、どの施設、どのポジション、どのセクションが何を、例えば電気、上下水道、幾らというのがわからないわけですので、その電力会社なり相手方からきちんと毎月のそれぞれの現在の支払い単位、課とか施設、その明細が出てくればいい、例えば市民が情報公開請求して明細が出てくればいいんですけど、そうじゃないと、山県市一本でしかわからない。となると、非常に不透明になると思うんですよ。ですから、そのあたりをきちっと担保できるのかということね。1つ間違えればデメリットになる。そのあたり、いかがでしょう。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それぞれの詳細につきましては、まず、その所属別に、毎月その支払いごとに各課と確認を行います。

それから、もう一つ、またそれぞれの事業ごとの支払いにつきましても、それぞれで確認を行います。確認を行いまして、もとの基金にお金を振り込むわけですので、その確認作業はそれぞれ行った後に基金に戻しますので、そういった心配はございません。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 確認はしますという言葉いただきました。それは担当者が自分の目と帳簿を突き合わせて確認なのか、公文書として残るかどうかなんです。先ほど市民がと言ったのは、公文書として、いついつ、どこどこで、だれだれがチェックして毎月これだけでしたということがわかる記録が、一覧でもいいし、各施設、各課単位でもいいんですけど、その確認が文書で残るかどうかをお聞きしたい。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 2つの一覧表がございますので、それぞれの一覧表で残ります。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君）では、次に行きます。議第18号ですけど、道路占用料、議案書の27ページですね。道路占用料徴収条例の一部を改正するということですけども、これは具体的にどういうことかですし、どういった必要性、あるいは法改正だとか理由があるかと思うんですけども、そのあたりの御説明をお願いします。

議長（久保田 均君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 今回の山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の一部改正する政令に伴うもので、放置自転車等が社会問題となっていることを受け、これが整序、つまり整理整頓されることによりまして、歩行者の安全で円滑な通行を確保することができるよう、道路上における自転車、原動機付自転車及び二輪自動車の放置問題について対処するため、従来から道路上の自転車駐車場についても整備することが可能でありましたけれども、加えて道路敷上に自転車等の駐車に必要な器具が追加されたことに伴い、今回の条例になりました。

自転車の駐車に必要な器具と申しますのは、車輪どめ装置あるいはその他の器具を指します。この改正での占用主体は、地方公共団体、公益法人、公共交通事業者、商店会、その他自動車等駐車器具を適切に管理し、これに駐車される自転車等を適切に整理整頓する能力を有すると認められる者ということに限定をしております。この場合、定められた占用料を徴収するというものでございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 放置自転車等という説明でしたけれども、実際に大きな問題になっていることはありますけれども、とりあえず市民の暮らしに非常に影響が大きいというふうに受けとめるんですが、今の説明の一番最後の方の意味を考えると、ちょっと市民に直結するかどうかよくわかりませんが、そのあたり、こういう自転車だとかいんなものを利用している市民にとって、あるいはその中間にある関係業者さんにとってどうなのかというところをわかりやすい言葉で説明していただけませんか。

議長（久保田 均君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） この条例の改正でございますけれども、山県市については該当するところはないというふうに認識しております。それだけの道路の幅もございませんし、そういうスペースもございませんので、道路敷上に駐輪場があるというようなところは、そういう場所はないというふうに認識しております。もしあればということでございますので、よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） じゃ、全くこの条例改正は市民には影響はないと受けとめてい

いわけですね。

じゃ、次に行きます。議第19号です。簡易水道の条例改正ということですが、ぱっと見る限り、エリアが変わっていくと、簡易水道の対象地域が減るということですが、そのことが例えば市全体のあるエリアの加入率にどう影響するのかというところはどのようにでしょうか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 今回の統合事業についてですが、加入率に影響するかどうかということですが、この統合水道事業を行うに当たっては、特に加入率というのに影響があるかどうかということとはわからないんですけども、この統合簡易水道事業では、未普及地域の解消というようなことも含めてこの事業をやっておりますので、加人口数が増えていくということはあるんですけど、加入率がどうかということについてはちょっとお答えできないんですが。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） じゃ、加入率のことは置いておいて、多分ここは美山のことですから、美山の上水に入るんだろうと思います。それで、ふと思うんですけども、美山だけじゃなく市全体の加入率という関係とか、それから、加入しているけれども、上水の利用率というところが常に問題になると思うんですけど、担当部長として、市の加入はもちろんするけれども、利用率という現状はどうかということはどう認識されているのでしょうか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 現在の私どもが把握しております水道の加入率でございますけども、この加入率というのは水道の加人口数を住民基本台帳の世帯数で割ったものでございます。ただ、この率を出す場合ですが、給水の区域外としておりますところは含めておりません。また、1つの世帯で2口以上の加入があるところもございまして、また事業所とか工場は加人口数には含まれますけども、割る方の住民基本台帳の世帯数には含まれておりませんので、この辺のところは御了承いただきたいと思いますが、高富の上水道につきましては現在の加入率が90.5%、美山の上水道が100%、伊自良簡易水道が98.6%、それから中洞の簡易水道が100%という形で、高富上水道につきましては9.5%ほどが未加入という形になっておりますけれども、市全体といたしましては、私どもが把握しておる加入率としては、いい数字になっておるのではないかとというようなふうに私どもは把握しております。

それで、この加入率の向上ということにつきましては、どのような対策があるかとい

うことでございますけども、中には井戸を使ってみえる家庭もございます。どうしても井戸ですと、水質検査等が適正に行われませんと水質に問題が出てきますので、そういった方につきましては、よく御相談に見えた場合は水道に加入していただくようにお話しはしております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 利用率などについてはまたちょっと別の場で議論したいと思えます。

次に、議第31号は新年度の当初予算ですけど、細かいところはともかく、全体的なところ、特にわかりやすいのは予算の概要の方だと思うんですけど、ここに市の全体の基金だとか起債だとかいろんな状況がまとめて書いてあります。これは新年度の予算の関係だけを抜き出してありますけれども、やはり大きなスパンで位置づけてこれを評価する必要があるというふうに考えます。そういった意味で、起債と基金の、今後、中期的に、あるいはわかれば長期的に、こういった変動をしていくというふうに予想してこの予算が立てられているのか、そのあたりの説明をお願いします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、まず起債につきましては、この19年度末の見込みが204億円ほどになります。それで、今後、主要事業でありますクリーンセンターの整備事業ですとか、美山中学校の建設事業に合併特例債を予定いたしております。その見込みを行いますと、起債の残高のピークといたしましては、21年度末がピークということを考えておりますし、また償還のピークにつきましては、25年度が償還のピークに達するものと考えております。

そうしたことから、基金につきましても、18年度の当初予算で見ますと、全体で19億円ほどの基金の取り崩しを行っておりますが、きょう現在で中身を精査いたしまして、例えば市税が1億円ですとか普通交付税が2億円ですとか、それから前年度からの繰越金、また普通建設事業の節減によりまして、最終的な基金の取り崩しにつきましては5億円になるということを考えております。また、今後もそういった状況で基金の運営も行っていきたいということを考えております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今ざっと説明があったんですけども、細かくやりとりすると切りがないんですが、こういう予算は1年度分のものを立てて示されるんですけど、少なくとも議員として議論するには、今のような中期のデータ、いろんなものは役所にある

わけですね。そういったものを補助資料としてきちっと出していただきたい。決算のときもそうですけど。

それから、市民でも、役所に行って細かく聞けばデータが教えてもらえるというのではなくて、はい、じゃ、ぱっとわかるものを提供しますという、それが情報公開の説明責任だと思うんですが、そのあたり。今回も何もないからこうやって聞くしかないわけですけど、今後は、基礎的な中期予測だとかそういったものは資料として議会に出す、市民から請求があればすぐ出せる体制を整える、そういったことは予算全体としても重要だと思うんですけど、いかがでしょう。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 中期の予測につきましては、非常に大きく変動してまいります。本年度の先ほど御説明しましたような基金からの繰入金につきましても、かなり大きな差異がございますので、この中期の財政予測がそのままの状況で推移するということとはなかなか考えにくいわけでございますけれども、そういった点を踏まえまして、いろんな心配がこの財政予測によりまして重なってくるわけでございますけれども、そういったことを踏まえながら、必要な点につきましてはその都度対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 以上で寺町知正君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 質疑する前に、議長の対応がちょっと違うなということで今感じたんですけど、以前の議会のときに、私が通告に従って1件ずつ質疑をしようとしたところ、それを議長によってとめられまして、通告した部分についても議場では質疑ができなかったという記憶があります。今、私の前に質疑をされた方については1件ずつ行われておりまして、対応に何でこんなに違いがあるのかなということでちょっと抗議をして、そして、今後このような対応の違いのないように要請をまずしたいというふうに思います。

では、質疑に入ります。

議長（久保田 均君） 質問に入ってください。

15番（中田静枝君） 議第3号の市部設置条例等の一部改正条例についてですけども、社会福祉課が子ども家庭課になるということなんですけれども、子ども家庭課といいますと、少し私のイメージとしては、全体の市民の中である部分というふうなイメージを受けるわけですけども、これまでの社会福祉課の事務というのはこのことによってどうなるのかと、子ども家庭課にすべて引き継がれるのかどうなのかということです。

市民福祉の増進のため、漏れなく社会福祉のすべてが各担当課で掌握されていく必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、議第8号ですが、市国民健康保険税……。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、ちょっと待って。1問ずつ行ってください、答弁しますから。

室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 御質問にお答えします。

次世代を担う子供たちの福祉政策に重点を置いた形で、児童福祉と母子保健を一緒にした子ども家庭課を新年度より創設いたします。市民の健康管理や生きがい対策を一体的に効率よく実施するため、現在の健康課の中に包括支援センターを組み入れます。次に、社会福祉課の中に介護保険業務を組み入れまして、障害福祉と一体的に実施するよう課の再編を図ります。

ですから、社会福祉課の仕事の中で児童福祉関係、保育所、児童厚生施設、ピッコロ療育センター、児童手当等は子ども家庭課へ移管されますが、老人医療、それから後期高齢者医療につきましては市民部市民課の方に移行されます。他の業務、障害福祉、生保、福祉医療、地域福祉等はそのまま社会福祉課の所管ということで実施いたします。今御発言の中にありました社会福祉課は現存のとおり今後ももちろん課として存続しますし、具体的には長寿福祉課が改名をされまして、今御説明しましたような仕事の所管分けをいたすわけでございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） はい、わかりました。

では、次に移ります。議第8号ですが、市国保税条例の一部改正条例についてです。これは上限を3万円引き上げるとい改正案なわけですがけれども、これの市民への影響はどのような形として出てくるのかということですね。まず、対象者はどのぐらいで、どのぐらいの額の増税になるのか、また、現在、国保特別会計におきましては滞納額というのが非常に年々膨らんでいて大きな問題になっている、これは全国的な課題でもあるわけですがけれども、その滞納とのかかわりでは、この引き上げに当たってはどうかということなどをお尋ねします。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 国保税条例の一部改正、いわゆる基礎課税額の限度額を53万円から56万円に引き上げることについての影響の御質問だと思いますが、今年度4月

1日現在の医療給付費分の限度額超過について申し上げますと、超過世帯数は253世帯です。超過基礎課税額の所得額は6,370万円です。超過基礎課税額の試算額は990万円です。限度額を3万円引き上げた場合の来年度の対象数等については、現段階では申告が終わっていないために試算できませんが、今申し上げた数値を下回ることとなります。

市民への影響ということですが、国保特別会計の歳入歳出につきましては、来年度見込まれる医療費の総額から国、県等の負担金、交付金等の額を差し引きまして必要税額としておりますので、この必要税額を上回って賦課することはございません。

したがって、基礎課税額の限度額が引き上げられることによりまして、高額所得者の賦課額は高くなりますが、中間所得者層の賦課額は安くなることとなります。当然ながら、低所得者に対する減額措置は今までと変わらないように運営していきます。

ちなみに、減額につきましては、7割、5割、2割の軽減を行っており、平成18年度において軽減の適用を受けた4月1日現在の有資格者のみの数値について申し上げますと、7割軽減の世帯は1,582世帯、5割軽減の世帯は264世帯、2割軽減の世帯は451世帯で、軽減を受けている世帯の合計は2,297世帯であり、全世帯の40.26%となっております。この軽減により賦課しなかった税額は1億1,090万円で、全体の算出税額の9.67%を占めております。

また、滞納とのかかわりにつきましては、高額所得者の方々への賦課となりますので、未納はないものと思っております。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今、滞納世帯とのかかわりでは未納はないだろうというふうにお話しでしたが、滞納とのかかわりでは、これまで、随分お金があっても滞納するというか支払わないという方がいるというようなことをたまたま執行者の方から口にされて聞いたことがあるわけですが、それは今までもなかったということなんでしょうか。

市民環境部長（長屋義明君） ちょっともう一度お願いします、詳しいことを。

15番（中田静枝君） 滞納世帯の問題で、所得がたくさんあっても払わない人がいるということをしばしば執行者の方からお聞きしたことがあるんですけども、こちらの最高額を納められる方にはそういう人はいないということでしょうか。いなかったということでしょうか。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 賦課限度額を超えた人に滞納者はいないかというようなことなんです。結果的には、現在、そういう人は把握しておりません。ただ、全体を

見まして、滞納額があれば私たちは徴収対策室におきまして厳重に徴収を行いますし、今までも差し押さえ等を行っておりますので、今後もそうした強い姿勢で臨んでいきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 滞納で、やむを得ず滞納をしなければならないような現状に置かれた市民に対して、所得が十分あっても払わない人があるじゃないかというようなことを、必要な手だてをとらないで、そういう攻撃的な形で言動されるということについては、今後十分気をつけていただきたいというふうに思います。

次に、議第10号に移りたいというふうに思います。市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正条例についてですが、今回、子供の入院の年齢を、これまでの小学校3年までから小学校6年生までに拡大するというので、これは歓迎すべき問題なんですけれども、これによって必要な財源というのはどの程度というふうに見ておられるのでしょうか。予算書の概要額ではちょっと明確に読み取れない部分がありますので、お答えいただきたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 質問にお答えします。

本年度、この平成18年度から、1年生から3年生までの児童の皆さんの入院費の助成を行ってまいりました。新年度につきましては、新たに6年生までということで拡大をいたしまして、入院費の助成を行っていきたいというものでございます。

予算額につきましては244万4,000円ということでございますが、平成18年度、本年度におきましては、このスタートということもございまして、予算見積もり、当初予算におきましては350万円を計上いたしております。実際の本年度の実績から申し上げますと、1月末で受診者が16件ございました。私どもでは年度末まで26件程度を予測いたしております。その金額を平均いたしますと122万円程度の予定をいたしております。その結果、3年次までが6年次ということで、単純に倍に対象年齢が上がるわけでございます。そういった実績を踏まえまして、平成19年度の当初予算につきましては、今申し上げましたように244万4000円を計上させていただきました。財源につきましては、すべて一般財源でございます。

以上です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） この予算の概要書を見ますと、14ページになるわけですが、県単の福祉医療助成費と市単の福祉医療助成費と2つその関係では載っております。

この244万4,000円というのは、これは拡大の分だけの額なんですか。それとも市単の助成費すべての額なんですか。今のお話でちょっと私は十分まだわからないので。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 概要調書に明記されております県単の事業につきましては、県事業ということになります。そして、今御説明申し上げましたのが市単独事業でございますので、新年度、小学6年生までの入院の医療費を助成していこうということでございますので、今申し上げましたように、市の施策として実行させていただく分でございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） お答えではちょっと十分まだわからない部分がありますが、市単の乳幼児医療費の助成の1年生から6年生の分、これはすべてで一応予算額が244万4,000円ということなんですか。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） そのとおりでございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、質疑を変えてください。

15番（中田静枝君） はい。まだちょっとあれですが、また調べるということにいたします。

次の議第24号について、平成18年度の一般会計補正予算案についてですけれども、1つ目は、市税の個人市民税への影響。税制改革で税法が変わりまして、その影響が引き続き新年度も大きく出てくるということなんですかけれども、その個人市民税への税法改正による影響をどのように見ているのでしょうか。それから、市債の繰り上げ償還については、予算ではどのようになっているのでしょうか。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、まず第1で言ってください、第1問で。

15番（中田静枝君） はい。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 一般会計の補正予算についてお答えします。まず、税法改正による個人市民税の増額はどうかということですが、今回、市民税、固定資産税などの歳入の補正をお願いしているところでございます。質問は、その中で個人の市民税に関するところでございますが、今回の増減の補正につきましては税法にかかわることによる補正ではありませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

平成18年度の市民税の予算につきましては、当初予算計上時における老年者控除の廃

止、65歳以上の非課税限度額廃止などの改正を加味しております。税の歳入を計上する場合、これまでもそうでありましたように、前年度の収納実績などを勘案しまして、さらにまた安全率などを見るなどしまして、今回その見込みを上回ったことによる補正であります。あえて、御質問要旨にありますように、改正による18年度予算において個人市民税の増減についてお答えするとすれば、当初予算ベースで老年者控除廃止については830名ほどの方が影響を受け、影響額は、これはプラスの方ですが、1,470万円ほど。老年者非課税の廃止につきましては630名ほどが影響を受け、影響額はプラスの250万円ほど。公的年金控除の変更につきましては、850名ほどが影響を受けまして、影響額につきましてはプラスの50万円ほど。定率減税の縮減につきましては、課税状況調査から勘案しますと、プラスの5,580万円ほどを見込んでおりました。

以上です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 済みません、今答弁いただきましたのは、通告書で議第24号の平成18年度の一般会計補正予算案についての通告について答えていただいたというふうに思っております。済みません、今、私の方でちょっと飛ばしてしまったんですけれども。それで、これは議第24号の通告に対する答弁ということでちょっといただきました。

議長（久保田 均君） そうです。

15番（中田静枝君） 済みません。じゃ、議第31号の方ですね。次に行きたいと思えます。平成19年度の一般会計予算についての税法の改定による個人市民税への影響をどのように見ているかということでお答えいただきたいと思えます。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 税法改定によります個人市民税への影響をどう見ているかという御質問だと思いますが、今回の税制改正は、税源移譲という大きな柱のもと、所得税と住民税の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなります。

所得税は4段階の税率から8段階に細分化され、住民税は3段階から一律の10%に改められます。なお、所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないような制度をとっています。なお、平成19年より所得税の定率減税が廃止されるなどの影響は生じてきています。

この概略につきましては、広報やまがた3月号においてお知らせするとともに、CCYの放送の中でも土曜日、日曜日、水曜日のふれあイトピックスの後、総務省と全国地方税務協議会が企画制作した広報ビデオを放映しております。

さて、個人市民税への影響をどう見ているのかとの通告要旨に一言でお答えするとすれば、個人市民税は増収になるということでございます。

御質問の要旨とは少し違うかもしれませんが、少し平成19年度の市民税について触れさせていただきます。さきに申し上げましたが、住民税の税率が一律となります。市民税に限って申し上げますと、3%、8%、10%の3段階であったものが一律の6%となります。このことにより3億1,400万円の増、調整控除の新設により7,000万円ほどが減、このように見込んでおります。また、定率減税の廃止により前年度より5,000万円ほどの増が見込まれております。

以上です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） じゃ、次の質問に移ります。市債の繰り上げ償還については、議第31号、一般会計の新年度の予算案ですけれども、どのような位置づけになっているのでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 市債の繰り上げ償還ということでございますが、19年度の予算で、基金からの繰り入れを11億と見込んでおります。そういったことから、繰り上げて償還する予定はいたしておりません。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 政府の予算の関係からいいますと、新年度、普通会計債または公営企業債の残高の中で、利率が5%以上の分について繰り上げ償還を認めるというようなことになっているということなんですけれども、当市でも、この普通会計債または公営企業債の中で、この5%以上の利率によってのものがかなり残っているんじゃないかなと思うわけですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それぞれの年度を検証してみないとわかりませんが、例えば17年度で申しますと0.9%から2%以内でございまして、5%以上につきましては、中身をよく年度ごとに今把握しておりませんので、一度把握してみたいと思います。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） この観点から、せっかく政府の方も認めるというような方針を出してきているわけなので、今後、新年度に当たりまして、この点についてできるだけ早く把握をされて、活用されたらどうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 検討したいと思います。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、質疑を変えてください。

15番（中田静枝君） では、通告の になります。一般会計の新年度の予算ですけれども、政府が新年度、放課後子どもプランという事業をやるということで、放課後子ども教室というのを国庫補助3分の1ということでやるという情報があります。今、山梨市は子供の放課後対策の事業としては非常に積極的に市単独で努力をしておられるわけですけれども、この新しい政府のプランとのかかわりで改善できる部分はないかということでお尋ねをしたいと思うわけですけれども、これはどなたにお聞きしたらいいんでしょうかね。お願いします。

議長（久保田 均君） 土井教育次長。

教育次長（土井誠司君） 文部科学省が行います放課後子ども教室推進事業と厚生労働省が行います放課後児童健全育成事業、連携をして相乗効果を図っていくと、そういうふうに考えておりますし、今議員おっしゃいます放課後子ども教室事業なるものは、平成19年度は教育委員会におきまして、富岡小学校で1年生から3年生の低学年を対象に年4回ほどこの事業を行うということを計画いたしております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 子供の放課後の対策が強く求められている富岡小学校区では、人数枠をもっと広げてほしいということで、市民の要望が強いところだというふうに思いますが、それに部分的にこたえたものかなというふうに思います。

それは歓迎すべきことだと思いますが、それ以外のところで子供の人数が減少傾向にあるようなところ、そういうところは教室なんかにはゆとりがあるんじゃないかなというふうに思うわけですけれども、そういうところでも、学校で児童の放課後対策を行わないで、公民館などの活用で今行われているというふうに思うわけですけれども、そういう公民館というのは子供仕様にはなっていないということで、いろいろと子供中心に考えた場合にはよくないんじゃないかというふうにかねてから私は思っているわけですが、この今の文科省の新たな放課後子ども教室、それを活用して公民館から学校の方へ場所を移すというようなことは考えられないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 土井教育次長。

教育次長（土井誠司君） 現在、公民館では、御承知のように子ども文化クラブ、これ

が土曜、日曜、各種いろんな授業で子供の伝統文化を学ぶこと等々をやっております。それで、公民館において放課後子ども教室なる授業をどんどん展開していくという考え方は今のところはございませんが、私ども教育委員会といたしましては、各小学校とかそういう会場を、放課後子ども事業としてPRを計っていきたい。そのように考えております。また、児童みちくさクラブの関係に関しましては、またそれは保健福祉部の方とともに連携をしながら考えていくところでございますから、その辺のところもいろいろ方策というのは今後考えていけるのではなかろうかと、そのように思っております。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） ぜひ連携しながらよりよい方策を探していただきたいというふうに思います。

じゃ、次の質問ですけれども、 の一般会計の新年度の予算ですが、不法投棄のごみ対策とその処分については、新年度、どういうことになるのでしょうか。お答えください。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 不法投棄対策としましては、職員による定期パトロールを週1回、県の関係者との合同パトロールを年10回、環境保全監視員による平常の監視などを実施しております。また、資源ごみの回収補助金の交付、分別収集事業補助金の交付を行いまして、不法投棄のもとになるごみの減量化を図っております。なお、不法投棄された場合は警察と連携をとりながら、原因者の究明に努め、原因者が発生したときには原因者に処理をしていただいております。不明な場合につきましては、市で処理をいたします。予算は、処理委託料としまして63万円予算計上いたしました。ちなみに、平成18年度12月末現在におきます委託料としましては、9件で31万7,000円、また職員による処理を31件行っております。

以上です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 警察との連携で、排出責任者というか排出事業者などの解明にも努力をされているというようなことでしたけれど、実際問題として、不法投棄をした人、または排出した事業者などについて、その責任がきちんと問えるような状況になっているのでしょうか。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 山県警察署におきましていろいろとお世話になっておりますので、そこの方からいろいろとそういう排出原因者については、注意といたしますか、

処罰といたしますかをされております。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 大きな規模のものについては、そういうような手だてもとられているかなとは思いますが、小規模な不法投棄、例えば軽トラック1台分ぐらいとか、そういうようなものについてはどうでしょうか。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 原因者がわかればその都度注意を行います。ほとんど不法投棄というのは原因者がわかりません。わかった場合は警察とも連携して注意などできますけども、ほとんどがほかってあって一月後とか、いろいろとパトロールで見つかったというのが今までの経緯でございますので、なかなか難しい問題です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 先日もちょうどクリーンセンターの方で……。

議長（久保田 均君） 質疑を変えてください。

15番（中田静枝君） じゃ、次の質問に移ります。

ですが、同じく一般会計の新年度の予算ですけれど、今、非常に国民の経済の格差の拡大というのが問題になっているわけですが、これがやっぱり子供たちに大きな影響を与えていくということも新聞報道などで行われております。市が把握できる教育現場での現象について、この国民経済の格差拡大の影響が子供たちの教育現場への現象として山県市の場合はどのようにあらわれているだろうかということが非常に気になるところであります。そこら辺について、現在または新年度、どうなのかなということですよ。

議長（久保田 均君） 次長が答える前に。中田静枝君、ちょっと整理をしたり、山県市議会の質疑でいいのかなということをもう一度お考え直して質疑をしていただきたいと思えます。

土井教育次長。

教育次長（土井誠司君） 国民経済の格差拡大と教育現場での現象というような質疑でございますが、新年度の予算書、資料ナンバー10でございますが、151ページをちょっと申しわけございませんが見ていただきたいと思えます。中田議員がおっしゃるのは、親の経済状況で子供の置かれている現場が、どのように教育の方の影響があるかというようなことだと思えますが、151ページの上段でございます小学校分の扶助費でございます。691万9,000円でございます。この内訳は、就学援助の学用品費、そして修学旅行費、医療費、日用品費、そして給食費等々でございます。このように、いろんな御事情で、い

るんな所得の関係で納付の方が困難な方の場合、このような就学援助というような形式でもっているいろいろかかった分の個人負担を行っておるという現状でございます。ちなみに、これは小学校費でございますが、中学校費も157ページの上段で、年間753万6,000円ほど申請に基づいてそういうものを市として負担を行っている現状でございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 就学援助の制度で、そのように手当てをされているという部分については認めますけれども、そこになかなか届かない人もいるのではないかなというふうに思うんですね。というのは、学校給食費の方では具体的に滞納なんかについてはどうなのかなと。就学援助の対象になっていけば滞納はないはずですよ。そこら辺ではどうなんでしょうかと。

それから、子供のスポーツの経費として、最近私も市民の方からの声として伺ったところなんですけれど、中学校に入学をされた子供さんがされるということで、今度、TSCの加入金を5,000円負担しなければならなくなると。今まではこれは要らなくて保険料だけでよかったのに、これを負担しなくてはならなくなったということで、新たな負担が保護者に求められているという状況に今あるということがわかりましたんですけど、このような問題とかあるわけですが、そこら辺で、現実問題として給食費の滞納の問題、それから今のTSCの加入負担金、これについては、子供のスポーツ教育、何か部活に入ったら必ずこれに入らないといけないというような保護者の方の話なんですけど、それではちょっと教育上問題があることではないかなというふうに思いますけれども、この2点についてはいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、少し整理をして質疑をしてください。

小林教育長。

教育長（小林圀之君） ただいまの質問にお答えしますが、初めの給食費の方の問題が出ましたが、過日、新聞報道等で、この滞納状況の全国調査が実はありまして、それが報道されたということでございますが、山県市の実態としましては、この給食費の滞納は極めて少ないという状況でございます。しかし、ゼロ件ではないということでしたが、学校の方と連絡をとりますと、これらの家庭も本年度内には納入ができるということを知っておりまして、滞納額はなくなるかなというふうに思っております。

ただし、私どもも常に学校とは連絡をとっております、月々の給食費だけではございません、修学旅行へ行くための積立金でありますとか、学校で使います教材費でありますとか、そういったものをまとめて月々幾らというふうに徴収しておるわけでござい

ますが、そういった月々の徴収が滞るような場合は、早目に教育委員会の方へ連絡が欲しいということをおっしゃって、私ども、そういう報告がありましたら、担当地域の民生児童委員さんの方との連携、学校の方との連携のもとに、先ほど教育次長が申し上げましたような就学援助費の支給という制度があるわけでございますので、そちらの方で対象とならないかというような検討もしながら、とにかく義務教育でございますので、経済的な理由によって就学ができないということはあってはならないということが基本の構えでありまして、そういう対応をさせてもらっております。給食費につきましては以上のような現状でございます。

もう一つ、スポーツ費といいますが、T S Cの話が出ましたが、現在の部活動と社会体育の関係でございますが、学校の方は学校の方でできる限りの部活動としての位置づけをいたしておりますし、それに加えて、この社会体育の分野でさらに一層の部活動というような仕組み、その一環が高富スポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブという国が推奨しているスポーツクラブでございますが、そちらの方との連携のもとに、子供のスポーツ欲求、スポーツニーズにこたえていくというような、学校教育の方と社会体育の方とあわせて充実したスポーツ活動ができるようにというような仕組みにしておりますものですから、会員の方にはそれなりの負担をしていただくということでございます。5,000円というお話が出ましたが、これも今年度の額かと思いますが、状況によってはその値上げというようなことがあるかも知れませんが、いずれにしてもこれは年額でございます、月額ではございませんので、しかも、そのうちには保険料も含むというようなことでございますので、月額にすればさほどの負担ではないのではないかとこのように私どもは見ておるわけでございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 今の質疑はいいですか。

15番（中田静枝君） もう一回できますか。

議長（久保田 均君） もう三回です。

15番（中田静枝君） ああ、そうですか。

議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。11時20分に再開いたします。

午前11時05分休憩

午前11時20分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中田静枝君。

15番(中田静枝君) それでは、通告のうち残っている分についてですが、議第32号の平成19年度国保特別会計の予算ですけれども、これも今までの質問とのかかわりもあるわけですが、税法改定によって国保税の影響は新年度どうなるかということをお尋ねしたいというふうに思います。

議長(久保田 均君) 市民環境部長。

市民環境部長(長屋義明君) 税法改正による国保税の影響はどうかとの御質問ですが、国保税につきましては、御存じのとおり、所得割、資産割、均等割、平等割の合算額となっております。今回改正されました税制改革につきましては、定率減税の縮減であり、所得税、市県民税にかかわるものでございますので、国保税への影響はございません。

以上です。

議長(久保田 均君) 中田静枝君。

15番(中田静枝君) じゃ、次の質疑ですが、議第34号ですけれども、平成19年度の介護保険特別会計予算にかかわっての税法改定による介護保険料への影響はどうか、お答えいただきたいというふうに思います。

議長(久保田 均君) 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長(室戸弘全君) 御質問にお答えいたします。

19年度の第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方ですが、特別徴収といたしまして、6,597人、普通徴収で497人、合わせて7,094人を見込んでおります。そのうち税法改正の影響により、所得段階区分が上がる被保険者は1,215人見込んでおります。こうした被保険者に対して保険料の急激な負担を和らげるため、平成18年度、19年度の2カ年、激変緩和措置を行ってまいります。平成19年度の保険料収入は、特別徴収が2億9,842万8,000円、普通徴収は2,246万2,000円、合わせて3億2,089万円を見込んでおります。このうち税法改正による保険料への影響分としては、1,314万7,000円を見込んでおります。

以上でございます。

議長(久保田 均君) 中田静枝君。

15番(中田静枝君) 今まで通告によって回答をいただきました部分で、ちょっと全体にわたっての関係になるんですけれども、教育長または市長に対して質疑をしたいのですが、よろしいでしょうか。

議長(久保田 均君) 2人答弁してもらったら終わりです。今、御質疑、2名を指名されますので、お二方が答弁をしたら終わります。

15番(中田静枝君) じゃ、以上で終わります。

議長（久保田 均君） 終わりましたか。じゃ、答弁もよろしいということですので、以上で中田静枝君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、通告はしていませんけど、担当の部長さんたちとはちょっと事前に話していますので、イメージは持っていていただいていると思います。

5つお願いしますけど、まず1つ目ですけど、発議の第3号ですね。これは議員提案ということで、発議3号は8ページですね、会議規則の一部改正ということです。この1つの要点は、提案の問題、それからもう一つ象徴的なのが電磁的な記録ということですね。従来、議事録が最終的には紙で、ペーパーで残されていた。これを電磁的な記録で残してもよいと法律改正があったわけですけれども、山県市が規則を改正するという事は、今後は電磁的記録に議事録を改めていくのかどうなのかというところをまずお聞きしたいと思います。

議長（久保田 均君） 議会運営委員長 藤根圓六君。

議会運営委員長（藤根圓六君） 議会運営委員長の方から答弁します。

このことは全国自治法の改正に今回伴うもので、電磁録については他市の動向を見て検討していくということで一応継続審議になっておりますので、そういうことです。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 答弁では他市の動向を見てということ、山県市の会議規則は改正する、つまりペーパーでもいい、電磁的でもいいというふうにするということですが、とりあえずはすぐに切りかえる、電磁的にするとか、両方にするとか、そういったことは何も検討されておらずという理解でいいのかということ。

それから、その時期について、例えば6月なのかとか、1年後ぐらいなのか。実際に新しい方法ですから、どの程度のイメージを議運で検討されているのか、明らかにしていただきたい。

議長（久保田 均君） 議会運営委員長 藤根圓六君。

議会運営委員長（藤根圓六君） この次の議運で一度検討します。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） では、質疑の題を変えます。

発議第2号、5ページからですね。委員会条例の改正ということで、6ページを見ますと、幾つかの文言の後に、1つは電磁的記録というのがある。ということで、本会議が先ほどの分ですし、これは委員会の会議記録のことだと思うんですけども、現在は一

応テープを撮って、それは文章化していない、保存をしていると思います。そういう理解でいいのか。それから、ここに電磁的記録を加えるということは、今後は電磁的な記録、それによる記録ということはどう扱うのか。先ほどの本会議と一緒に。その点。

それから、もう一つ、今回の自治法改正で大きな特徴は、議員は1つの委員会に所蔵するということが義務づけられているわけですが、この制限が解けたというのが法律だと思います。全国の自治体議会で議員提案により改正が進められているというふうに私は理解しているんですけど、どうもその文言が今回の提案にはない。そのあたりの経過はいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 議会運営委員長 藤根圓六君。

議会運営委員長（藤根圓六君） 今、委員会の電磁記録についても、今度の議運で一度検討します。

そして、委員会条例については、今回、定員が16ということになったことによって、当然、継続、要するに常任委員会の数、あるいは定数に加えて地方自治法の改正に伴う議会運営上の改正が必要なため、今回は継続審議としたということですので、そのことも継続審議ということになっておるので、今回じゃなく、議運で今後検討していきたいと、皆さんの意見を聞いて検討したいと思います。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 非常に重要なことなんですよね。議事録をどうするかということも重要ですけども、従来は、1人の議員が1つの委員会に必ずだったものが、その制限が解けるということは、まだ明確に見えていませんけど、ある1人の議員は5つでもいいとか、3つあれば3つ全部でもいいとか、逆にある人はと、違いが出てくる可能性も現在はあると思うんですが、そのあたり、何も議論の経過がこたえられていないんですが、現在議運でどういう議論をしてきたのかということとを明らかにしていただきたいということと、この問題で1つ素朴に議論されていることは、会派制をとっている議会が多い中で、例えば委員会の委員も議長もそうですが、ポストの関係だということとはよく言われます。そうすると、多数の会派の人たちが委員会の委員を多数送り込んでしまったら、ますます多数構造が拡大するわけですね。1つ間違えばそういう制度でもあるわけですので、そのあたりも検討されているかということ懸念するわけですが、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 議会運営委員長 藤根圓六君。

議会運営委員長（藤根圓六君） 具体的な議論といいましても、とにかく16人になったということによって、委員会数がそのまま現在の3つになっちゃうと、非常に委員の数

が少なくなって、十分な検討ができるかどうかというそういう不安もあります。かといって、重複するか、あるいは委員会数を2つにするか。いずれにしても、今の段階は私が直接こういうふうだというふうに言い切れませんので、今後の議会運営委員会と皆さんの意見を聞きながら検討していきたいと思います。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 検討の中身はまだ具体的に答えられていないんですけど、じゃ、それはいいとして、議運の委員長であるから、きちっと……。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、質疑を変えなさい。

13番（寺町知正君） これ、3問目ですよ。今の委員会条例については。

議長（久保田 均君） そうかね。

13番（寺町知正君） はい。

議長（久保田 均君） ごめんなさい。それじゃ、どうぞ。

13番（寺町知正君） 3問目です。再々質問です。

きちっと議運の委員長ですから、継続されるなら、あるいは次の方にかわるなら申し送りしていただきたいんですけど、会派ということ的前提に委員会のポストを複数占めることになれば、本来、議員というのは定数、それぞれ議員が1人1票という採決をするのが議会の最終的な結論ですよ。そこに特定の勢力が特定の数を送り込んだら、完全な本質的な民主主義が崩れますので、ぜひとも、法改正、委員会条例の中できちっとした担保をいただくように御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（久保田 均君） 議会運営委員長 藤根圓六君。

議会運営委員長（藤根圓六君） 寺町さんは結構憶測なことも言われたんですけども、現段階で確定的なことは言えないものですから、あくまでも次の議運で検討しますので、その点、よろしくをお願いします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） では、変えます。議第31号で、資料の10、予算書という、これの全体的なことについて、総務部長に伺います。

山根市の予算、いろんな項目があるわけですけど、その中で、市が特定の団体に補助とか助成、いろいろな援助をしているという予算があちこちに出てくるわけですね。それが今度の新年度、19年度、予定されていると。細かい、過去から継続なのか新規なのか、そこまではともかく、基本的にこの予算にそういったものが見受けられます。そういったことについて考えるとき、実は先日新聞報道で、市長の選挙が今度4月にあって、この予算書に出てくる特定の団体の幾つかが市長の選挙で平野さんを推薦したという

この記事がありました。一方で、予算書の中で市からそういった助成を受けるということが予定されているとすると、これは非常に予算として問題だというふうに考えるんですが、そういったところ、事前に話し合いをしたんですけれども、山口市としてはこの予算を提案するに当たってそういったことを調査したのか。調査したら、こういった団体がそこに該当するのか。少なくとも新聞記事のところは間違いはないわけですから、そのあたりの答弁をお願いします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 市から補助しておる団体と、そして市長が今回立候補されることに対しまして、推薦を受けられておるということについては、中身は調査したかということでございますが、調査はいたしておりません。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 調査してということをお願いした。予算の審議、本会議質疑に必要なから調査してくださいとお願いした。新聞記事も出ているじゃないかと。そのことについて答えがない。新聞記事に出ている団体については調べもしなかったのか、調べた上でどう評価するのか、そこはお答えください。2つの団体が出ているはずですね。

それから、もう一方、今、補助の話をしましたけど、いろいろな市との業務の、委託、受託関係のところ、契約関係のところ、そういった団体もあると思うんですね。そういったところが、じゃ、この予算から予定されている団体、そういった市との特定の関係を予定されているとしたら、これまたいろんな法律の関係、市の予算執行としての問題だと思うんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 新聞紙上で出ていました団体につきましては2団体だと思いますが、2団体につきましては補助金を出しております。また、業務につきましては具体的に把握しておりません。

13番（寺町知正君） それがいいかどうかは。

総務部長（林 宏優君） 公職選挙法には抵触しないということを考えております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 公職選挙法に抵触しない。では、政治資金規正法にはどうでしょうか。地方財政法、地方自治法の本来の趣旨からしたらどうなんですか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） そこまで検討しておりませんが……。

13番（寺町知正君） いや、検討していないというのはだめだって。予算を提案して

いるわけでしょう。検討した結果を答えてもらわなきゃ。

総務部長（林 宏優君） 該当しないというふうに考えております。

議長（久保田 均君） 以上で今の質疑は終わってください。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 該当していないという答弁は信じられません。

回数が来ましたので次に行きますけれども、議第23号ですね。これは議案書の中にあります。議案書の一番後ろ、議第23号ですけど、公共下水道ということですね。これについて、下水道の浄化センター本体工事の関係ですけども、非常に大きな額の減額がされるということですね。それは非常にありがたいし、歓迎していいと思っているんですけども、その主たる理由は入札差金ということだったわけです。このように減額になった理由はなぜなのかということ、そのあたりをもう少し説明してください。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 御質問のお答えをいたします。

変更の内訳といたしましては、工事発注のための設計における新単価への見直し、設計精査による増額が1,062万6,000円。工事請負差金が管理棟・汚泥棟建設工事、電気設備工事、水処理設備工事の3工事で、2億7,180万3,000円の減額。工事請負費の減額に伴いまして、事業団管理諸費が3,682万3,000円の減額で、合わせまして2億9,800万円の減額となっております。

減額の内訳といたしましては以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今回の議案は、18年度の契約の議案の修正、変更ということですけども、これは下水道の浄化センター本体工事、いわば第1次の工事ですね、第1期工事だと思っておりますけども、前年の契約もあって、そこでもたしか減額があったと思うんですが、現在の1次、1つのスパンの完結としてとらえたときに、全体ではどれくらいの減額があったのか。その理由はどう考えるのか。なぜ理由をお聞きするのか。先ほど答えがなかったけれども、当初の予算の見積もりが適切であったのかなということにもつながるので、答えていただきたいわけです。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 1期分の浄化センター建設工事の現在つかんでおります事業費でございますけども、平成12年度の当初計画時の事業費では約38億円となっております。そして、現在の見込み額といたしましては24億円でございます、約14億円の減額となる見込みでございます。減額の要因といたしましては、コスト縮減、それから工

事の請負差金、それと概算の当初計画時の事業費から詳細設計時に至る内容精査及び単価の見直しなどがございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 非常に大きく減って、3分の2近くなっているということは好意的には受けとめていきますので、再々質問はやめます。

もう一点だけですけども、議第25号ですけども、予算の中の国保の特別会計というのがあります。これは予算書の214ページですけど、非常に市民全体に影響するということとここで聞きしたいんですけども、総務管理費の一般管理費という中に印刷製本費というところがあります。需用費ですね。これに関してですけど、伝え聞くところによると、国保の保険証の関係かなというふうに理解します。

私は2004年の4月にこちらの山県市の議員になって、その6月からずっと担当課をお願いしてきた。それは、国保は1人1枚ずつ保険証を出してほしいということ。市の方も、連合に行ってそういったことを提案されて議論してきたということもお聞きしています。しかし、それは難しいよという返事で、2005年もそういうふうでしたし、6年もそうでしたけど、ここに来てこう予算が上がってくる、それは非常にいいんですけど、こういった形でこの予算が執行されるのか。あるいは、こういった形で市民に提供されるのか。他市の状況はどうなのかというあたりはいかがでしょう。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 1人1枚のカード式の保険証の発行につきまして、今お話がありましたように、以前より寺町議員よりたびたび質問がありました。その時点におきましては、現在取り組んでいます市が岐阜市のみであり、山県市独自でその1人1枚のカード式の発行を行うことになりますと開発経費が非常にかさむことから、現段階では取り組むことができないというお答えをしておりましたが。そうして、また岐阜県の都市国保担当課長会議におきましても、山県市としましてその件につきまして提案いたしました。各市は非常に消極的でありました。

その後におきまして、平成20年の4月からの後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、行政情報センターにおきましてこのシステムの開発を行うということになりましたので、市としましても平成20年度から1人1枚のカード式の被保険者証を発行するというふうにいたしました。

以上です。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 1人1枚ということは非常にいろんな意味で生活は助かると思うんですけども、確認ですが、それは被保険者側の、うちは世帯がいいよ、うちは個人がいいよという選択制なのか、あるいは一律に全員そうするのかということですね。それと、答えがなかった他市はどういう状況でしょうか。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） お答えします。

1人1枚の保険証は全被保険者に交付します。他市の件につきましては、現在ちょっとそこまではつかんでおりませんので、お願いしたいと思います。

13番（寺町知正君） 選択制じゃなくて一律。

市民環境部長（長屋義明君） 全世界帯に交付いたします。1枚ずつ交付します。1人1枚。

13番（寺町知正君） 選択の余地はないわけですね。

市民環境部長（長屋義明君） はい、そうです。

13番（寺町知正君） はい、結構です。

議長（久保田 均君） ほかに質疑はございませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 市長に質問したいと思うんですけど、新年度の予算とのかかわりなんですけど、子供の医療費の無料化の引き上げ、市単独でも今まで大分努力をしてきているわけなんですけど、市が始まってからの市の子供の医療費にかかわる支出額を決算額、また予算書などで調べてみますと、平成15年度は市の単独の助成額というのが非常に大きくて、4,000万円余りです。全体としては、県単の部分も含めて5,900万円ほどあったわけです、市がそのために支出していた金額が。それが子供の人数の減少などもかかわっているかなとは思いますが、少しずつ減ってきておられて、昨年からは県単の方の事業が、年齢が通院の部分についても大きく引き上げをされたということで、昨年からの市の負担の額というのが大幅に減ってきているということで、そして、さらに新年度につきましては、市単の方は入院を引き上げたということだけなんですけれども、実際には市の予算は、先ほどの答弁でもありましたように、非常に大幅に減額の予算でも十分だということで、小学校の6年生までの入院について市が負担をすることができるといことなんです。

全体で見ますと、新年度の予算ですと、子供の医療費の無料化のための市の負担する額というのは、私の試算では3,600万円余りということで、平成15年度、16年度、17年度が5,000万円台だったのに比べて大きく減額されてきているわけです。これはもちろん、

県の方が努力をしているということによってですけれど。そういうのを考えますと、せめて義務教育の期間は、やっぱり子供が病気になったときには市がきちんと医療費を負担して安心してもらおうじゃないかというようなことが、私は、決算書、予算書の経緯を見まして、そんなに難しいことではないというふうに思うわけです。平成15年以降で言いますと、2,000万円ほどの違いがここに出てきているわけですから、せめて義務教育まではというふうな拡大を考えるべきではないかなというふうに思いますけれども、それについてはいかがでしょうかということ。

もう一つは、先ほどの私の質疑で、市民税が大幅に増税になっているということ、それから、介護保険料の負担増なども具体的に示されましたけれども、そういうようなことで、もちろんこれは国の税制改革によってですけれど、市民が大変な増税を強いられてきているわけです。そういうことから考えて、この大增税によって収入は全く増えていないわけですね。収入は増えないにもかかわらず税制改革によって大增税が強いられているということですから、実質大きく市民の可処分所得は減ってきているということ、この市の増税分について、やはり市独自の低所得の方たちに対する手当をいろんな形で、福祉的な形で、特に高齢者、年金暮らしの方たちというのは大きな負担が何重にも来るということになるわけですが、そこら辺でやっぱり市独自の、法定減額分だけではなくて、そういう軽減策をとって市民の生活を助けていくべきではないかと思えます。

例えば、介護保険なんかですと非常に具体的でわかりやすいわけですが、実際には、可処分所得が減ったことによって介護保険の利用について格差が出ているということも伺っております。例えば入浴サービスですが、訪問入浴サービスというのがありますが、1週間に1回しか受けられない方がいる、一方では1週間に3回受けられる方がいるというように、こういったところに格差というのがあらわれてきているというふうに思うわけですね。

そういうところを、やっぱり増税だけを押しつけられるような状況ではなくて、その分、市としての独自のそういう福祉施策をとっていきべきではないかということで、以上2点について市長に質問をします。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、本議会での質疑は委員会の質疑と違いまして、個人の意見などは述べないということになっております。今後は気をつけてください。そして、もうちょっと簡潔に質疑をしていただかないと、答弁する方が恐らく困ってしまうと思えます。演説はやめて、簡潔にお願いをいたします。

平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

第1点目の、子供の対策といいますか少子化の問題で、そういったものを十分検討すべきじゃないかということでしたが、山県市の当初予算につきましては、慎重審議して執行部としましては提出しておりますので、その辺も十分配慮して行っているつもりでございます。

2点目の、税の増税といいますかそういう面につきましては、これは国の制度によりまして税源移譲ということがございました。山県市にしましては、税源移譲の額としては、他市の状況あるいは都市の状況等を見ますと、非常に増減幅としましては少ないということですが、これは国の税の方法によってそういうふうに決められておりますので、そういったものによって積算しておるということでございますので、御了承願いたいと思います。

以上でございます。

議長（久保田 均君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、報第1号から発議第3号までの質疑を終結いたします。

報第1号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について及び報第2号 山県市公共下水道事業枝線管渠第11工区工事請負契約の変更の専決処分については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知おきを願います。

---

## 日程第2 委員会付託

議長（久保田 均君） 日程第2、委員会付託。

議第1号から議第43号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

発議第2号及び発議第3号につきましては、所管の議会運営委員会で審議がなされ発議に至ったことから、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

---

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

13日は総務委員会、14日は産業建設委員会、15日は文教厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催をされます。

なお、16日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時51分散会

平成19年 3月16日

# 山県市議会定例会会議録

( 第 3 号 )

平成19年第1回

## 山県市議会定例会会議録

第3号 3月16日(金曜日)

---

議事日程 第3号 平成19年3月16日

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囿之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君

基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君	水道部長	梅 田 修 一 君
消 防 長	高 橋 信 夫 君	教育次長	土 井 誠 司 君
総務部次長	田 中 公 治 君		

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	堀 達 也		

---

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 一般質問

議長（久保田 均君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして一般質問を行います。

通告順位1番 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告順位に従いまして、新年度予算について総務部長に質問をいたします。

県は、19年度において実施するゼロ予算施策として250事業を発表いたしました。

調べてみますと、財政難の中にありながら、職員が自ら頭と足と汗で稼ぐ事業と位置づけております。予算を使わずに県民サービスの向上に知恵と工夫を出し合って、住民のよりよい生活向上策に取り組む事業であることが示されています。

今、どこの自治体も官民協働の体制で、よりよい社会を築いていく時代であると思います。昔からお役所仕事などと周りから批判を浴び、冷ややかな視線が注がれてきた行政の体質の改革は、親方日の丸から脱皮した職員の意識改革でもあります。こうしたことが市民に認められて初めて官民協働の意識が働くものだと思っております。財源に乏しい本市の行財政の運用は、この協働精神に支えられなければ住みよい山県市とならないと考えます。

そこで、まず、本市においては同類の事業があるのかをお尋ねいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、新年度予算についてお答えをいたします。

議会の開会初日に市長が提案説明の中で述べましたように、新年度予算編成に当たっては、今後の財政状況を配慮し、健全な財政運営を図っていくための初年度と位置づけまして、職員一人一人がコスト意識を持ち、事務事業の見直しにより徹底した経費の削減に努めたところでございます。

ゼロ予算事業といたしましては、特に、これまでシルバー人材センターに委託していましたがごみ拾いや不法投棄監視のための環境パトロールは、男性職員で実施をいたします。また、広報紙の仕分け及び配達業務、公民館等公共施設敷地内の草刈りなども職員が行っていくこととしております。

新規事業では、子育て支援として、保育の実施対象とならない児童で、保護者が傷病、事故等により保育が困難な場合、緊急、一時的に保育が必要となる児童を保育するため、新年度より市内の10カ所の保育園で一時保育事業を実施してまいります。また、重度の障害者の方やひとり暮らしのお年寄りなど、日常において支援を必要とする方に対して、災害時の避難行動を初め安否確認など、地域の皆さんと協力して支援していくため、介護状況や障害の内容等必要な情報を掲載した災害時要支援者台帳を整備いたします。

また、これまで各種の計画策定は委託が主でしたが、平成18年度の医療制度改革に伴い、平成20年度から健診等保健事業の実施に向けての特定健診等実施計画の策定につきましては、職員の手づくりとしております。

このほかにも、市民の皆様と一緒に健康づくりを進める元気もり森訪問事業、林業関係者で組織し、森林の保全、整備や材木生産等についての検討を進め、森林の健全化を図っていくための山県市森林づくり会議、職員が講師となり地域へ出向いて、行政の取り組みや情報などをお話しする生涯学習まちづくり出前講座など、市民の皆様と行政が一体となって協働によるまちづくりを進めていきたいと考えております。

今後におきましても、職員自ら汗をかき、知恵を出し合い、各種事業に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 今までシルバー人材センターに委託していたごみ拾いや不法投棄の監視のための環境パトロール、また、広報紙の仕分けや配送業務、公民館等の公共施設の敷地内の草刈りなどを職員が行うとしたことは、職員一人一人が常にコスト意識を持って仕事に取り組む姿勢として評価できるものであります。

しかし、これは頭と足の部分であります。総務部長の答弁では、稼ぐに触れていません。

職員が自ら意識改革の中から頭と足と汗をかき、税金のむだ遣いを徹底してなくし、常に事業の成果、効果を検証していくことが肝要であると思います。ゼロ予算事業であっても、自信を持って稼ぐと胸を張って市民に示す姿勢が市民を動かす原点と考えます。よって、次の3点について質問いたします。

1点目、現在実施している各支所の業務に地域パトロールがあります。また、新たに新年度から職員で実施するとする環境パトロールともあわせて、パトロールの車両には常時簡易の舗装材を掲載し、道路面の穴は発見次第その場で修理することができないのでしょうか。発見者が即対処することはより効率化だけではなく、先日発生した道路面

の穴が原因で支払った損害賠償の賠償費などの削減や安全対策、事故防止策として有効かつ稼ぎとなるものと考えます。従来の報告型の、担当者が再度出向き判断するシステムについて、どのようにお考えになっておられるのでしょうか。

2点目、広報やまがたにつきましては、仕分け作業や配布作業に加えて、広報紙の材質を検討される考えはありますか。ここへも持ってきておりますが、現在の広報やまがたの印刷費は1冊74円と聞いております。同じく毎月配布されますが、県政の広報紙ふれあい、これは山県市の部数の3分の2しかありません。当然、発行枚数も何十万という差もあると思いますが、これは7.8円でできるということでもあります。もう一つ、山県市社会福祉協議会が毎月発行している福祉だより、これも広報やまがたの同ページに換算しますと41円ということでもあります。見た目のきれいさ、豪華さより内容が問題でありますし、本市の財政状況を考慮し、材質を県並みに落とすことの方が市民の理解は得ることができると思うが、どうでしょうか。

3点目、各課において多くの事業がプラン策定されてきました。今も進行中のものが幾つかあります。プランの策定の多くは、コンサルタントを必要とした内容でかなり高価な費用が伴っていると感じておりますが、今後の考えを示していただきたい。

以上、3点について総務部長に再質問をいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問についてお答えをいたします。

最初に、1点目につきましては、道路の補修に限らず、市の施設の破損等をパトロール中に発見した場合の対処につきましては、専門的な知識等が必要な場合もございますので、担当課の判断が基本になってくると思われませんが、パトロール業務を行う際に簡単な道路補修などを行うということも議員のおっしゃるとおり大切なことですので、具体的な作業、その準備等につきましては今後検討してまいりたいと思います。

次に、2点目につきましては、県の広報ふれあいは66万部発行されております。広報やまがたの70倍ほどの部数であることから、1部当りの単価は各段に安くなると考えられますし、社会福祉協議会の福祉だよりは、広報やまがたと同ページで換算いたしますと、広報やまがたよりは単価が高くなると思われます。特に、広報やまがたにつきましては、多くの情報を掲載しておりますし、編集にかかる労力や校正回数などを考えると、基本単価は高くなってしまいうため、一概に単価を比較することはできないと考えております。

また、見た目のきれいさですとか豪華さよりも内容が問題であるとのことにつきましては、広報やまがたは市の顔である広報であり、市民の皆様の情報を写真を交えて掲載

する以上、ある程度の品質は必要であると考えております。

しかしながら、経費の削減は常に考える必要がございます。平成19年度におきましても、仕分け作業ですとか配布業務の職員対応や紙質の見直し、情報の効率的な掲載によるページの削減など、総合的に勘案して予算を計上いたしておるところでございます。

次に、各種プランの策定の委託費用についてでございますが、これからは、職員で対応できる分につきましては、できるだけ職員自らの力に対応していきたいと考えております。

この19年度の予算で見ますと、国民健康保険関係の特定健康診査等の実施計画の策定ですとか、市の総合計画における年度計画の見直しなど、できるところから極力職員対応を行い、経費の削減を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 今の答弁の中に、広報やまがたは山県市の顔である、あるいは、そこに載せる人たちの写真等を考慮してという話ございましたが、置きかえれば、じゃ、岐阜県はどう考えているかということにもなると思います。

同じような内容でございますが、市長にお尋ねをいたします。

厳しい財政状況に対する危機感を市民と共有し、中長期的な財政見通しを立てた上で新年度予算につなげられた平野市政の御苦労のほど、心中をお察し申し上げます。

市民にとっては、厳しい緊縮型予算となっておりますが、市民に理解をしていただかなければなりません。最初に示しましたように、昔から、親方日の丸、お役所仕事と冷ややかな視線が注がれていた自治体行政の体質と環境を根本から改革する平野市政に、市民は大きな期待を寄せているところであります。職員一人一人がコスト意識を持って、稼ぐの信念で職務を遂行することや、やる気の姿勢が市民に伝わってこそ、今後も続く緊縮予算を理解してもらえるものと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

なお、これからの山県市は、ボランティア精神で地域をよりよくしていくとする市民との協働であります。企業はもうからなければ手を出さない、しかし、行政においては、もうからなくても重要な事業や活動には官民協働で取り組まなければならないと思います。

こうした事業や活動には市が積極的に取り組み、頭や足で市民のやる気を支援し、山県市まちづくり基本計画に挙げております豊かな自然と活力ある都市の調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり、この推進、達成に次期4年邁進されることを期

待申し上げ、市長のお考えをお聞きして私の質問を終わります。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

ただいま、職員のコスト意識、あるいは市民との協働についての御質問でございました。お答えしたいと思います。

職員のコスト意識、職員がそのことを十分に理解しまして、常に工夫あるいは所属する部とか課、そういった枠を超えて山県市職員全員がそういった意識を十分持って工夫をしていきながら、そういった対応をすることが非常に大切かというふうに思っております。御提案のコスト意識等も十分今後とも反映をさせていく必要があるかというふうに思っております。

県のゼロ予算に見合う市の事業にいたしましても、先ほど部長からも答弁いたしました。一部、一部の説明に終わっておりますが、いろいろな面につきましてそういったゼロ予算的な対応といえますか、そういうものにつきましては十分意識を持って対応してまいりたいというふうに思っております。

また、市民と協働につきましては、積極的に推進する必要があると考えております。例えば、平成19年度から実施いたしますアダプトプログラム制度がございます。これは、地域の住民の公共施設美化運動で、公園や道路といった公共施設の清掃活動などに取り組んでいただくということで、地域に住民の皆さん方の協働の精神、そういったものも十分発揮していただきたいと思っておりますが、そういった面につきまして、市といたしましても、そういった側面的といえますか、いろいろな面で支援をしながら、市民と職員が一体となってそういった面に積極的に取り組んでいく必要があるかというふうに思っております。

市民の皆様のご協力を得ながら、コスト問題への対応のみならず、地元、ふるさとへの愛着を高めていくといった郷土愛の精神も十分発揮していただきながら事業を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも格別の御指導を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

通告順位 2 番 尾関律子君。

2 番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております 2 点について質問をさせていただきます。

それでは、初めに、少子化対策としての子育て支援についてお尋ねをいたします。

今、日本の人口は、2004年12月の1億2,783万8,000人をピークに減少社会に突入したことが明確となりました。2006年が人口のピークと予想されていたのですが、2年も早く人口減少の局面が到来したことになります。厚生労働省発表の統計でも、2005年は亡くなる方が生まれてくる子供の数よりも多く、明治32年以降人口が増え続けた日本ですが、自然に減っていくようになったのは初めてのことです。

このように少子化が進む背景には、未婚者の増加、晩婚化、子育てへの重圧感、経済的な不安感など、少子化の原因は複数の要因が複雑に絡み合っています。少子化対策は、行政だけでなく企業や民間団体、地域が一体となって多様な施策を講じていく必要があるのではないのでしょうか。

私ども公明党は、昨年4月にチャイルドファースト、子供優先社会の構築を目指す少子社会トータルプランを発表しました。このプランでは、1つに、生活を犠牲にしない働き方への構造改革、2つ目に、子育ての負担を過重にしない支え方の充実強化の2点を柱に具体策を提案しています。プランの目標として、2015年には出生率1.50への回復を提案しています。

今後、育児休業制度の改善や働き方の見直しなど、仕事と生活の調和、ライフワークバランスを図るための取り組みとともに、子育てにかかる費用の軽減を進めていくこととし、重要なことととらえています。子育て中の若い世代の方たちにとっては、経済的支援が最も望まれるのではないのでしょうか。私ども公明党が推進してきた子育て支援の出産育児一時金が昨年10月から30万円が35万円に引き上げられました。そして、ことし4月から児童手当も小学生3年生までから小学6年生までに拡充されることとなります。

本市においても、本定例会の議案にもありますが、乳幼児医療費の入院費の助成が小学3年生までから小学6年生までに拡充され、新たに第3子の出産祝金の条例案も出ています。子育て支援がより充実されることはとても喜ばれることです。

さらに、19年度には地方交付税措置として、これまで国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用の助成の130億円、これはおおむね2回分です。この分と子育て支援事業の200億円を合わせて新たな子育て支援事業として、700億円の予算計上になります。これはほぼ2倍の予算になります。

妊産婦健康診査は、妊娠初期から分娩まで14回程度の受診が望ましい回数とされています。妊婦健診は健康保険の適用がないので、健診費用は1回約5,000円程度、血液検査を伴うと1万円から1万5,000円程度になります。無料となる2回分を除いても、自己負担の総額は平均すると12万円程度になります。若い世帯の負担は大きいと思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1つ、妊婦無料健診の拡大についてです。山県市の19年度予算には、無料健診が1回分増えて3回になっていますが、国は子育て支援に2倍以上の予算を計上しています。厚生労働省も無料健診を5回程度にしていくことが望ましいとしています。本市の無料健診の回数をより増やすことができるのではないのでしょうか。

2つ目、マタニティマークの活用についてです。マタニティマークは、妊産婦が身につけたりポスターなどで掲示して妊産婦への配慮を促すため、厚生労働省が昨年全国統一のデザインで決定されたものです。見た目ではわかりにくい妊娠初期はつわりやホルモンのバランスの変化などで体調が不安定になりやすいので、妊産婦に優しい環境づくりを推進していただきたいと思います。いかがでしょうか。

3つ目、岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業のぎふっこカードの活用についてです。昨年8月から少子化対策として始められた事業ですが、本市における活用はどのようでしょうか。

以上、3点について保健福祉部長にお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 少子化対策としての子育て支援についての御質問、1点目についてお答えいたします。

山県市が現在実施しております妊婦健康診査事業は、県が仲介役となり、県下統一での単価にて各市町村が岐阜県医師会と契約し、妊婦の方が県内の産婦人科であればどこでも利用できる形で実施いたしております。今年度は2回分を公費負担しておりますが、さらに新年度より1回増やし、3回分を当面予算化いたしております。

平成19年1月16日付で厚生労働省から妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通知がございましたが、その中に示されている健康診査の内容は現在のものとはかなりの違いがあり、県下の市町村や岐阜県医師会との協議、契約内容の変更なども今後必要となってきます。こうした状況から、直ちに新しい健診体制を整えることには難しいものがございます。県の担当課におきましても、県下の市町村において適切な妊婦健康診査がスムーズに実施できるよう準備を進めていただいております。市といたしましても、新しい健診体制が整った段階で適切な検討をしてまいりたいと考えております。

なお、総務省において、平成19年度約700億円の交付税措置がとられておりますが、中身は地域の子育て支援の推進に関する総事業を指しており、他の事業も含まれた予算でございます。

次に、2点目の御質問についてお答えをいたします。

平成19年1月31日付にてマタニティマークを通した妊婦に優しい環境づくりの推進について県より通知もあったところでございます。今後の普及啓発を各種団体等とも連携していくことや、妊娠届け出時、妊婦教室、広報紙や市のホームページへの掲載等を通じ、積極的に周知も推進してまいります。また、今後の取り組みにおいて、キーホルダー、ワッペン、バッジやチラシ等のアイデアなど、妊産婦の方々や他の御意見も十分お聞きしながら効果的な方法も見出していきたくと存じます。

次に、3点目の御質問についてお答えします。

この事業は、子育て家庭を地域全体で応援していく目的のもと、本年度8月から県事業にて開始されたものです。主な事業内容は、キャンペーン参加店舗でぎふっこカードを提示すると、買い物のスタンプポイント加算や割引などの特典が受けられたり、買い物中の託児や歩行器、クーハン、幼児用いすの無料貸し出しなどが受けられる仕組みでございます。

現在のカード発行状況は、山口市では1月末で345枚の発行をいたしております。平成17年度国勢調査において、18歳未満の親族のいる一般世帯数で除した交付率で比較しますと、県平均が11.6%、当市は12.1%になっており、岐阜圏域での市町と比べましても2番目に高い状況になっております。この事業は平成21年3月末までとなっており、該当世帯の方でまだカードの交付を受けていない方にぜひ御利用いただきたく、今後のPRに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、妊産婦の無料健診の方も、新しい体制が整えばまた進めていけるということと、マタニティマークの方はより積極的に周知もしていただけるということで、本当に喜ばしいことだと思います。また、ぎふっこカードのことも、岐阜圏域では2番目に高いということですので、子育て支援に応援をいただいていると思っております。よりこれからも周知していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。2つ目に、裁判員制度についてお伺いいたします。

司法改革の一環でもある裁判員制度が、2年後の2009年5月までに始まることになっております。この制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするのかを裁判官とともに決める制度です。裁判に市民の良識を反映させ、司法を身近に使いやすくすることがねらいです。アメリカやイギリスでは陪審員制度、ドイツやフランスでは参審員制度として、世界80カ国が一般国民の司法参加の制度をとっています。

ことし2月に内閣府が発表した裁判員制度に関する特別世論調査によると、80.7%が裁判員制度を知っていると回答したものの、参加したいかの問いに対して、参加したいと答えた人が5.6%、参加してもよいと答えた人が15.2%にとどまっていました。最も多かったのが、余り参加したくないが義務であるなら参加せざるを得ないの44.5%で、国民の消極的姿勢が目立っています。調査は昨年12月に実施し、全国の20歳以上の3,000人に聞き、1,795人、59.8%が回答したものです。

現在の裁判制度は法律のプロだけが裁判を担っています。つまり、書類裁判という特徴からして難解で一般市民にはわかりにくいので、これをわかりやすく納得のいく形にしていくことと、判決まで時間がかかり過ぎているのを短縮していくことが期待されています。

裁判員制度は、選挙人名簿から毎年くじで無作為に選ばれます。一般市民の健全な社会常識、人生における社会経験を通して重大な刑事裁判に生かすものであり、人権の世紀、市民の世紀の現在に不可欠な制度と言えるのではないのでしょうか。

さきの世論調査では、仮に裁判員として刑事裁判に参加するとした場合、不安に感じる点は何ですかの問いに対して、複数回答ですが、1、自分たちの判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる、64.5%、2、冷静に判断できるか自信がない、44.5%、3、専門家の裁判官の前で自分の意見を発表することができるか自信がない、40.5%などの回答が示されています。

このような不安感を乗り越えて、自信を持ってこの制度に参加していただくには、行政も法律のプロと一体となって市民に周知し、理解していただく必要があるのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。総務部長にお伺いいたします。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 裁判員制度についての御質問にお答えいたします。

国内では昭和初期に陪審制度が導入されていた時期もありましたが、裁判員制度につきましては、議員御発言のとおり、今般の司法制度改革の一環として導入されるものでございます。

裁判員制度につきましては、今なお各種の問題提起をされている方もおられます。しかし、法律の専門家でない国民の日常感覚や常識といったものが裁判に反映され、裁判がより身近なものとなって、よりよい社会への第一歩となることが期待されるものでございます。

市民の方からの詳細な問い合わせにつきましては、裁判所等を紹介することになりますが、従来から導入されている検察審査会の制度と混同されている方もあり、基本的な

事柄等につきましては直接対応させていただいておるところでございます。

なお、具体的な実務の詳細通知はいまだ受けておりませんが、制度の周知の啓発につきましては、岐阜地方裁判所等を通じ、依頼を受けることもございます。また、その都度、従来も協力させていただいておりますが、今後もそのように努めてまいり所存でございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） この制度はまだ2年後だからと余裕があるようですけども、私自身心配もありましたので、先月開催された裁判員制度のフォーラムに参加してきました。そこで冊子を2冊いただきました。この冊子を読んでも、よくわかる内容でした。また、DVDの「裁判員制度」というものも見てみました。何回も見たり聞いたりすることで納得できると思います。

全国で裁判員に選ばれる確率は3,500人に1人ということで、岐阜の確率は、17年度の状態からして6,500人に1人だそうです。確率の少ないのは重大事件が少ないということですから、喜ばしいことです。けれど、だれがくじで選ばれるかはわからないので、今後、重ねて周知していただきたいと思います。

市民の皆さんにより知っていただくことも含めて、質問をさせていただきました。

以上で質問を終わります。

議長（久保田 均君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。20分休憩いたします。再開11時。

午前10時40分休憩

午前11時00分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝です。通告に従って一般質問を行いたいと思います

まず1番目ですけれども、要介護認定者に障害者認定制度の周知徹底をということで質問をいたします。保健福祉部長に答弁をお願いいたします。

サラリーマンには定率減税の半減、廃止、また、年金生活者には公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止などによりまして、国民全体に大增税、大負担増が年々押し寄せてきております。

月収20万円の夫婦の年金生活者の場合に、この山口市でも、この4年間で租税公課の負担増というのは10万円以上にもなるという試算が出ておりますけれども、このような市民の暮らしを悪化させていく悪政を進める政府・与党に、私は強く抗議をしながら質問をしたいというふうに思うわけです。

しかし、制度の十分な活用によって、この大きな負担増の中では微々たるものではありませんけれども、少しでもその負担を軽くするということができるということで、その1つが要介護認定者、介護が必要だというふうに認定をされた方の障害者認定としてそれを認定するという制度であります。

確定申告などで、この活用によりまして、介護保険の要介護認定者も障害者控除ということで控除の対象になるということです。実際に山口市でも活用は部分的にされているというふうに伺っておりますが、しかし、非常に現状では少ない状況だということも伺っております。要介護認定者が、所得税、住民税の障害者控除対象になることが、やはり市民全体に十分知らされていないということによるのではないかとこのように私は思いますけれども、そういったことから、4点について質問をいたします。

1点目は、要介護認定者の障害者控除対象者認定書、この発行が必要だということなんですけれども、その発行状況は現状ではどうかということ。

2つ目は、制度の周知徹底はどのようなふうにして行われているのかということ。

3つ目は、要介護認定者が障害者控除認定されることにより、税の負担、介護保険料負担などへの影響はどのようなことが予測されるか、答えられたいというふうに思います。

4つ目は、遡及の認定なんですけれども、さかのぼって障害者控除の認定を受けることができるというふうに、これは厚生省の方でも言っているわけなんですけれども、それはどのような状況になっているかということで答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 御質問にお答えいたします。

所得税法及び地方税法では、所得申告する本人や扶養親族等が障害者に該当する場合、障害者控除として一定金額が所得から控除されます。この障害者控除の対象となる方は、一般的には身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方となっておりますが、障害者の適用範囲の拡大に伴い、手帳を有していない場合でも、65歳以上で介護保険の要介護認定を受けた方についても障害者に準ずる扱いとなるもので、市町村長が交付する障害者控除対象者認定書により障害者控除、特別障害者控除の適用を受けることができます。本市におきましても、山口市障害者控除対象者認定書の交付に關す

る基準を定め、申請により交付をしているところでございます。

1点目の御質問につきましては、要介護認定の障害者控除対象者認定書の発行状況は、平成15年度に1名、16年度に1名、17年度に2名、18年度は現在のところ9名の方に交付をしております。

2点目の御質問、制度の周知徹底につきましては、担当の長寿福祉課窓口において来庁相談時等を利用して周知のPRをいたしております。

次に、3点目の御質問につきましては、所得税、住民税におきましても所得から障害者控除が受けられることから負担減となります。また、介護保険料におきましても、住民税により所得段階が決まることから、保険料負担が減となる可能性がございます。また、食費、居住費の利用者の自己負担限度額及び高額介護サービス費の上限額も低くなる可能性がございます。

次に、4点目の遡及の認定とその障害者控除についての状況ですが、平成14年11月22日、岐阜県市長会障害者控除基準指針策定検討会より所得税法施行令等に基づく障害者控除の認定方法に係る指針が示され、この指針に基づき、市におきまして、山県市障害者控除対象者認定書の交付に関する基準を定め、平成15年12月3日付にて施行しておりますが、現在のところ遡及して認定した実績はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今、御答弁いただきましたように、非常に認定書の発行状況が低いということがわかりましたし、また認定することによって高齢者の方の場合は税金の負担を軽くしたり、また、介護保険料の負担をランクが下がったりということで軽くなるというような影響も出るということで、実際問題として所得税、住民税の障害者控除だけにとどまらないということも今答弁をいただいたというふうに思います。

それで、いかにも活用が低いというふうに思いますので、これについては、今、市民の方、負担が重くなって本当に生活が苦しいということをずっと訴えておられるわけでありまして、このように介護保険料などの高くなったことについても本当に市民の方が苦しんでいらっしゃるわけですが、そういうことにも影響を及ぼすというようなことで、高齢者の生活の質にかかわってくるような大きな問題だなというふうに私は思うわけですね。

それで、これは相談日というふうにとどまらないで、やはりきちんと、相談日ということになりますと、相談にいらっしゃった方だけという非常に狭い範囲でのお知らせということになります。この問題というのは、扶養家族の方の場合にはその世帯主なり、

または同じ世帯の給与所得者なりにもかかわってくる問題ですので、これは全要介護認定者に通知をするというぐらいのことをしないといけない問題ではないかなと。そうじゃないと、払わなくてもいい税金ですとか、または高い介護保険料ですとかをその市民が払わされ続けるということになりますので、これはやっぱり市としてはきちんとした手だてを取るべき問題ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 山県市障害者控除対象者認定書の交付に関する規準の第4条によりますと、認定書等の交付の規定がございます。それぞれ申請に基づきまして私の方が事務をつかさどるということになるわけでございます。こういった意味では、申請がよりわかりやすくといいますか、皆さんに周知されるような努力は今後も必要かというふうに思っておりますので、今おっしゃられましたように、これからは、そういった対象者にもできるだけわかりやすい方法でもって周知に相努めていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 周知の方法について、いろいろ十分な研究をされたいと思いますけれども、参考に、これは隣の岐阜市の例なんですけれども、岐阜市は昨年、全部の要介護認定者の御家庭にこの障害者認定制度のことをきちんと知らせるということで、申請書を同封して全部郵送したというふうに伺っております。その数は6,000件以上だというふうに聞いておりますけれども、そういったことによって、何と岐阜市の場合には、申請者の数が本当にどんどんと上がってきたというんですね。1月ごろの数字なんですけれども、2,000件以上の方が一気に申請に来られたと、18年度の話ですけれども、昨年の夏ごろ以降の話かなというふうに思いますけれども、数カ月間の話ですけれども。このように、申請書を同封して周知徹底を図ったという岐阜市のやり方というのは適切ではなかったかなというふうに思うわけですが、こうした方法についてぜひ研究もしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 再々質問にお答え申し上げます。

今言われました岐阜市の例でいきますと、ホームページ等あるいは広報等にも掲載される、それから、今議員が言われましたような方法もとられておるといこともお聞きいたしております。また、近隣の市町におきましても、それぞれ広報紙等を利用して広く知らしめていくということで、広報に力点を置かれております。今言われましたよう

に、個々への申請書となりますと、人数も非常に私どもも多いわけでごさいます、それに把握する事務的な手続等も今後はよく研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 市民の暮らし、福祉を守るという市の大事な仕事、そのところに立脚した早急な検討を求めて、次の質問に移りたいというふうに思います。

2つ目の質問ですが、これは国民健康保険証の発行につきましてです。これはぜひ改善をされたいということで、質問をしたいというふうに思います。

国民健康保険証の発行につきまして、現在、同一世帯に1部発行というのが原則ということで、この状況というのが被保険者に大変不便であって、同一世帯に1部ではなくて一人一人の発行というのがかねてから強く求められております。

昨年6月議会で私がこの問題を取り上げまして一般質問で質問したわけですが、市としては、個人発行については電算システムなどを必要とするということで、独自のシステム開発のためには大変なお金がかかるから、ほかの市町村とも歩調を合わせていきたいということで、一応前向きな答弁が行われたという状況でありました。

ことしになりまして、ようやく市は、来年度この個人発行をする予定だということで、私どもの予算要望に対しても回答がされたところであります。

そこで、この保険証発行にかかわって早急な改善が必要だというふうに私は思うんですね。通告しておりますのは3点で通告しておりますが、まず、国民健康保険証の切り替え時期、これは通常10月1日というふうになっておりますけれども、個人カード化を来年から行うという、ことしではなくて来年です、19年度ではなくて20年度に行うという予定だということですが、そのカード化の実施の期日をどのように予定しておられるでしょうか。

2つ目は、個人カード化までの間、もし来年の4月からですと1年ちょっと、10月からですと1年半ということで、その間まだまだ不便を市民はかけられるということになるわけなので、今現在、これまでも発行されております遠隔地発行、これは市の方に伺いましたところ、現在74部ほど遠隔地の発行がされているということですが、このやり方を準用する形で、ぜひその穴を埋めてもらいたいというふうに思うんですね。遠隔地発行と同じようなやり方なら大した予算もかからないのではないかなということで、1年なり1年半なりのその間の市民の便宜をぜひ市として図っていただきたいというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

3点目ですが、やはり国民健康保険の、あなたは資格がありますよという保険証ではなくて、資格証の発行というのが行われております。山口市の場合にも、これは1年間ですけれども、大体125世帯ぐらいのところに資格証を発行しているという状況のわけですが、この資格証の発行というのはぜひとも見直しをしていただきたいというふうに思うわけです。

国民健康保険税の滞納世帯に対して資格証を発行していると、これは国会の方で国民健康保険法などの改悪が行われまして、地方自治体に義務づけるというような法律の改悪が行われて、その後、さらにこういうことが行われるようになってきたということなんですけれども、結局、経済的に苦しい家庭に対しては、早期発見、早期治療を阻害するということが本当に問題なわけですね。

保険証の発行が停止をされ、資格証が発行されるということは、子供の問題にでも非常に大きな影響を与えているというふうに思います。保険証がうちにはないということが保護者にとっては大変な精神的な苦痛を与えるということも予想されます。子供の問題に対して、通常の保険証の発行というのが、非常に大きな教育的といいますが、もちろん命と健康を守る本当に根本的な問題なんですけれども、重要な意味を持つというふうに思います。

ここで、資格証の発行では、当市でも福祉医療制度ということで子供の医療費の無料化の施策を拡充させてきておりますけれども、結局、資格証が発行されているという状況では、この制度が利用できないのではないかとこの心配が私は起きるわけですね。これについては実際にどうなんでしょうか。

そういうことで、資格証の発行と見直しをぜひ行うべきだということで、以上、国民健康保険証の問題について3点答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 御質問にお答えします。

国保加入者の医療費負担は、3歳未満が2割、3歳以上70歳未満が3割、70歳以上が課税所得によりまして1割あるいは3割負担で、安心して必要な医療サービスが受けられます。

平成17年度に市の国保が支払った医療費は約19億6,000万円。平成18年度の見込みでは約20億2,000万円と増加しております。一方で、この間、国保税収入は10億円程度で推移しておりまして、大幅な増加はありません。その結果、国や県からの補助金などを充てて運営しているのが現状で、市の国民健康保険の財政事情につきましては、非常に厳しい状況となっております。

こうした厳しい状況は国においても同様であり、国においては、平成20年4月より70歳から74歳までの負担割合を1割から2割に引き上げるよう医療制度改正が行われたところ です。

皆さんで支え合っ てこそ成り立つ国民健康保険制度を どうして維持していくか、大きく分けて2つあると思 います。

1つ目は、国保税収入の確保です。自分は病気と無縁だから保険なんて必要ないでは済みません。国保は皆さんでお金を出し合い、病気やけがをしたときは、そこから医療費を支出しようという相互扶助の制度ですので、1人の未納入が国保を支える皆さんの迷惑になります。市では、納める能力があるのに納めない悪質な滞納者には厳しく対処して おります。

2つ目には、医療費の削減です。健康であれば医療費も少なくて済みます。運動不足の解消や、きちん とした食生活も大切な要因となっております。こうしたことから、平成20年度からは、現在の基本健診は各保険者が行い、適切な保健指導によりまして病気を予防することにより、医療費の削減を図ることを目的に制度改正されています。

まず、御質問の1点目の国民健康保険証の切りかえ時期については、国民健康保険では1世帯に1枚の被保険者証を交付しています。国の規則の改正により、平成13年4月より被保険者1人につき1枚のカード様式とされていますが、被保険者証の更新時期、保険者の財政状況を考慮し、当分の間、1世帯に1枚交付していた従前の様式との併用を認めて おります。

こうしたことから、市では、世帯の被保険者証を交付する中で、カード様式の導入について関係機関と調整を進めてまいりました。このほど、平成20年4月から新たな医療制度の創設で、岐阜県を単位として全市町村が加入して行う広域連合後期高齢者医療制度が発足します。この制度は75歳以上の方が加入する保険で、現在75歳以上の国保加入被保険者は後期高齢者医療制度に加入することになります。この切りかえ時期に合わせて、平成20年4月から国保の被保険者証を個人ごとに交付することになります。1人1枚被保険者証の大きさは運転免許証と同じサイズになります。1人に1枚の被保険者証が交付されると、長期出張や旅行のため、世帯でもう一枚被保険者証が必要な場合の届け出などはなくなります。

2点目の、個人カード化までの間、現在も発行されている遠隔地発行を準用し、その間の市民に便宜を図ることができるのではないかと の御質問ですが、この件につきましては県等とも協議をいたしました が、現行制度では運用できないものですので、仕事や長期旅行、または介護等の理由により長期にわたり市内の住所を一時的に離れるため被

保険者証が必要なときには、申請いただきますようお願いいたします。

3点目、資格証発行の見直しについての御質問ですが、保険税の納期限から1年が経過するまでの間に保険税を納付されない場合におきましては、災害その他政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、資格証明書への切りかえを行うことが平成12年4月から義務化されております。

本市におきましては、資格証明書発行の前に、未納のある方に対し納税相談をしていただくように御案内をしていますが、この相談に応じていただけない方もあり、そうした誠意のない滞納者に対して交付しております。

資格証明書の交付を受けると、医療機関等の窓口で10割を負担していただくことになるわけですが、そうしますと、福祉医療の助成は一時停止されることになります。福祉医療助成制度は医療保険の自己負担額を助成するものですので、被保険者が10割を負担された場合は適用されないことになります。

資格証明書の交付を受けている世帯であっても、納税相談をしていただき、分納していただくことにより短期被保険者証の交付を行っております。短期被保険者証は、一般の被保険者証と同じで有効期限だけ短いものですので、保険診療が受けられ、福祉医療の助成も受けることができますので、見直しについては考えておりません。ぜひ納税相談をしていただくことをお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 個人カードは、来年の4月から交付するということですね。それまでの遠隔地発行は、現行の制度ではできないということなんですが、何か工夫すればできるんじゃないかなと、地方自治体ですから、市独自の方法でそれこそ知恵をもっともって働かせていただいて、できる方法があるんじゃないかなというふうに私は思います。

それから、資格証発行の見直しについては、いろいろ理由を述べられまして考えていないというような御答弁でありました。その中で、誠意のない被保険者についてはというような言葉も使われましたけれども、この言葉は、役所で待っているというような仕事のやり方から生まれてきた言葉ではないかなというふうに私は思いますので、これは、今後注意をしていただきたいと、このような言葉を使わなくてもいいように頑張ってください必要があるというふうに思います。

実は、これは山形県の山形市の例なんですけれども、新聞に載っていたんですが、私たちの山形市でも学校でそれぞれ歯科検診というのをやっていると思いますけれど、健

康診断、子供たちにやっていると思いますけど、山形県の山形市の話なんですけれど、市内の学校の歯科検診のときに虫歯が見つかったというんです、子供たちに。治療するように当然指導がされましたのですが、そのお子さん、その後もどうも治療に行っていないということがわかったというんですね。よくよく学校側が事情を調べてみたら、その子供さんの家庭は国保税が払えなくて資格証明書が発行されていたというんですね。資格証明書ではかかった治療費の全額を一たん窓口で払わなければならないということで、そういった大きな負担に保護者の方は、歯医者さんって1回やそこらでなかなか済まない場合がありますけれども、1回行くと何千円って取られたりもするわけですね。それどころか、この資格証明書ではその何倍、3倍、1万円ぐらいのお金をとりあえず払わなくちゃいけないというような現実があって、結局、保護者の方は子供さんを歯医者さんに連れていくようにできなかったという状況がわかったということです。

山形県の山形市ではどうしたかといいますと、子供たちにこういうような状況があるということで、それをこのままにしておくことはできないということで、山形県の山形市では、子供のいる家庭にはすべて資格証ではなくて通常の保険証を発行するというふうに決めたという報道がされているわけです。

そこで、先ほどの福祉医療の対象年齢が引き上げられて、子育てが助かったわと思っ  
ていらっしゃる保護者の方たちは一方でたくさんいらっしゃるんですけども、一方では、このように早目に医者  
に連れていくこともできない保護者もいる、福祉医療の対象にもならないという先ほどの御答弁  
でしたけれども、これでは余りにも子供がかわいそう過ぎるし、市としての子供に対する責任を果  
たしているのかというようなことにもなりかねませんね。

実際、山形市では、そういうことが教育現場で把握されているのかどうかということも私は調査して  
おりませんが、教育長さん、このことについて、今私が山形県の山形市の学校の歯科検診の例を  
話しましたけれども、こういうような状況は山形市ではないんでしょうかね、どうなんでしょうか  
ね。どういうふうに思われますか。私、通告しておりませんので、それについての正確な答弁は  
いただけないと思いますけれども、教育長さんとしての今の感想はいかがでしょうかね。

議長（久保田 均君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） ただいま、山形県山形市の例を出されまして、岐阜県の山形市ではどうかと、あるいは、その現状をどうとらえておるかというようなこと  
でございますが、議員と同じく私どもの方でも、そういう事例があるかどうかということについては今のところ把握はして  
おりませんが、今お話しのように治療が受けられないというこ

とについては、私どもとしても、それはいかなものかというような気もいたしますので、今後とも、担当課、関係課の方とも、そういう事例があれば相談などもしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 報告を待つのではなくて、やっぱり現場の方によくその辺の状況を把握していただくように改めてお願いをしたいというふうに思います。

では、次の質問に移りたいというふうに思います。

3つ目の質問は、保育料の負担増についてですが、特に、定率減税の半減、廃止というようなことが、保護者の負担を極端に高くするというようなことが危惧されるということで、その件に関してまず質問したいというふうに思います。

保育料が、山口市の場合、去年、市の方で議会にかけるということではなくて、執行部の方で保育料を大幅に引き上げました。その引き上げ幅というのは、11%から3百何十%ということで、所得階層によっては3倍以上になったという階層もあるということで、大変な引き上げが行われたわけで、ことしの4月からそれで行うということになっているわけですね、徴収されると。そこに昨年、政府の定率減税の半減されたということで、昨年の所得税によってことしの保育料の月額が決まってくるというわけですから、その影響がことしの4月からの保育料に大きく影響してくるということですね。

例えば、所得税が6万4,000円未満の第4階層の方の場合、3歳未満の子供さんの場合には、この定率減税の影響を受けますと、1年間に8万6,000円も保育料が高くなると。第4階層の方は3歳未満も3歳以上もですけど、8万6,000円も一気に保育料が1つ上の段階に行っちゃうわけですね、定率減税の半減によって。そういうことになるわけですね。第5階層の方の場合には、9万9,600円ということで一気にぼんと高くなってくるわけですね。第6階層の方の場合には11万4,000円というのがぼんと高くなるということで、所得は1円も増えていないのに、所得税は定率減税が10%も減らされて増税になるし、そして山口市の独自の保育料の引き上げで、先ほど言いましたように大幅な引き上げが行われる。そして、この定率減税の半減の影響がこのようにぼんと来るとということで、まさにトリプルパンチ、子育ての世帯の方たちにトリプルパンチの新年度ということになります。

保育料の引き上げと合わせますと、これまでの保育料、1年間、18年度までは16万2,000円でよかった方がこのままいきますと26万6,000円と、10万円以上も保育料が一気に1年で増えると、そういうような最悪のことが予想されるということで、これらは何として

も避けなくてはならないということで、国会の方でも私どもの党も取り上げて、厚生省などにも要請しておりまして、厚生省としては昨年未やっとなら、定率減税の半減による影響を避ける必要があるというようなことで、都道府県にも通達を出しているということですが、山梨市のホームページを見ますと、現在もそれについて何も触れていない。従前どおりの所得階層の所得税の税額の数字がそのまま載っておりまして、そのままだと今お話ししましたように大変なことになってしまうわけです。

そこで、これは私の試算であります。山梨市としては、この定率減税の半減によって新年度保育料への影響をどう見ているか、また、影響を受ける保護者はどの程度と見ているか、子供にどのような影響が出ると予測されるかということで、児童福祉の立場から答えていただきたいというふうに思います。

2つ目は、定率減税の半減、廃止により、実際には所得は増えていないのに、今お話ししましたように、異常な負担増が想定されるということで、所得階層別の負担はどのように変わるのか具体的に示されたいというふうに思います。

3つ目は、所得格差の拡大というのが子供たちにも影響を及ぼしているということが社会問題となっております。子供の福祉を守るという観点から、格差是正の市の努力として、少なくとも所得階層区分の細分化、これはできるのではないかとこのように思うんです。そういったところで答弁を保健福祉部長にお願いしたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 御質問にお答えいたします。

所得税の定率減税は、平成11年度に景気対策の一環として導入されたもので、最近の景気が上向きになってきたと判断されたことから、平成18年分から段階的に廃止されることになり、定率減税は20%から10%へと半分に引き下げられ、平成19年分からは全廃となるわけでございます。

御質問の1点目につきましては、保育料は、前年分の親御さんの所得税額によって自治体が定めた階層区分により決められておりまして、保育料における所得階層区分の税額を改正しない場合、定率減税の半減、廃止によって階層区分が変更となり、保育料への影響が考えられます。このため、平成18年の所得税の定率減税半減による影響で、収入は増えなかったのに平成19年4月からの保育料が上がるのではという御心配をされる保護者の皆さんもあるかと思われま。

平成18年度現行保育料の所得階層税額の改正をしなかった場合において、影響があると思われる保護者の方は約8.6%ほどですが、平成18年12月21日付にて厚生労働省雇用均

等・児童家庭局より、平成19年度における保育所運営費国庫負担金の取り扱いについての文書にて、定率減税縮減に伴う保育所徴収金基準額表が示され、山県市においても平成19年度より保育料の基準額表を国に合わせ、所得税額の幅を広げ、保育料の所得階層区分の改正をいたします。

具体的には、第4階層では現行6万4,000円未満を7万2,000円未満に、第5階層、6万4,000円以上16万円未満を7万2,000円以上18万円未満に、第6階層、16万円以上40万8,000円未満を18万円以上45万9,000円未満に、第7階層、40万8,000円以上を45万9,000円以上に変更となります。したがって、定率減税半減の影響は今のところないと考えております。

次に、2点目の御質問につきましては、今申し上げましたとおり階層区分の改正を実施いたしますので、平成19年度からの保育料徴収基準額は変わらないものと考えます。

次に、3点目につきましては、現在のところそういった細分化については考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 影響が出ないように税額の区分を広げて、額を広げて影響が出ないように改定をするということですね。

しかし、それはそれで1つ安心をしましたがけれども、格差是正の問題については細分化を考えていないというお話でしたけれども、山県市は昨年の児童福祉審議会の答申をそのまま実行していくということで、一応議会の全員協議会の方に新しい保育料についての考え方を示されてはいるわけですがけれども、国基準の50%をめで今回は引き上げをするということで、大幅な新年度からの引き上げになったわけですね。

それから、もう一つは、保護者負担を一層高くしていくという方向も、3年ごとに保育料をまたこれから見直しをしていくということですね。一層高くしていくということも方向が出されているわけですがけれども、本当にこれでは市民が窒息してしまうというか、子育て支援どころではないというふうに思います。このような方針はぜひ見直しをされて、本当の子育て支援の方向に軌道修正をしていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

議長（久保田 均君） 以上で中田静枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は午後1時に行います。

午前11時46分休憩

午後 1 時00分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順位 4 番 寺町知正君。

1 3 番（寺町知正君） それでは、通告に従って一般質問を行います。

今回は市長に 3 つ質問し、お答えいただきます。

最初に申し上げますけども、12月議会に市長に答弁を求めたときに、非常に長い、余分なことまで答えていただいて私の時間がなくなりましたので、きちっと関連部分だけ答えていただきたい。

まず 1 つ目ですけれども、トップである市長自身の法令遵守の姿勢や倫理観、これを問います。

今度 4 月22日に山県の市長選挙が行われ、平野氏が出るということはよく周知されています。そこで、市長の基本的な法令遵守の姿勢や倫理観について具体的に例示して、現状をお尋ねしたいと思います。

まず 1 つ目ですけれども、市の財政支援団体からの市長推薦、市長選の推薦、これを受諾するということが法令違反、倫理違反ではないかというふうに私は驚いております。

山県市の公式な予算とのかかわりにおいて、任意団体を含めて各種の団体や法人に財政支援、つまり、補助とか助成だとか拠出などしているという団体があります。こういったところ、あるいは委託とか契約、出資している関係の団体もあります。こういったところに関して、予算執行の責任者である市長が、これらの団体から、現職市長の再選の市長選挙、あるいはその政治活動において推薦とか支持とか応援という関係、これを成立させるということは、政治家としての市長の倫理観を本質的に問われる問題だというふうに考えます。

政治資金規正法22条は、国または地方公共団体から補助金、負担金、利子補給などを受けた会社や法人が、交付決定の通知から 1 年間にわたって政治活動に関する寄附を行うことを禁じています。このことは、相手方が市長であっても議員であっても同じです。山県市において、このような事案があるのでしょうか。

2 つ目、来る市長選に関して平野氏は、各種団体の推薦を受けたと新聞でも報道されております。これは、地元紙の 1 面に出ていた記事ですけれども。

平野氏の政治家、市長等としての推薦の意思表示をきょうの一般質問までに推薦を表明した団体、山県市が財政支援している各種団体などについて、その名称と代表者名、過去 1 年間の山県市の交付等の額、そしてその名目、支出月日、これはどのようでしょ

うか。それから、同じく契約などの業務の団体についてはどうでしょうか。

3つ目ですけど、この政治活動団体の事務所あるいは選挙の事務所において、各種の団体や先ほどの業務団体からの推薦などの記載をした書面、よく選挙事務所にはありませんけれども、こういったものを掲げるということは法令違反ではないのでしょうか。あるいは、法令の規定を逸脱し、あるいはまた社会通念を逸脱した著しく不当な行為ではないのでしょうか。

4つ目です。こういった行為というのは、山県市長としての倫理に反するのではないのでしょうか。

5つ目ですが、旧高富町には倫理条例というのがありました。その条例では、このようなことができないように規定されていました。市になって、倫理条例を不要というふうに平野市長は答弁してきたわけですけども、市長の政治姿勢の問題が根本的にあるのではないのでしょうか。

6つ目です。職員の駐車場の使用料に関する遵法精神、あるいは市長のリーダーシップという面でも驚いています。市の駐車場は大部分が市有地ですけども、一部に借地があります。昨年市長は、職員から駐車場の使用料金を徴収するというふうに説明され、ことしの1月から始まっていると理解しています。地方自治法では、使用料などを徴収する場合、何らかの条例措置が必要であるというふうにされています。どこに関して、月額幾ら、年で幾ら徴収しているのか、その算定の根拠はどのようのでしょうか。

7つ目ですけども、徴収の法的根拠はどこに置いているのでしょうか。なぜ条例措置をしないのか。それは違法ではありませんか。

8つ目、市長自らは徴収の対象外というふうになっていて、職員に対してリーダーシップが発揮できるのか非常に疑問があります。いかがですか。

9番目、条例で市長を除外していないという現在の状態で、山県市が常勤職員である平野市長に特例的に納付を求めているということ、これは、法人としての山県市が公職選挙法の候補者等である平野さん、その関係において、政治資金規正法第21条に抵触する行為だと、ここに該当しませんでしょうか。

それから、次に、庁舎内の禁煙ということが何年か前から行われていて、これが不徹底であるという点もあります。私は、市長が知っていて、つまり見て見ぬふりをしているのではないかと懸念をしています。市が庁舎内を一律禁煙としていると、これは市民から非常に好感を持っていただけることです。ですが、時々庁舎の中で、執務室などで喫煙をしている職員がいるという話が内外から伝わってきています。

市が、あるいは市長がルールとして一律に庁舎内禁煙ということを適用している、つ

まり一種の制度なんですね。そうであるのにこれを無視するという事は、モラルの違反、それは当然なんですから、法令遵守、今よく言われているコンプライアンスということですが、これに違反しているのではないかと。昨年、職員が公金を横領した事件というのがありましたけれども、このとき市長は、職員の意識をきちっとさせるということは表明されました。しかし、この件を見ても、相変わらずコンプライアンスの違反だと言うしかないわけですね。たばこだからささいなことと言わずに、重大なことが起きる再発防止のためにも、速やかに調査して徹底すべきだというふうに考えます。

事実関係はどのようでしょうか。今後はどのようになるのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

最初に、質問に対する回答が非常に長いというふうなお話がありました。これは、議員の質問の項目が非常に多いので長くなるだけで、項目が少なければ少ないということでございます。そういうふうに思いますので、その辺はあしからずよろしく願います。

御質問にお答えしますが、1点目につきましては、政治資金規正法が禁ずる寄附の該当事案はあるかないかというようなことのお尋ねでございますが、もちろん、私は受けたことはございませんし、今後も受けるつもりは毛頭ございません。また、個別の議員の方についてもお話がございましたが、事実を把握しているわけではありませんが、該当事案はないものと信じております。

なお、政治資金規正法で言う寄附と推薦とは全く異なる概念であり、あたかも私が法令違反しているかのようなお尋ねはまことに心外で遺憾であると思っております。

2点目につきましては、私から推薦を要請したのではなく、それぞれの団体の皆様から、今まで私が推進してまいりました市政についてのお認めをいただき、御推薦をいただいたものと思ひ、まことに光栄に感じている次第でございます。

なお、団体の名称など細部につきましては、選挙に関する御質問でもあり、答弁は差し控えたいと思ひます。

3点目につきましては、選挙事務所等に推薦等記載の書面を掲げること自体、直ちに法令違反になるものではないと認識しております。

なお、今まさに私があたかも法令違反をしているかのような、こうした御質問をされますことにつきましては、まことに遺憾に思ひます。他市の市長選挙等の状況を見ましても、そういったものは間々見られるものでございます。

4点目につきましては、選挙に関することであり、市長の権限において行う行為ではございませんので、市長としての倫理を問われることは何らないものと思っております。

5点目につきましては、旧高富町の議会議員及び町長等の倫理に関する条例の倫理基準を確認いたしました。私としては、規定されているような見解は見受けられませんと思っております。概括的な言葉はありますが、個別にはないかというふうに思っております。また、私の政治姿勢は、清潔で公平公正な市政を推進することを私の信条としておりますので、何ら問題はないものと思っております。

また、あたかも私が不当な行為や倫理に反することをやっているかのような発言をされますことは控えていただきたいと、そんなふうにする次第でございます。

6点目につきましては、借地で駐車場としているところは、庁舎北側の職員駐車場を初め10カ所ほどあります。自家用車で通勤している者を対象として、駐車場として使っている部分の借地料を利用台数で割って算出してあります。職員1人が負担する額は、年額1,500円でございます。

7点目につきましては、条例措置していないことが特段違法になるものとは考えておりません。借地している部分の駐車場を対象にしておりますが、条例を定めて職員に負担を求めることは、借地している土地を又貸しすることになりまして、又貸しは地権者との契約で禁止されていることから、山県市公共施設駐車場管理負担金要綱を定めまして、届け出ることによりまして職員の負担金を納付することとしてあります。

8点目につきましては、駐車場の負担金を払わないことのみをもって、すべての行政事務のリーダーシップを発揮できないとは私は考えておりません。

なお、この負担金につきましては、多数の山県市の市議会議員さんから構成する構造改革協議会からの強い要請もありまして、負担することとしたわけではありますが、公職選挙法の寄附行為の禁止、公職の候補者等が負担することは適当でないことから、私は職員と同じように払いたくても払うことができませんし、また、多数の議員さんからも支払いたい旨の申し出がございました。そういった段階でもお断りをしたわけでございます。こうした点、適正な方法があれば今後も検討してまいり、そういう考えでございます。

9点目につきましては、除外されていることが政治資金規正法に抵触するとは思いません。

10点目につきましては、平成15年8月1日に公共施設内を禁煙とし、これに伴い庁舎内全館も禁煙としました。職員を初め来庁者の皆様にも御協力をいただき、徹底していたと存じておりましたが、今後は、このような御意見をいただかないように職員の指導

をさらに徹底してまいりたいと存じております。

以上、答弁といたします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 再質問いたします。

今の後ろの方の駐車場が年1,500円というのは、確かに取った方がいいという市民が多かったわけですから、取らないよりはいいと思うんですけども、1年間で1,500円、ちょっと一けた違うんじゃないかと、実際、他市の例を見ても一けた少ないというふうにとれます。その辺が疑問ですし、借地だから又貸しができないとすれば、そもそも職員から取るということができないわけですから、何か別の方法を考えなきゃいけないんじゃないかなという論理だと思います。

それで、全体として質問自体が心外ともとれるようなところですけども、私から見ると、市の予算で補助などを行っている団体が、市長選挙においてはその団体の名前で推薦状を出す、新聞にも出てくる、商工会、市の体育協会、おかしいと思うんですよ、普通に考えたらね。

例えば、昔、旧高富町の町長が捕まりました。高富町の仕事を請け負う団体を集めて経済クラブという後援会組織をつくって、そこに集める、そこに入っていなければ町の仕事を出不さないということがあった。そういったことの延長に逮捕事件があったと思うんです。私から見ると、市の補助をしている団体が市長選挙で推薦を出すということは、確かに程度は違うけど構造は一緒だと思う。そこで、市長の倫理を問う、その必要があると思ったんです。

倫理条例、私もちゃんと見て質問していますが、例えば、高富町の倫理条例3条、倫理基準というところ、ここの6号に、町から委託補助金を受けている団体等を自己の利益のために不正な方法で利用してはならないと書いてある。確かにあなたの言い分は、私が求めたわけじゃない、団体から来たものだとおっしゃる。あなたは不正をしていないと。でも、市から補助金を出すんだったらお断りするべき、それが市長の行政側の倫理のはずなんですよ。そこを問いたい。もらったことはいいとして、断るべきじゃないかということを知りたいんですが、その点、お聞きしたい。

それから、平野さんは倫理が高いということをおっしゃって、そこは私も思うところがあります。候補者として確認しますけれども、市長選において自治会からの推薦は得ておられますか、あなたは。2つ目の質問です。

3つ目ですけど、印刷物を自治会を通じて回すということが時々あって新聞に出たりするんですが、平野さんは市長選に関して、自らの選挙のための文章を自治会などを通

じて回したことはありますか。今後予定はありますか。

4つ目、もしあったとしたら市長はどうされますか。お答えください。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

駐車場の料金が非常に安いというような形で発言がございました。私は、この駐車料金を徴収するといいますが、そういったことにつきまして、近隣の市等を十分調査しまして、いつときは若干ちゅうちょした面もあったんです。そういうことですが、議員各位からの要請もあるし、市民からの一般感情もあるだろうということで、現在借用している料金だけはとりあえず賄うというのが基本的なことで、そういうものを割りますと、現在、1,500円をいただければ借地料の料金が全部賄えるという観点から、こういう形で決めさせていただいておりますが、これは、今後またいろんな料金等の改正等もしていく必要が出てくるかもわかりませんが、そういったことで決めさせていただいた次第でございます。

それから、その次には推薦団体の問題でございますが、これは、いろいろ水かけ論といいますが、議員との見解の相違もあるかと思っておりますが、私は、そういったありがたい推薦をいただいたということにつきましては、ありがたくお受けするつもりでありますし、わざわざ推薦していただくのを断るというつもりもございません。ただ、今言われました、市から出しておる補助金等の絡み等が言われますが、そういった点はまた別の時点で、補助金の出しておる団体は予算書、決算書等を見ていただければ十分わかることでございますので、よく御精査願いたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、自治会の推薦ということでございますが、私は自治会を通じてのいろんな問題をお願いしたり、そういった選挙に関係したようなことで推薦をお願いしたということは一切ございません。そして、自治会組織にそういったことをいろいろお願いするということは全くふさわしくないと認識しております。そんな感じで今後とも進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とします。

13番（寺町知正君） 印刷物を配った場合はどうするかということはどうですか。印刷物を自治会を通じて配ったらどうですかとお聞きしたんですが。

市長（平野 元君） そういうことは一切私はございません。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、市長に再々質問いたします。

時間の関係で絞りますけれども、きょうは3月16日ですね。市長選挙の前に県議選が

ある、3月30日から4月8日ですね。その選挙も進められていることも新聞に出ていますけれども、実は、先日市民の方から手紙が来ました。こういう文章が入っているんですね。これは市長に見ていただければ、議場の皆さんも見ていただければすぐわかると思います。これが自治会を通じて配られてきました、広報と一緒に。いいんですかという手紙です。そこをどうとらえたらいいのかということで。先ほど市長は、私は絶対そんなことをしないとおっしゃった。それは、私も非常に褒めた。だけど、現実には山県市内で自治会を通じてこういったものが配られているということなんですよ。

それから、2週間ほど前から私のところに幾つか相談が来ている。それは、一番高いところにいる議長がこの人を連れて回っていると、どうしたらいいんですかと。どうしたらいいかと尋ねられたら、私は、何月何日にだれとだれが来て何をしゃべっていったかメモをとって、警察に持っていったらいいですよという話をして、いつも御返事しています。先週もありました。やっぱり市民の中にはすごい疑惑感が出ているんですよ。

どうでしょうか、市長。自治会組織を通じてこういったものが配られているという事実がある、どうしますか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

今見せていただきました資料について私は見ておりませんでわかりませんが、それが自治会を通じて配布されたか、そういうことも確認しておりませんし、まだ全然そういう点について確認したわけでもございませんが、先ほど御答弁申し上げましたように、自治会というのは市の行政との関係が非常に強いということでございますので、そういったことで自治会を利用してやるということについては、先ほど申し上げたように、大変ふさわしくないというふうには存じておるわけでございます。

以上、答弁とします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、質問を変えてください。

13番（寺町知正君） よくないということだけでなく、市長は調べるべきなんですよ。市長がお金を出している、市がお金を出している団体ですから、調べていただきたい。

2番目ですけれども、市長にお聞きします。

ダイオキシンとか重金属、あるいは公金の支出の情報公開ということについて、市の隠ぺい体質、非公開体質ということ強く感じています。再選を目指される市長に、山県市政の根本的なこの体質を何とかしていただかなければ無責任ではないかという観点で、幾つか例示して質問します。

まず、ダイオキシンの問題からですね。

昨年の1月から3月ごろ、美山地区の市のごみの処理施設の中のクリーンセンターの敷地、ここで基準を超えるダイオキシンが検出されたと。しかし、市はこれを隠し続けていた。ところが、ことしになってそれを知った県の強い求めがあって公表に踏み切ったという経緯があります。

いつ、どの経過の中で、どのような値が検出されたのかということ。

どうして1年も隠し続けたのかということ。

実際にその汚染された土壌というのは現在はどうなっていますか。

それから、市民の健康に直結する問題ということで、再度の調査をすぐすべきではなかったのかということ。その再調査の時期や方法、調査費、今後の対策及び対策の額は一体どうなのかということですね。

それから、私もこの議会で何度も聞いてきた伊自良地区の建築廃材をチップにして積んである問題。ここから重金属が出たということで、先日、読売新聞ですけど、全国版でどんと写真入りで山県のことだけ大きく出た。これを見ても、このチップの山から92検体の平均で基準値を超える鉛、重金属が出ているというわけです。一つ二つならまだしも、平均というのは非常に重大な数字であるというふうに言えます。

市が最初にそれを認識した時期、その経緯、市の対処は一体どういうふうでしたか。

それから、再調査が行われたわけですけども、その時期と方法、調査主体、その費用は一体どういうふうでしょうか。

それから、その結果を市が知った時期、その結果の内容、それに対する対処はどのようでしょうか。

周辺には農地が広がっていて、井戸水を実際に飲用にしている住宅もあるわけですね。市はそのことを承知しているのでしょうか。

私が担当課に行って要求しても、状況説明も何もしていただけない、資料ももちろん見せてもらえない、そういった事実がありますけれども、議員に対しても、関係者に対しても、市民の問い合わせに対しても、逐一説明する義務が市にあるのではないのでしょうか。

それから、次に、基準値を超える重金属が出たという中で、この放置されたチップというのは一体今後どうなるのか。市はどうしていくのか、お答えください。

それから、市には、市民の安全を確保する義務というのがあります。そもそも基準値を超える重金属の検出、この第一報の時点で、市は独自に予算措置をして調査し、対策すべきだった。なぜ市の独自の調査をしなかったのかというところ。

それから、今後は速やかに重金属類あるいはアスベスト、その他の各種調査を市が行

うべきではないでしょうか。

もう一つの観点ですけども、情報公開において非公開体質があるのではないかとこの観点です。

私は昨年末、市議の選挙の公営に関して山県市の選挙管理委員会に、同じく県議と知事選挙に関して岐阜県の選挙管理委員会に情報公開請求を1日置き、ほぼ同時にしました。それに対して岐阜県選管は、公職選挙法の選挙運動費用収支報告書において、支出の相手方については氏名も住所も職業も報告義務があるという大きな原則がある。これを類推適用して、運転手の氏名、住所など個人情報も公開しました。しかし、山県市は運転手の氏名、住所などもすべてマジックで黒く塗って公開しました。市の公金の支出の記録であるその情報公開においてすら非公開体質がうかがえると、あふれていると言ってしまうんですね。

市長は、この非公開の体質を改善すべきだという認識、あるいはその意欲はあるのでしょうか。具体的にどうするのでしょうか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

山県市には情報公開条例もございます。そしてまた、個人情報条例もあります。そういった点につきましては、的確に処理しておるつもりでございます。

それでは、質問の第1点目につきまして、現有施設の解体撤去を適切に行うためには、クリーンセンター敷地内の土壌について、事前概要調査を行う必要がありますので、敷地内の2カ所の土壌の概況調査の試料採取を平成18年1月に行いました。その結果、環境基準値1,000ピコグラムを上回る2,300ピコグラムのダイオキシン類が検出されたところでございます。

2点目につきましては、ダイオキシン類の土壌汚染問題はクリーンセンター敷地内の問題でもございますので、解体撤去工事において適切な処理を行えばよいといった判断もありまして、公表は行いませんでした。

3点目につきましては、汚染土壌が飛散しないよう現有保存を行っておるところでございます。

4点目につきましては、ごみ焼却施設は平成14年12月から休止していることなどを総合的に判断した結果、クリーンセンター敷地外への拡大土壌汚染がないものと判断し、詳細の調査は解体撤去工事にあわせて行えばよいものと判断いたしました。

5点目につきましては、詳細調査は、クリーンセンター敷地内の部分について12地点の詳細調査を行っております。また、敷地周辺住民への影響も考慮し、クリーンセンタ

一敷地外の5地点の調査も行っております。

この調査に必要な費用は、451万5,000円となっております。

今後の対策は、汚染土壌の入れかえが適切な処理ではないかと考えております。また、汚染土壌の処理については、埋め立て処分を行うことなどを予定いたしております。

対策費用につきましては、汚染状況等が確定していない現段階では、費用算定はできておりません。

続きまして、6点目につきましては、平成18年10月25日、破産管財人より、成分調査において鉛が環境基準値を超えたものとの連絡がございました。11月10日、地権者に対して説明が行われました。山田市は、他のチップに対しても同様の調査と、基準値を超えたチップの撤去を実施するよう破産管財人をお願いをいたし、調査したチップについて、土壌汚染がないようビニールシートで覆い、管理をお願いしたところでございます。

7点目につきましては、破産管財人において、平成18年11月10日から12月7日にかけて土壌溶出試験による検査が実施され、約60万円かかったと聞いております。

8点目につきましては、破産管財人により平成18年12月21日に調査結果の報告がありました。検査対象地107カ所のうち44カ所が環境基準値を超えており、最高の基準値の約3倍の鉛が検出されたところであります。市といたしましては、破産管財人に、環境基準を超えている全部のチップを早急にシートで覆うこと、また、速やかに撤去、処理することを求めたところでございます。

9点目につきましては、付近に井戸水があるということにつきましては十分承知しております。伊自良地域におきましては、簡易水道事業が完了いたしまして全戸加入でありますので、飲料水を利用している方はないと思われれます。

10点目につきましては、破産管財人より助言者として市も関与を求められており、各種検査、処分方法など、農地法上の問題や環境基準等、他の行政機関との調整などを行っておりますところでございます。あくまでも、破産事件及びチップ撤去は破産管財人の業務でございますので、情報開示については破産管財人に対して要求するものであると考えております。

11点目につきましては、環境基準を超える44カ所のチップについて最優先に処理するよう指示、依頼をし、他の環境基準値内のチップに関しても速やかに農地法違反の状態を解消するよう破産管財人、地権者をお願いしております。チップの処分方法について管財人、地権者全員の同意を得られず、撤去等がされていないのが現状でございます。今後、引き続き、破産管財人、地権者双方に対して原状回復のお願いをしてまいる所存でございます。

また、12点目につきましては、市は市民の安全確保をする義務があることから、平成18年12月15日に付近の3カ所から地下水を採取し、環境基準全項目検査をいたしました。結果はすべて基準値以内でございました。

13点目につきましては、現在、各種調査について破産管財人をお願いをしておりますし、今後もお願ひするものでございます。

次に、情報公開における問題でございますね。14点目につきましては、情報公開は開示することが原則としつつも、特に個人情報の保護等につきましても十分留意をしなければならないものと考えております。お尋ねの事例は、本市の選挙管理委員会に対して行われたものであり、同委員会はこの判断のもとに決定されたものであると存じております。独立した行政委員会の1つである選挙管理委員会の個別事項について、市長として私が意見を述べることは差し控えさせていただきます。

ただ、今後、市民との協働がますます重要性を増してくる中で、行政情報の積極的な公開は必要なことであると考えておりますので、多くの市民の方の知るべき情報につきましては、適切な対応をまいりたいと考えております。

以上、答弁とします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 今の答弁の再質問ですけど、まず、最後の情報公開ですけど、県は何にも塗っていないんですけど、山県市がこうやって、県は運転手の名前、個人情報ですけど、選挙に関しては法律の適用をしてきれいだった。でも、山県はマジックで塗ってあるんですよ、運転手、名前とか住所とか。やっぱりこれは劣姿勢が歴然としていんですよ、同じ性質の文章なのに。市長は選挙管理委員会のせいだと逃げられましたけれども、市長というのは、情報公開の訴訟では全部市長が被告になるわけですから、そんなことを言っていては困ると思うんですね。きちっとそこを改めてほしいという願ひを持っています。

先ほどの環境関係の答弁で、ビニールシートで覆うようにということは昨年の12月に言ってあると、それから2月ですか、そこも言ったというようなことに受け取れましたけど、現地に行かれましたかね。現地に行ったら、2年半前にかけてあった青いシートがどんどん吹き飛んでぼろぼろに破れている。ちゃんとかぶっているところは今1つもありませんよ。これはもう2月の状況でも一緒ですよ。ビニールでちゃんと鉛が出たから包むようにと言ったとおっしゃるけど、現地は違うんですよ、吹きさらしで飛んでいっちゃっているわけですよ。ということは、多分、この通告をして、現地も市長は見に行っていないんじゃないでしょうか。

それから、井戸水、簡易水道があるから飲んでいないと思いますとおっしゃったけど、そうじゃないですよ。井戸水がある人、ちょうどこの写真に出ている人は井戸水を飲んでいるんですって、今も。そうおっしゃってみえましたよ。それは市の認識が甘い。飲んでいけないなんてことは言えないわけですよ。

まず、ビニールシートが全然かぶっていない、ぼろぼろになっていることについて市長はどう考えるかというところをお答えください。

それから、管財人の調査ということ何度もおっしゃるんですけど、山田市が独自にやったのは周辺の3カ所の水の地下水の調査だけと。それではいけないんじゃないでしょうか。緊急避難とって、例えば違法な行為が行われていれば他人の敷地でも入っていける、だれでも。泥棒捕まえるのに他人のところに入ってもいいんですよ。鉛が出たということがわかった以上、市は、職権でそのチップの山に調査に入る予算をつける。美山では450万つけたわけでしょう。そういう姿勢が伊自良のチップに対してはない。私は、そういうことがもろもろ市民の健康を守るという観点でないのではないかと、そこも心配しているので、今後同種のことが出たら速やかに市が予算措置して調査をする、これは当然じゃないでしょうか。この点について、市長のお考え。

それから、担当課は私に全然説明しない。今聞くと、もう10月に最初に聞いていたという。それから、12月にデータが全部2回目の調査で出たと言いますけど、私は担当課に2月に聞いたときには、いや、まだ管財人のところにありますからこれから聞きに行きますというだけの答えです。全く今の答弁と事実関係が違う。議員の私が聞きに行ってもうそをつかれていたわけですよ。こういった行政の姿勢を一体どう思いますか。改める気はあるんでしょうか、市長は。お聞きします。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

1点目の、例の市の選管が出したところは黒塗りがしてあったというようなことでございます。私も確認をしましたが、そういう形になっております。当時の状況を聞きますと、市と県の対応は若干ずれておりまして、本来なら県にいろいろお聞きしておったわけですがけれども、市の対応を早くしてああいう形でしましたが、その後、大分おくれまして、市は全面をああいう形で塗りつぶしせずに出したという事実はありますが、今後、そういったものにつきましては、先ほど申しましたように、選管ともいろいろ話し合いながら進めていくわけですが、対応は十分慎重にしていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、伊自良の問題でございしますが、ビニールシートを張るとかいろ

いろいろお話がありました。私も、そういう問題が出たときにはすぐ現地は見に行きました。現実に大分ビニールシートも、時間的な経過もありますので、大分崩れた面もございました。そういうことで、対応するように、破産管財人を通じてやることでございますので、そういったことで指導をしてきたところでございますし、あくまでも破産管財人が地権者と協議してやるべきことでございますので、その辺は十分そういうことで進めていただくように指導してきたところでございます。

井戸水の何かでございしますが、井戸水につきましては、自治会長さんを通じてそういった話はしてありますので、そういうところからお話をされているだろうということに、これは推測でございしますが、しておるところでございします。

いずれにしても、市民の健康を守るということでございますので、そういった面は十分配慮していく必要があるかと思っております。

また、データの問題を事務局といいますか市の職員が提示しなかったということは、破産管財人からいただくデータが、やっぱりそれをよく精査しまして皆さんに公表していくということでございますが、実際に破産管財人からいただく資料等も、いろいろ破産管財人との話し合いの中で十分納得したものでないと公表できぬ場合もございしますので、そういったものにつきましても、そういったことで若干遅れたことはあるかと思っておりますが、その辺はこれからも情報公開でございしますのでしっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上でございします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 1点だけ再々質問です。

管財人のものだから勝手に公開できないという考え方は往々にしてあるんです。だからこそ独自調査が必要なんですよ。管財人は60万円で107カ所調査したわけでしょう。美山では450万かけて調査したんです。山口市が60万円職権で調査すれば、市民にもだれにもすぐ公開できて、客観的事実ですから、対策はどうするか後にして、そうできたはずですので、だからこそ、いろんなときに市が緊急に予算を組んで独自に調査する、必要だと思っんです。その点、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

管財人にそういった面を全部一応お任せした形になっております。そんなことで、市が独自調査することができんわけではございませんが、そういった管財人の調査を待つということでございますので、その辺につきましては、今後推移を見守りながら対応

していきたいというふうに思っています。

13番(寺町知正君) 一般論をお聞きしたいんですよ。今後の市の基本姿勢を。

市長(平野 元君) 今言いましたように、今後は、そういったものにつきましても十分精査しながら対応していきたいというふうに思っております。

議長(久保田 均君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) じゃ、十分検討していただきたいというふうに思います。

議長(久保田 均君) 質問の前にお断りしておきます。時間の制限がありますので。

13番(寺町知正君) はい。3つ目、市長にお聞きしますけど、市を財政破綻に至らせた市長の責任ということで伺います。

9月議会、12月議会とも質問してきましたけれども、山泉市の実績に基づく中期財政予測の公式なデータでは、市の財源というのは2009年に始めて赤字となり、同年1年間で約6億円の財源不足になるということが出ています。そういったことから、市長も新年度の予算の編成において大変厳しいということをお職員にも伝えて警告されているわけですね。新年度予算の編成が終了し、今議会にかかっています。この3月現在において、私は財政の担当部局に昨年のデータの数値で変わらないということをお聞きしました。

そこで、質問ですけれども、財政破綻の直前になった原因という観点でお聞きしますが、この原因については、私の考えは例えばこうなんです。

2003年、平成15年の合併の前においては、それぞれの町村の駆け込み事業の決定や実施ということがあって財政支出が増加してきた。そして、その起債の償還が合併して始まってきた。だから、負担の増加の影響が出ていると。

それから、平野市政になった合併後に関して言えば、高富地区では財政が厳しいということから、一部改築で進めるしかないと言われていた高富中学校が実質全面新築と、3年で約25億円の事業に転換されました。伊自良地区でも、例えば、突然、間もなく竣工式ですか、立派な橋、こういった橋に1億円をかけるということに合併してから決まったということ。あるいは、自治体合併の協議において、合併への批判をかわすために、これは全国的に言われています、住民の負担は低いところに合わせる、サービスは高いところに合わせるといったしわ寄せの影響も当然あります。

最近の主な要因の1つは、財政予測にも出ていますけれども、岐阜市と共同処理が筋である一般ごみの処理の計画、これを山泉市は単独でいくと市長が決断した、そういったことによっても負担が増加しているということです。

そこで、お聞きしますが、市長は、中期財政予測のデータにおける財源不足に陥るといふことの要因はどこにあったのかと、どこにあると考えているのか、その点、事態の

改善に不可欠であるので質問いたします。

合併後数年で破綻予測は全国に例があるのでしょうか。

それから、財政が厳しいから自治体合併するということでしたけれども、山県はこの理由づけが間違っていたということを示したわけですが、そう考えませんか。

自治体合併の議論が進んで、最終的に合併が成功しなかった自治体があります。こういったところはどこも厳しく財政を詰めて再建策を選択している。しかし、他方で合併した自治体というのは、財政支出を膨らませてまさに山県の状態なんですね。これは市長の方針で選択の結果だというふうに思いますが、市長の1期4年、これについて自らの責任を市民に対してどう説明し、釈明するのでしょうか。

それから、財政予測の怠りという問題ですけども、旧高富では形式的にも中期の予測は毎年されて私も見ていました。自治体合併した自治体というのは大抵が中期予測を行っているわけですけども、山県はこれをやっていなかった。私は2004年4月に議員になったんですが、一度ももらえなかった。昨年9月、初めてもらいました。

それから、市長は中期予測をさせなかった。なぜなんでしょうか。その理由。

それから、数年後に財源不足に陥ると。この回避のためにはいろんな事業の選択が必要です。これについて、市長の責任、釈明、一体どのようにされるのでしょうか。お聞きします。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

初めに、今議会に提案しております新年度予算の概要、主要事業の推進、ソフト事業に重きを置いた予算としております。予算規模としましては、一般会計で前年対比約14.4%減の115億円であることは議員も御承知のとおりと思います。これは、予算編成時に事業の縮小や経費の削減に努めた結果でもありまして、財源不足を補う基金繰入金も減少しております。また、同時に上程しております3月補正予算では、市税や地方交付税の増加によりまして、財政調整基金繰入金等約7億4,000万円を減額いたしております。さらに、追加要望しておりました美山中学校建築事業が合併特例事業に認められまして、用地取得費に係る事業費として2億9,900万円の合併特例債が充当できることとなりました。先日、内示を受けたところでございます。こうしたことから、平成18年度基金繰入金の額は約5億円程度に見込んでおり、現段階では、議員御発言の中期財政予測の数値とは大きく違ってきていると認識しております。

また、先ほど申されました、市の財政当局から中期予測の数字について言われましたが、財政当局としましては、すぐさまそれに対応しておるように思いましたが、その辺

を若干間違えておったかなというふうに思っております。

しかし、そうは申しますが、財政状況が非常に厳しいとは存じておりますので、健全財政に向けた取り組みをより一層推進してまいり所存でございます。

なお、今後、財政予測での財源不足の原因につきましては、議員と認識の相違が若干あると申し上げます。合併前の3町村の事業は、もちろん必要性があって実施してきたものでありまして、合併による駆け込み事業があったとは私は思っておりません。また、高富中学校の建築事業は合併前から全面改築での計画であり、文化ゾーン連絡橋の整備につきましては、文化の里整備事業の中で古田紹欽記念館や図書館等周辺一帯を文化ゾーンと位置づけ、それに見合う重要な事業として整備してきたものでございます。現在継続中のごみ処理施設の整備事業につきましては、議会の同意を得ながら進めてきたところでございます。

さて、御質問の1点目ですが、財源不足の主な要因としましては、三位一体改革に伴う地方交付税及び国庫補助負担金の削減であり、全国的に地方自治体の財政状況は厳しい局面を迎えていることとなっているとは存じます。全国市長会等でも推進決議を行いまして、平成18年12月に国会で成立しました地方分権改革推進法などによりまして、改革に向けた取り組みを行っているところでございますし、なお、税収の地域格差の問題等も発生しておりますので、今後とも、事態改善に向けて積極的に検討、推進を図っていきたいというふうに思っております。

2点目につきましては、他市の破綻予測につきましては、現在のところ私は聞いておりません。

3点目につきましては、山口市が誕生して来年度で5年目を迎えるわけでございますが、これまで、新市まちづくり計画に基づきまして重要プロジェクトを推進してまいりました。地域間の一体化のための地域情報化事業など、市民の皆さんの行政需要にこたえるため、合併支援策を活用して事業を進めてきたところでございまして、合併によって行財政基盤の強化ができたものと思っております。

4点目につきましては、まず、破綻直前に至らしめたという認識は私は持っておりません。私はこの4年間、市民サービスの向上と市政発展のために誠心誠意全力で取り組んでまいりました。今後も、財政の厳しさは現実でありますので、健全な財政を維持するためのさまざまな検討を繰り返し、積極的な経費節減等を図っていかねばならないと考えております。

5点目につきましては、新市まちづくり計画の中に合併後10年間の財政計画が示されており、これに基づいて各事業を進めてまいりました。

6点目につきましては、申すまでもなく、各種事業の実施に当たっては、毎年よく精査し、真に必要な事業を行ってきておりますので、その時々判断としては適切であったと思っております。怠ったという認識はございません。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

通告順位5番 吉田茂広君。

1番（吉田茂広君） それでは、通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、消防団関係と、そして人権に関する質問をさせていただきますけれども、山県市の皆さんが生き生きと生活するため、安心・安全の面から消防長に、そして、人権の尊重された豊かな心をはぐくむまちづくりに関して保健福祉部長にと、いわば、ハード面、そしてソフト面から山県市の皆様の生命財産を守っていこうという、非常にスケールの大きな質問になっているというふうに自負しております、後づけですけど。

それでは、質問に入ります。

徳川吉宗公が設置した町火消し、いろは48組が現在の消防団の基礎になっていると聞いたことがあります。今や、消防団員は全国で約90万人を数えるほどの大きな組織となりました。こちらにきょう御出席の皆様方は、ほとんど多くの方が消防団の出身であるか、現役の方はちょっとお見えにならないと思うんですけども。それこそ釈迦に説法ということになるかもわかりませんが、彼らにはわずかな手当が支給されるものの、実態としましては、ボランティアとして各種災害から地域住民の生命財産を守るという大変重大な任務を背負っていただいております。常備消防が設置され、確かに消防団の出番は少なくなりましたが、火災時の後方支援、時には行方不明者などの検索など、実際に消防団に出動願うことは多々あります。それらをすべて行政の常設消防で担おうとすれば、恐らく各市町村で数億円規模の経費が必要となるでしょう。まさに消防団は地域になくてはならないものと言えらると思います。

ところが、昨今、消防団を取り巻く環境が変わりつつあります。それは、若年層の域外流出に伴う団員の減少、高齢化やサラリーマン化であります。また、それは山間部ほど顕著になっております。現在の山県市消防団は、定員600名に対し若干の減というふうに伺っておりますけれども、先ほど申し述べましたように、山間部など一部の分団で団員確保が難しい状況にあると聞きます。

こうした状況は他の自治体でも顕著に見られていることでありまして、県内では例えば飛騨市、近県では愛知県瀬戸市、静岡県新居町などで、団員確保のために災害支援団

員制度というのが導入をされています。これは、訓練とふだんの消防団活動には参加せず、災害が発生したときのみ出動する消防団OBなどで組織されたものです。

私、実際に飛騨市消防本部の方へお尋ねをしましたところ、現在52名の支援団員が登録をされているということでございました。彼らは2年任期で、身分としましては一般の消防団員と同じ非常勤の特別職地方公務員であり、年間報酬は5,000円というふうにお聞きしました。昨年10月に制度化され、実際に2件の火災に出動をされております。そこで非常に大きな活躍をされたというふうにも担当の方からお聞きしました。

消防団の大切さは先ほども述べましたとおりですけれども、今から12年前の阪神・淡路大震災のときの模様を、前神戸大学教授の室崎益輝さんという方が語っておみえになります。

地震発生直後に約4万人の方が住宅の下敷きになったそうです。最終的には3万5,000人が救出されて、残念ながら5,000人がお亡くなりになりました。地震直後は、当然救急車に来てもらおうということで119番通報をするんですけども、なかなか119番にはつながりません。もし仮につながったとしても救急車の台数は限られておりますので、とても全員を救出するということではできません。結果的に、それでは3万5,000人の方々のだれが救出したかといいますと、6割が家族、そして2割はお隣、近所の方、そして1割は地元の消防団員が救出をしたということです。実に約3,500人のとうとい命が消防団によって救い出されたわけです。

今回、こうした重要な役割を担う消防団のサポート役として、いわば縁の下の力持的な役割としての災害支援団員制度など、いわゆる機能別団員の導入に対して消防長の御所見をお伺いします。

また、導入に際しましては、団員増による経費の増加も考えられますけれども、消防経費の交付税算入についてもあわせてお尋ねをします。お願いします。

議長（久保田 均君） 高橋消防長。

消防長（高橋信夫君） 消防行政についてお答えをいたします。

平成18年度、市の団員数は575名と若干条例定数を下回っております。

御存じのとおり、山県市消防団は9つの分団で組織し、活動を行っておりますが、御質問にもございますとおり、山間地域の分団においては団員を確保することが非常に困難な状態となっております。その反面、毎年必ずと言っていいほど全国各地で地震災害や台風等による風水害が発生しており、広い地域にわたり甚大な被害を与えております。このような被害を及ぼす災害に対しては、常備の消防力だけでは十分でなく、地域の状況を把握した即対応ができる自主防災会及び消防団が不可欠であります。また、国民保

護法に基づく消防団の役割及び任務が加わり、いつどのような形で起きるかわからない災害及び有事に対しても対応できる組織として体制を整える必要があります。

そうした中、現在、市においては、地域の実情に応じた体制をとるべく各分団ごとの定数及び組織の見直しを行い、各自治会長さんのお力添えをいただきながら、班単位で必ず必要団員を確保できる体制をとっていきたいと考えております。また、全国的に広がっている女性消防団員を来年度から募集し、体制が整った段階で新たに女性隊を設け、多種多様化する消防団活動に対応していき、団員の手薄な地域におきましては、自主防災会の活動を積極的に支援し、活発化することにより、総合的に消防力の維持向上を図っていきたいと考えております。

御質問にあります災害支援団員制度について、この制度は、大規模災害等に対応するため団員のOB等で組織するものです。現在の分団管轄区域内の管内特性、災害発生の潜在的危険性を考慮した上で、市全体の一般団員確保を最優先と考え、各自主防災会の協力を得ながら、消防力の低下を補う選択枠の1つとして判断していきたいと考えております。

次に、団員数の増加に伴う交付税の算入につきまして、国の定める基本的な人口により計算されておりますので、経費の増加に対する交付税額に直接反映されることはありません。今後も積極的な消防力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 吉田茂広君。

1番（吉田茂広君） 高橋消防長におかれましては、長年の消防勤務として山県市の安全のために御尽力いただきまして、まことにありがとうございました。残念ながら、これで、今回、3月をもって退職ということですがけれども、今後も山県市の安全・安心のために御活躍をいただくことをお願い申し上げて次の質問に入ります。

さまざまところで、今、人権擁護について語られております。

本市も人権擁護委員の方々を中心に、憲法で保障されている基本的人権を擁護すべく日夜御活躍をいただいております。学校でのいじめの問題、障害者に対する偏見、人種差別など私たちの周りにはさまざまな人権侵害ともとれる行いが蔓延しております。これらの諸問題から市民を守り、一人一人の人権を尊重すべく取り組みを行うことは、行政としての大きな、そして大変重要な役割であると考えます。

平野市長も今回の提案説明の中で、男女の本質的な差異をお互いに尊重しつつ責任を分かち合い、社会的に権利が保障されて一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して、懇話会の開催や男女共同参画プランダイジェスト版を作成し全

戸配布するなど、男女共同参画の推進を図ってまいります。そして、また人権施策推進指針に基づき、人権研修会や講座の開催など、人権尊重に向けた啓発の推進を図ってまいりますと、こうおっしゃっております。

それらを踏まえて、今後、山口市では人権擁護に対してどのように具体的に取り組んでいかれるのか、保健福祉部長にお尋ねをいたします。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 御質問にお答えいたします。

ここ数年、いじめや子供の虐待など、人権を侵犯する事件の報道が毎日のようにされております。とりわけ、インターネット網の発展により匿名の誹謗中傷等が簡単にできてしまうような社会の変化は、人々の生活に大きな影響を与え、人権擁護のあり方も多様化を極めております。

本市におきましては、今年度、山口市人権施策推進指針を策定し、本市の施策として位置づけをいたしたところです。

指針策定に当たり、平成18年6月において、市民1,000人を対象にアンケート調査を実施いたしました。その中で、人権侵害の経験について、あると答えた人は21.8%で、ないと答えた人は61.2%あり、この調査結果を見る限り、人権問題について真摯に取り組むことがさらに重要と考えております。

人権の啓発、教育につきましては、学校、地域、家庭、職域、その他さまざまな場を通じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう市内全域及び全庁的に取り組んでいるところでございます。

主なる取り組みといたしましては、市内で行われる各種イベントにおいて、人権に関する啓発物品を配布したり、社会を明るくする運動では、犯罪のない住みよい社会づくりの啓発に努めてまいりました。

本市の美里会館では、人権啓発の重要拠点として各種隣保館活動も充実させ、毎年同会館を会場としての市職員の人権に関する研修会も実施いたしております。

教育委員会におきましても、人権に関する教育を小中学校の教育現場や公民館活動を通じて実施されているところでございます。

また、法務大臣から委嘱された8名の人権擁護委員の皆様による相談日の開設や、日常的にも、社会福祉課窓口においての相談も受け付けているところですが、人権問題の重要性にかんがみましても、今後も引き続き粘り強く教育・啓発活動に取り組んでまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 吉田茂広君。

1 番（吉田茂広君） それでは、引き続き、保健福祉部長に再質問いたします。

ただいまの御答弁の中で、人権に関する啓発物品を配布したりというふうにお答えがございました。実は、私の携帯電話にもストラップがついておりまして、人KENまもる君というストラップがついております。御出席の皆様方にも恐らくなじみのあるキャラクターだと思いますけれども、いわゆる人権イメージキャラクターでございます。私はこれを見るたびに、携帯電話のストラップですから常に見ますけれども、個々の人権を尊重しよう、またそうしなければならないというふうに強く考えております。

世間にはさまざまな人権侵害があります。いじめの問題、家庭内暴力、幼児虐待など、いずれも憲法で保障された基本的人権を無視した卑劣な行為だと言わざるを得ません。また、聞き合わせ、いわゆる身元調査がいまだに行われているとも聞きます。さらに、あろうことか、聞き合わせの結果を大勢の前でべらべらとしゃべる、例えば、あいつのところ聞き合わせに行ったが、とんでもない評判だったぞと。こうなると、人権侵害どころか刑法230条で規定されている名誉毀損罪にも問われる可能性があります。ちなみに名誉毀損罪とは、3年以下の懲役または50万円以下の罰金というふうに規定をされています。

人権擁護法案という法律が世間をにぎわせました。結果、国会で廃案となりましたけれども、この法律の問題点は、人の心の中をのぞき見ることはできないということでした。例えば、言葉の暴力を考えた場合に、同じことを言われたとしても、人それぞれとらえ方が違います。非常に厳しいことを言われたとき、ある人は叱咤激励の言葉と受けとめるかもわかりません。また、ある人にとっては、それは立ち上がることができないほどのショックを受けると、こういうことも考えられます。どこからどこまでが容認されて、これ以上はだめだという線引きができないという問題点があります。

それでは、道徳という面から考えたらどうでしょう。ある小学校の道徳教育に関する指針ですけれども、低学年に対して、よいことと悪いことの区別をつけ、よいと思うことを行い、うそをついたりごまかしたりしないで決まりを守り、素直な気持ちを持ち、生活するというふうにあります。また、私ども山県市の市民憲章、「思いやりの心を持ち、温かいまちをつくります。」という文言も、まさに道徳観に裏づけをされたすばらしい言葉だと思います。

法律というものは、人としてやってはいけないことを示していますので、それに背けば罰せられます。ただ、相手を傷つけたかどうか心の問題に触れることができないという問題点というものもございます。問題点と言っていいかどうかちょっとわかりません

けれども、それに対して道徳は、人としてこうありたいという努力目標を示すものですから、当然のこと罰則はございません。しかし、相手を思いやることの重要性を教えてください。私たちは法律によって守られているというふうに考えがちですがけれども、真の人権擁護社会を目指すなら、法律によってではなく、道徳によって守られていると考えるべきでしょう。

先ほどの御答弁の中で、窓口業務で相談を受け付けているというふうに保健福祉部長から承りましたけれども、こうした人権に関する相談は今現在どのくらい保健福祉部の方に寄せられているのか、お尋ねします。

また、恐らくますます今後増大するであろう問題の解決のために、まことに煩雑な業務の中で、窓口業務の一層の充実を図っていただきたいと思いますけれども、そのあたりを部長に御答弁をお願いいたします。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 再質問にお答えいたします。

人間が人間として生まれながらに持っている権利、実定法上の権利のように自由に剥奪または制限されないものが基本的人権であります。また、人権じゅうりんとは、私人の間で、顔役、ボス、雇い主などが弱い立場にある人々の人権を侵犯することと広辞苑にも解されておりますように、人々に日常生活におきまして少しでも人権意識の後退があるとすれば、議員が言われますように、聞き合わせに名をかりた身上調査が公然と行われることもあり得ることと考えられます。ですから、現に人権侵害、人権じゅうりに及ぶ行為等の身上調査に対しては、きっぱりと断る勇気が必要であろうと思います。

また、本年度の様子で、家庭相談員が対応した例では、虐待に関する相談が3件、DVに関する相談が3件であります。そのほか軽微な相談も数十件あります。相談の中身を精査いたしましても、複雑に絡み合っているケースが多々あり、一口ではなかなか御説明がつきにくい場合がございます。要は、一人一人の人権に対する規範意識の高揚をどのように構築していくのかを含め、その具現を目指して、先ほど述べました山県市人権施策推進指針のもと、啓発活動を全市民がこぞって強力に推進していかなばならないと考えております。

今後も、こうした意味合いにおきましても、引き続き日常的に相談窓口の門戸を広く構え、どんな些細な事柄も気軽に相談いただけるようしっかりと取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、吉田茂広君の一般質問を終わります。

議長（久保田 均君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。19日に予定しておりました一般質問は本日ですべて終了いたしましたので、19日は休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。したがって、19日は休会とすることに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の会議を閉じ、散会をいたします。

20日は午前10時より会議を再開いたします。

大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 2 時14分散会

平成19年 3月20日

# 山口市議会定例会会議録

( 第 4 号 )

## 山県市議会定例会会議録

第4号 3月20日(火曜日)

議事日程 第4号 平成19年3月20日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合規約の変更について

- 議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議第22号 岐北衛生施設利用組合理約の変更について
- 議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成19年度山県市一般会計予算
- 議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第33号 平成19年度山県市老人健康特別会計予算
- 議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第35号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第36号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第37号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第39号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算
- 議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第42号 市道路線の認定について
- 議第43号 市道路線の廃止について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合理約の変更について
- 議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議第22号 岐北衛生施設利用組合理約の変更について
- 議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成19年度山県市一般会計予算
- 議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算

- 議第33号 平成19年度山県市老人健康特別会計予算
- 議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第35号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第36号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第37号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第39号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算
- 議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第42号 市道路線の認定について
- 議第43号 市道路線の廃止について

日程第3 討 論

- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合規約の変更について
- 議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議第22号 岐北衛生施設利用組合規約の変更について
- 議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成19年度山県市一般会計予算
- 議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第33号 平成19年度山県市老人健康特別会計予算
- 議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第35号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第36号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第37号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第39号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算
- 議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第42号 市道路線の認定について
- 議第43号 市道路線の廃止について
- 発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第4 採 決

- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合規約の変更について
- 議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議第22号 岐北衛生施設利用組合規約の変更について
- 議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）

議第25号	平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第26号	平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第28号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第29号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
議第30号	平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第31号	平成19年度山県市一般会計予算
議第32号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第33号	平成19年度山県市老人健康特別会計予算
議第34号	平成19年度山県市介護保険特別会計予算
議第35号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第36号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第37号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第38号	平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
議第39号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
議第40号	平成19年度山県市水道事業会計予算
議第41号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第42号	市道路線の認定について
議第43号	市道路線の廃止について
発議第2号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第3号	山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第5	発議第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書について
日程第6	質 疑
日程第7	討 論
日程第8	採 決
日程第9	発議第5号 国民の安全・安心の願いに応える公共事業、木曾川上流河川事務所の執行体制等の拡充を求める意見書について
日程第10	質 疑
日程第11	討 論
日程第12	採 決
日程第13	発議第6号 日豪EPA/FTA交渉に関する意見書について
日程第14	質 疑

- 日程第15 討 論
- 日程第16 採 決
- 日程第17 議会運営委員会・特別委員会中間報告について  
議会運営委員会  
環境保全対策特別委員会  
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第18 質 疑  
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第19 閉会中の継続審査について  
議会運営委員会  
環境保全対策特別委員会  
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員会委員長報告
- 議第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第 2 号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 議第 3 号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第 4 号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第 5 号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 6 号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第 7 号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 8 号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第 9 号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例

- について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条  
例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合理約の変更について
- 議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議第22号 岐阜衛生施設利用組合理約の変更について
- 議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に  
関する協定の変更について
- 議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成19年度山県市一般会計予算
- 議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第33号 平成19年度山県市老人健康特別会計予算
- 議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第35号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第36号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第37号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第39号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算
- 議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第42号 市道路線の認定について

- 議第43号 市道路線の廃止について
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合規約の変更について
- 議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議第22号 岐阜県市町村衛生施設利用組合規約の変更について
- 議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について

- 議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成19年度山県市一般会計予算
- 議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第33号 平成19年度山県市老人健康特別会計予算
- 議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第35号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第36号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第37号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第39号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算
- 議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第42号 市道路線の認定について
- 議第43号 市道路線の廃止について

日程第3 討 論

- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につ

- いて
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 岐阜県市町村会館組合規約の変更について
- 議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議第22号 岐北衛生施設利用組合規約の変更について
- 議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
- 議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
- 議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第31号 平成19年度山県市一般会計予算
- 議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第33号 平成19年度山県市老人健康特別会計予算
- 議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第35号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
- 議第36号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算

- 議第37号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
- 議第38号 平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第39号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
- 議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算
- 議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第42号 市道路線の認定について
- 議第43号 市道路線の廃止について
- 発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第4 採 決

- 議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について
- 議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公共料金支払基金条例について
- 議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市出産祝金条例について
- 議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議第17号	山県市小口融資条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議第19号	山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
議第20号	岐阜県市町村会館組合規約の変更について
議第21号	岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について
議第22号	岐北衛生施設利用組合規約の変更について
議第23号	山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について
議第24号	平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）
議第25号	平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第26号	平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議第27号	平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第28号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議第29号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）
議第30号	平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
議第31号	平成19年度山県市一般会計予算
議第32号	平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第33号	平成19年度山県市老人健康特別会計予算
議第34号	平成19年度山県市介護保険特別会計予算
議第35号	平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算
議第36号	平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算
議第37号	平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算
議第38号	平成19年度山県市高富財産区特別会計予算
議第39号	平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算
議第40号	平成19年度山県市水道事業会計予算
議第41号	山県市過疎地域自立促進計画の変更について
議第42号	市道路線の認定について
議第43号	市道路線の廃止について
発議第2号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第3号	山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第5	発議第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書について
日程第6	質 疑

- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第5号 国民の安全・安心の願いに応える公共事業、木曾川上流河川事務所の執行体制等の拡充を求める意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 発議第6号 日豪EPA/FTA交渉に関する意見書について
- 日程第14 質 疑
- 日程第15 討 論
- 日程第16 採 決
- 日程第17 議会運営委員会・特別委員会中間報告について  
議会運営委員会  
環境保全対策特別委員会  
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第18 質 疑  
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第19 閉会中の継続審査について  
議会運営委員会  
環境保全対策特別委員会  
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君

19番 小森英明君      20番 村瀬伊織君  
21番 大西克巳君      22番 久保田均君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囃之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

---

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 常任委員会委員長報告

議長（久保田 均君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とし、報告を求めます。

初めに、総務委員長 後藤利邦君。

総務常任委員会委員長（後藤利邦君） 議長の御指名によりまして、総務委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月13日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第2号から議第41号までの所管に属する条例案件6件、予算案件5件、その他の案件3件の14議案の審議を行いました。

質疑では、議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例については、表彰対象の在職期間を大幅に短縮した理由、議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）では、有線テレビ加入負担金が増した理由、議第31号 平成19年度一般会計予算（総務関係）では、前年度より増額見込みとなった地方交付税について、前年度より減額となった貸付金について、男女共同参画プランの取り組み内容と目的について、自治会集会施設建設事業費補助金について、アダプトプログラム制度実施費の取り組みについて、自主防災組織活動育成補助金の減額理由、消火栓未設置地区の今後の対応について、給与費明細書のその他特別職員の増加の理由、統計調査員報酬について、旧梅原駐在所及び美山コミュニティ解体工事の坪単価について、庁舎管理に伴う委託料の内容について、OAサーバーの更新状況について、事務系LAN改修工事の必要性について、管理職特別勤務手当の支給対象者について、議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更については、日原・山戸林道及び武儀川遊歩道の施工延長が短縮された理由について質疑応答がありました。

採決の結果、全会一致で全議案すべて原案どおり可決すべきと決定いたしました。

続いて、第3回定例会の会期中に視察した市有地のその後の状況について質疑応答の後、完成した市消防本部の高機能消防指令センターの指令台の視察を行いました。

以上、総務委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設委員長 武藤孝成君。

産業建設常任委員会委員長（武藤孝成君） それでは、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月14日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第17号から議第43号までの所管に属する条例案件3件、予算案件9件、その他案件3件の15議案及び意見書2件を議題とし、審査及び調査を行いました。

質疑では、議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）（産業建設関係）は、予定していた道路新設改良で不執行となった工事箇所、減額補正となった所管事業ごとの理由、議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、起債の借入利率が5%以上の件数、一般会計からの繰入金が減額補正となった理由、議第31号 平成19年度山県市一般会計予算（産業建設関係）では、地域振興イベント事業の存続とイベントごとの事業費、香り会館、ハーブレンドの運営の改善、高能率農業機械購入補助金の交付対象機械について、悪臭改善機器設置助成金及び河川除草委託料が前年度予算より減額となった理由、大森地区基盤整備促進事業で施工するパイプラインの布設について、農業用施設の改修工事、特定交通安全施設等の整備事業、道路改良の調査設計委託料及び富岡排水機場の動力エンジン修繕工事の内容について、自治会長から要望された道路改良等に対する採択の割合、橋梁耐震補強工事が予算化されなかった理由、労働者生活資金融資の利用者数、議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算では、高富北部水源整備工事の内容について質疑応答がありました。

採決の結果、議第31号、議第35号、議第36号、議第40号の4議案については起立多数で、議第17号、議第18号、議第19号、議第23号、議第24号、議第27号、議第28号、議第30号、議第37号、議第42号、議第43号の11議案については全会一致で、原案どおり可決すべきとなりました。

続いて、国民の安全・安心の願いに応える公共工事、木曾川上流河川事務所の執行体制等の拡充を求める意見書と、日豪EPA/FTA交渉に関する意見書について委員会の取り扱いを審議し、現在の国策状況から時期を得た意見書であると、両意見書ともに賛成意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

続きまして、文教厚生委員長 影山春男君。

文教厚生常任委員会委員長（影山春男君） それでは、文教厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月15日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第1号から議第34号までの所管に属する人事案件1件、条例案件9件、予算案件7件、その他案件1件の18議案及び意見書1件を議題とし、審査及び調査を行いました。

質疑では、議第11号 山県市出産祝金条例については、条文の内容、議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、条例改正を必要とする理由、議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例については、伊自良図書館以外の図書館の位置づけについて、議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）（文教厚生関係）では、生活保護費及び山県市クリーンセンター整備計画仕様書作成委託料が減額補正となった理由、健康障害半減推進特別事業の内容について、議第31号 平成19年度山県市一般会計予算では、保育料改定に伴う保護者の反響、放課後児童クラブの時間延長の動機、クリーンセンター建設事業の交付金について、福祉医療費の助成金の概要、母子生活支援施設措置費が前年度予算の半額となった理由、給食費の滞納者が少ない理由、悪臭対策として実施する臭気検査の内容、資源回収事業補助金が減額になった理由、学校適正規模検討委員会の開催回数について、議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算では、国保の保険証を1人1枚とした場合と1世帯1枚の場合の経費の違いと交付の時期について、議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算では、地域支援事業として実施している包括支援センター、閉じこもり予防等の内容について質疑応答がありました。

採決の結果、議第11号は賛成者多数で、議第31号は1議員の退席の後全会一致で、議第1号、議第7号、議第8号、議第10号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第22号、議第24号、議第25号、議第26号、議第32号、議第33号、議第34号の16議案については全会一致で、原案どおり可決すべきと決定しました。

全会一致で全議案すべて原案どおり可決すべきと決定をしました。

続いて、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書については、委員会の取り扱いを審議し、トンネルじん肺は公共事業によって発生することから、対策は必要であるとの意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、文教厚生委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 各常任委員会の委員長報告が終わりました。

---

## 日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（久保田 均君） 日程第2、質疑。

ただいまから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 発言なしと認めます。質疑は以上をもちまして終結をいたします。

---

## 日程第3 討論

議長（久保田 均君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第1号から発議第3号までの45議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はございません。

討論はありませんか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 2つの議案に反対する立場で討論いたします。

まず第1ですけれども、議第11号 山県市出産祝金条例についてです。

条例について、条文案を読み、委員会でも質疑いたしました。その中で、制度自体は、若い人を増やそうと、ここに住んでもらおうという意味で評価したいと思っておりますけれども、その中で非常に問題がある。それは第3条の受給資格というところです。この中で一定の限定をかけていると。すなわち、3条の後段、ただし書きに、ただし、保護者及び同居の親族の市税、国民健康保険税、その他市の収入に係る滞納があるときは支給しないと明確に定めています。

非常にいい制度であるし、出産祝金の名のとおり、生まれてくる赤ちゃん、出産、それをお祝いしたいということなんですから、その親世帯、同居世帯に滞納があるかどうか、全く関係なく祝うべきであるのに、そこを除外するというのを条例で規定するのは、非常に冷たい市の方針であるというふうに考えます。これが平野市長の最後のときに新しくつくられるというのは、いい制度だけど、その中に、委員会でも言いましたが、ナイフをちらつかせているようなものなんです。そんな市政はしてほしくない。そういった意味で反対いたします。

その観点で例えば他の条例を見てみますと、今回議題に上がっている議第13号、長寿

者褒賞条例。たまたまこれは、市の財政などの都合でしょうか、減額になっています。この条例の本文を見ますと、こういう受給資格を限定するという、いわば滞納者を差別する規定はないんですよ、お年寄りに対しては。だけど、新しい出産祝金に関してはそれを新たに設けるといふ、これは全く受け入れがたい。そんなことはやめるべきであると。

そういう意味で、制度はいいですから、新年度予算に400万円上がっています。それは私は賛成しますが、そこに本来受給から外された滞納世帯の分も加えるべきであるというふうに考えます。ですから、現行のこのただし書きをつけた条例については反対せざるを得ない。そういった意味で反対討論といたします。

もう一点ですけど、議第31号 平成19年度山県市一般会計予算というところですね。財政が厳しいということから、全般に15%程度ですか、かなり苦勞された基本的なスタンスは評価したいと思っておりますが、その中でやはり違法性という観点から許されない資質が入っていますので、私は反対せざるを得ない。

それは、この本会議でも質疑いたしましたし、一般質問でも市長に問いかけました。すなわち、市長選挙が4月にある。そのときに現平野市長を推薦するという団体が幾つもあります。それは民民のことであれば、それはそれで一政治家として普通であっていいんですけども、その中に新聞報道があります。

ことしの2月27日付岐阜新聞の1面にしっかり書いてあります。平野氏の状況について、自民党から推薦を得たほか、市商工会や市体育協会など、各種団体からも推薦を取りつけており、市内全域で浸透を図っているとはっきり新聞の1面に書かれています。その他の新聞報道は私は知りませんし、具体的にどういった団体が平野氏に推薦という形、あるいは支持というものを表明したか、私は存じていません。そのあたりも含めて、議場で、新年度予算にそういったことがあるのかということを経済部長にお聞きしましたが、それについては調べないということで、具体性のある答えは全くなかった。それから、一般質問でも市長にお聞きしましたが、それは個人の政治家のことであるということから、答えないという趣旨でした。

これでは、議員として疑わざるを得ない。今回のこの予算処理は、いろいろなところに補助、あるいは市と契約する団体がたくさんあります。この中に、こことここですという答えがあれば、例えば今の岐阜新聞に書いてあった市商工会、市体育協会はもうちゃんと出ている。それは書いてあります。しかし、それ以外にあるかも答えていただけない。隠されているわけですね。こんな状態で、議員として責任持って採決はできませんし、少なくとも、申し上げているように、新聞で報道された2団体はここに入ってい

ます、予算に。18年度も既に出されたか、あるいは4月ごろに出されるでしょう。これは違法な支出であると。あるいは仮に違法じゃないと見ても、市長という政治家の立場から、これはもうきっぱりやめまうと言うべきなのに、そういう答えはなかった。そうである以上、私はこの予算に賛成できません。反対ということで討論といたします。

以上です。

議長（久保田 均君） 賛成討論はありませんか。

反対討論はありますか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は議第8号、議第11号、13号、25号、26号、31号、32号、34号、35号、36号、39号、40号、この議題についてですね、反対の討論をいたします。

まず、8号の国保条例の一部改正案ですけれども、これは国保税の上限を引き上げるという案ですが、国民健康保険制度というのは大事な社会保障制度でありまして、皆保険制度は大事な意味を持つものであります。ところが、このように上限を引き上げていくということについては、その皆保険制度のあり方を一方の側から崩すものということで、賛成できません。

出産祝金の条例、11号につきましては、前議員が反対の理由などを述べておられましたけれども、私も大体それに類似した理由なんです。結局、保護者やまた同居の親族の納税状況というのが受給資格で問われるという中身になっておりまして、現在全国的にも、税金やまた国保税、国保料などが払えなくなっている世帯というのが急増しておりまして、社会問題になっている状況であります。受給資格で滞納が問われているということは、その滞納についての社会的な現象である、さまざまな理由が結局あるわけでありまして、そういうものを受給資格として位置づけるということで、切り捨てるというこの考え方は出産祝金というこの趣旨にそぐわないというふうに考えます。

議第13号の長寿者褒章条例一部改正ですけれども、これは金額を大幅に削減するということですが、100歳までの長寿ということはなかなか願ってもできないことでありまして、この条例の目的には非常にいい言葉が書いてあるわけですが、この目的から照らして、50万円を10万円に減らすということはやはり私は賛成することができません。

議第25号と26号、これは国保の特別会計の平成18年度の補正予算、介護保険の18年度の補正予算ですけれども、ここには後期高齢者医療制度の導入に伴う案件が含まれております。すべての後期高齢者に容赦なく医療保険料を課し、年金から天引きをする。介護保険料と合わせると、平均毎月1万円が天引きをされていくと。滞納者には容赦なく

保険証の発行を停止し、短期保険証や資格証を発行するという事も義務づける。また、この後期高齢者の医療保険料につきましては、2年ごとに改定をするということで、高齢者の人数が増えるにつれて自動的に保険料が引き上げられるという仕組みになっております。診療報酬を75歳未満の国民と全く別立てにして、後期高齢者には粗悪な医療や病院追い出しが迫られる、差別的な医療が行われる制度であるという大きな問題もあります。こうした制度導入には私は反対であります。

議第31号の新年度一般会計予算につきましてですけれども、市は、前年度比14.4%減と、大幅な縮減予算を組みました。税制改革によって、しかし、市民や高齢者には大幅な増税が行われ、市民税は大幅増となっております。この新年度の予算案は、こうした高齢者の生活、市民の生活が非常に大変になってきているという状況の中でも、いまだ下支えが大変不足をしているという予算案だというふうに私は思います。億単位の大型事業については、しっかりと確保をしながら、市民負担増、高齢者福祉削減の予算になっているわけでありまして、私はこれに賛成することはできません。

具体的な項目で申し上げますと、相変わらずの合併特例債事業での基金の積み立て1億7,650万円、そのうち借金が1億6,760万円ということです。地域情報化事業への多額の繰り出し金1億1,380万1,000円、クリーンセンター建設事業費3億515万3,000円ということで、これにつきましては、かねてから主張しておりますように、時間をかけて最善の道を選ぶことが必要と考えます。多額な税金のむだ遣いの道を開いていく、こういうやり方に反対であります。

また、保育料の大幅な値上げが行われます。放課後児童クラブなどの保育料も値上げをされます。後期高齢者制度の導入にかかわる経費、また、いきいき券の縮減、100歳祝い金大幅の削減、家庭ごみ手数料、基本健診料金の負担、住民基本台帳ネットワークシステムの事業費、また、職員の駐車場の料金の徴収ということについても、今議会で私は詳しく初めて知ったわけですが、これについても私はやっぱり道理がないというふうに思いまして反対です。

平成19年度の国民健康保険特別会計予算につきましては、資格証の発行、短期保険証の発行について、非常に問題があるというふうに思います。また、住民基本健診にかかわる予算が2,000万円近く含まれているわけでありまして、基本健診、がん検診ですけれども、これにつきましては、財源の保障がされておられません。市民同士の中でこれは不公平な予算だというふうに思います。一般会計で全額予算化されるべきものであります。また、国民健康保険税、1人当たり8万1,000円ということで積算をしてあるということですが、これも高過ぎます。基金を取り崩して引き下げをすべきであります。

議第34号の新年度介護保険特別会計予算につきましては、税制改悪によって、19年度は介護保険料に1,300万円以上の負担増だと執行部の答弁がありました。保険料負担が非常に重い。介護サービス利用に所得格差が大きくあらわれている現状をよく調査して、高齢者の負担軽減策を考えるべきであります。少なくとも、不納欠損分につきましては、一般会計からの繰り入れが必要ではないでしょうか。

議第35号 平成19年度簡易水道事業特別会計予算に対しては、これについては、やはり生活水に消費税をかけるということに納得ができません。

新年度の農業集落排水事業特別会計予算につきましては、分担金に納得ができません。

新年度の地域情報化事業特別会計予算につきましては、一般会計からの繰入金、先ほども申し上げましたが、1億1,380万1,000円というのは非常に大きい額だというふうに考えます。この経費の縮減を図るべきだというふうに考えます。また、個人と同額の事業者の加入負担金は見直すべきであります。

議案第40号 水道事業会計予算につきましては、水道料金の30%もの大幅な値上げ、これは本当に納得ができません。生活水に消費税をかけるということも私は認めることができません。

以上、反対討論といたします。

議長（久保田 均君） お疲れさまでございました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） ないものと認めます。以上で、討論を終結いたします。

---

#### 日程第4 採決

議長（久保田 均君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第1号から発議第3号までの採決を行います。

最初に、議第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

議第2号 山県市表彰条例の全部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり

り可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第3号 山県市部設置条例等の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第4号 山県市職員定数条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第5号 山県市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第6号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第7号 山県市税条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第9号 山県市公共料金支払基金条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第10号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第11号 山県市出産祝金条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案の

とおり可決されました。

議第12号 山県市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第13号 山県市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号 山県市伊自良図書館の設置に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第15号 山県市伊自良美術館の設置に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第16号 山県市歴史民俗資料館の設置に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第17号 山県市小口融資条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第18号 山県市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第19号 山県市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第20号 岐阜県市町村会館組合規約の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第21号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

た。

議第22号 岐北衛生施設利用組合規約の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第23号 山県市公共下水道高富浄化センター（仮称）の建設工事委託に関する協定の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第24号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第5号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第25号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第26号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第27号 平成18年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第28号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第29号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第4号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第30号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第31号 平成19年度山県市一般会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり

り可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第32号 平成19年度山県市国民健康保険特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第33号 平成19年度山県市老人保健特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第34号 平成19年度山県市介護保険特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第35号 平成19年度山県市簡易水道事業特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第36号 平成19年度山県市農業集落排水事業特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第37号 平成19年度山県市公共下水道事業特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第38号 平成19年度山県市高富財産区特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第39号 平成19年度山県市地域情報化事業特別会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第40号 平成19年度山県市水道事業会計予算。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第41号 山県市過疎地域自立促進計画の変更について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第42号 市道路線の認定について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第43号 市道路線の廃止について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

た。

発議第2号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

発議第3号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第5 発議第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書について  
議長（久保田 均君） 日程第5 発議第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書について。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 提案者であります影山春男君に趣旨説明を求めます。

9番（影山春男君） それでは、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書の提案説明をさせていただきます。

発議第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書の提案説明をさせていただきますが、トンネルじん肺は、大量に粉じんを吸引することが原因となって発病する職業病ですが、重大なことに、公共事業工事であるトンネル建設現場からはじん肺が発生し続けており、歯どめがかかっていないのが現状です。

トンネルじん肺発生について国、政府の責任は重大であることから、国に対してトンネルじん肺問題の根絶のため、トンネル現場において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務づけること。トンネル建設現場において、坑内労働者が粉じんに暴露される時間を短縮、規制すること。公共事業によって発生するトンネルじん肺被害者への補償等、救済制度の充実を図ることとする抜本的な対策等を求め、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出するものであります。

同意見書につきましては、県議会でも昨年の12月定例会で採択され、国に対して提出がなされております。

以上、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第6 質疑

議長（久保田 均君） 日程第6、質疑を行います。

発言をどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はなしと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第7 討論

議長（久保田 均君） 日程第7、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第8 採決

議長（久保田 均君） 日程第8、採決を行います。

発議第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策等を求める意見書について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第9 発議第5号 国民の安全・安心の願いに応える公共事業、木曽川上流河川事務所の執行体制等の拡充を求める意見書について

議長（久保田 均君） 日程第9 発議第5号 国民の安全・安心の願いに応える公共事業、木曽川上流河川事務所の執行体制等の拡充を求める意見書について。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 提案者であります武藤孝成君に趣旨説明を求めます。

7番（武藤孝成君） 国民の安全・安心の願いに応える公共事業、木曾川上流河川事務所  
の執行体制等の拡充を求める意見書について提案説明をさせていただきます。

全国各地で、生命財産が失われる洪水や土砂崩落、地震による災害が発生している中、  
三位一体の改革の名のもとに、地方分権とともに防災・環境・生活関連事業の多くは自  
治体へ移管される動きがあり、その財源は地方の自立、自助を基調としていることから、  
地域間格差の拡大に作用することが大いに懸念されております。

多くの自治体が財政難にあえぐ中、自治体が住民の生活のために保障しなければならない最低限度の生活環境基準の防災・環境・生活関連事業は、国直轄で実施すべきと考えられることから、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、国務大臣あてに、公共事業を国民の暮らしと国土の環境保全、防災優先に転換すること。国民の生活水準向上に向け、国直轄による公共事業の維持、継続、拡充を行うこと。公共事業推進の第一線に立つ木曾川上流河川事務所・出張所の機構整備、充実と執行体制に見合う必要な職員の確保を行うことの実現を要請するものです。

以上、提案説明とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第10 質疑

議長（久保田 均君） 日程第10、質疑を行います。

発言をどうぞ。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第11 討論

議長（久保田 均君） 日程第11、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第12 採決

議長（久保田 均君） 日程第12、採決を行います。

発議第5号 国民の安全・安心の願いに応える公共事業、木曾川上流河川事務所の執行体制等の拡充を求める意見書について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

---

日程第13 発議第6号 日豪EPA / FTA交渉に関する意見書について

議長（久保田 均君） 日程第13 発議第6号 日豪EPA / FTA交渉に関する意見書について。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 提案者であります武藤孝成君に趣旨説明を求めます。

7番（武藤孝成君） それでは、発議第6号 日豪EPA / FTA交渉に関する意見書について提案説明をさせていただきます。

本年から開始するとされている日豪EPA（経済連携協定） / FTA交渉（自由貿易協定）交渉に対し、豪州政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張すると見られます。

万一、農産物の輸入関税が全面的に撤廃ということになれば、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受け、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことになるため、同交渉に当たり、日本農業に多大な影響を与える重要な品目を交渉から外すなどの対策を求めるため、日豪EPA / FTA交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することとする意見書を、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣に提出するものです。

以上、提案説明とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

---

日程第14 質疑

議長（久保田 均君） 日程第14、質疑を行います。

発言をどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 発言はなしと認めます。質疑を以上で終結いたします。

---

#### 日程第15 討論

議長（久保田 均君） 日程第15、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論もなしと認めます。以上をもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第16 採決

議長（久保田 均君） 日程第16、採決を行います。

発議第6号 日豪EPA/FTA交渉に関する意見書について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第17 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議長（久保田 均君） 日程第17、議会運営委員会・特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申し出がありますので、お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定をいたしました。

初めに、議会運営委員会委員長 藤根圓六君。

議会運営委員会委員長（藤根圓六君） ただいま議長の許可をいただきましたので、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、閉会中に3回開催しました。

12月22日は、平成19年第1回定例会の日程、山県市議会委員会条例の一部改正について審議し、山県市議会委員会条例の一部改正については、山県市議会議員の定数を削減したことにより、常任委員会数、委員定数に加え、地方自治法の改正に伴う議会運営上の改正が必要なため、継続審議としました。

1月19日は、継続審議となっている山県市議会委員会条例及び山県市議会会議規則の一部改正について審議をし、地方自治法の一部改正に伴う改正について第1回定例会に提案することとし、常任委員会の委員会数の見直しについては、引き続き継続審査としました。また、山県市議会議員及び山県市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例について審議し、行財政改革に伴い廃止することに決定、議員提出で廃止する提案をすることとしました。

2月23日は、平成19年第1回定例会の提出予定議案、継続審議となっている山県市議会委員会条例の一部改正、陳情について審議しました。山県市議会委員会条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に市の機構改革に伴う改正を追加し、議員提出議案としました。陳情3件のうち、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出については文教厚生委員会に、国民の安全・安心の願いに応える公共事業、木曽川上流河川事務所の執行体制等の拡充を求める意見書についてと日豪EPA/FTA交渉に関する意見書採択の要請については産業建設委員会に付託することにしました。

以上をもって、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

次に、環境保全対策特別委員会委員長 村瀬隆彦君。

環境保全対策特別委員会委員長（村瀬隆彦君） 議長から指名をいただきましたので、環境保全対策特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、2月21日、委員10名と所管部課長の出席を求め、開催いたしました。

環境対策では、安八郡輪之内町にある廃プラスチックのリサイクル工場を視察しました。リサイクルを行う上で、資源ごみとして各家庭から出されるペットボトル、トレーなどは、容器を洗い、しっかりした分別収集ができれば、リサイクル処理費が削減され、行政のごみ処理対策費の削減にもつながることから、改めて住民への徹底した分別収集必要性を感じました。

また、畜産環境対策では、美濃加茂市にある県の畜産研究所の養豚場で、畜ふんを堆肥化させる際に発生する悪臭の原因となるアンモニア対策について、同研究所が開発した薄硫酸を用いた脱臭装置を視察しました。

帰庁後、クリーンセンター所長から、ごみ処理施設機種選定委員会からの答申後の状況、クリーンセンターからのダイオキシンの検出、ごみ処理施設の建設に対する訴訟について状況報告を受けました。

当委員会といたしましては、特別委員会設置目的でありますごみ処理及び畜産環境対策に対する調査研究を行い、生活環境の保全を図る必要があります、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査をすることを希望し、委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 次に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 谷村松男君。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（谷村松男君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の委員長報告を行います。

去る2月20日、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会は、委員11名出席のもと、所管の部長、課長、担当者の出席を求め、会議を開催いたしました。

所管課長の日程説明の後、東海環状自動車道西回りルート的美濃関ジャンクションから西関インターチェンジ間の長良川にかかる橋の建設工事現場を視察してまいりました。

現場では、岐阜国道事務所の建設専門官より工事の進捗状況及び今後の工事の進め方、特殊工法であるP & Z工法、俗に言いますやじろべえ工法でございますが、これ等につきまして説明を受けました。

P & Z工法は工事費が高くなるのではという質問に対して、架設工事費等も含めて、トータルでは安くなるとの回答でした。また、用地買収、測量等の進捗状況は、養老ジャンクションから大垣西インターチェンジ区間がほぼ終わり、現在、大垣西インターチェンジから大野・神戸インターチェンジ区間の測量を行っているとのことでありました。

工事につきましても、問題のないところが優先されることになり、まだ測量もできていない西関インターから高富インターチェンジの区間は後回しになりそうな印象を受けてまいりました。

市役所に帰り会議を再開し、前回の特別委員会以降の東海環状自動車道にかかわる岐阜国道事務所と尾ヶ河南自治会の代表との協議内容及び国土交通大臣等への要望活動及び共有権トラスト運動に参加している人数、不売不測運動の取り下げ経緯、人数等について説明がありました。

国道256号バイパスの三田又川から伊東地区内道路までの区間について、県土木事務所は、平成19年度中に用地買収及び家屋補償を完了させる予定であるとのことでありまし

た。国道418号線につきましては、中洞地区、水棚地区の工事の進捗状況について説明がありました。

以上のような説明を受けた後、質疑に入り、東海環状自動車道については、岐阜国道事務所と尾ヶ洞南自治会代表とで協議された具体的な内容、共有権トラスト運動、不売不測運動の問題解決へ向けた取り組みについて活発な意見が交わされました。国道256号バイパスにつきましては、インターより北の工事の進捗、国道418号線は詳しい工事の進捗状況について質疑応答がありました。

当委員会は、特別委員会の設置目的であります東海環状及び幹線道路整備促進に対する調査研究を継続して行い、事業の促進を図る必要があることから、今後も継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査とすることを希望し、委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

---

#### 日程第18 質疑

議長（久保田 均君） 日程第18、質疑。

議会運営委員会、特別委員会中間報告についての質疑を行います。

発言をどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第19 閉会中の継続審査について

議長（久保田 均君） 日程第19、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

暫時休憩。

午前11時09分休憩

午前11時09分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

環境保全対策特別委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

議長（久保田 均君） 中田静枝君から発言の要望があります。どうぞ。

15番（中田静枝君） きょうの討論の際の最初の私の発言の中で、37号と言いましたのは39号の間違いでしたので、39号に訂正をお願いしたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） はい、承りました。訂正をいたしておきます。

---

議長（久保田 均君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成19年第1回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午前11時11分閉会

---

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 久保田 均

9 番 議 員 影 山 春 男

15 番 議 員 中 田 静 枝